

視察・調査活動 実施計画書 政務活動費 《事前》審査書			整理番号	0606001-1		
			会派名	富山市議会自由民主党		
			議員名	松井 邦人		
■ 調 査 研 究 費			会 派 承 認 欄			
研 修 費	起 案 日	代 表 者	経 理 責 任 者	申 請 者 (議 員)		
広 報 広 聴 費	R6.4.1					
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日					
会 議 費	R 6. 4. 1					
資 料 作 成 費	特 記 事 項					
資 料 購 入 費	松井邦人 0606001は4月12日のみ視察 ※金厚有豊、高原譲、織田伸一、飯山勝彦は4月11日～12日の視察					
人 件 費						
事 務 費						
項 目	内 容				留 意 点	
1	実施者	松井邦人(以上1名)				
2	実施日程	令和6年4月11日(木)～12日(金)				
3	行程	行程表の通り ※別途添付				政務活動のための合理的な経路か、政務活動以外の行状が含まれていないか、宿泊が必要か。
4	視察 1	視察・調査先	大阪府			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先 面談予定者	田辺三菱製菓史料館(大阪市道修町3-2-10 06-6205-5100) 担当 未定			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】くすり関連施設について先進事例を学ぶ 【目的】くすり関連施設設置に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察 2	視察・調査先				
		視察・調査先 面談予定者				
		視察・調査の 目的、内容				
	視察 3	視察・調査先				
		視察・調査先 面談予定者				
		視察・調査の 目的、内容				
5	実施経費 及び 政務活動費の 支出予定額 (振込手数料含まない)	交通費	20,580円			対象費用及び単 価見積が適切 か。 政務活動費充当 方法は適切か。 按分率適用の分 母は適切か。(混 在不明確な部分 が対象。明確な 部分は当初除外 してあるか。)
		日当	3,000円/日×1日			
		宿泊費	12,900円			
		その他				
		合計額		36,480円		
		按分率(充当率)		100% ・ 50%		
		支出額(合計額×按分率)		36,480円		
6	取引規定	■抵触なし				取引制限の確認

0606001

御 旅 程 表

JAなのhana 生活課 観光事業

富山市豊田本町3-18-21

TEL 076-438-2214

FAX 076-438-3670

令和6年4月1日

担当

富山市議会自由民主党 松井邦人			様	旅行先		大阪 行政視察				
旅行日			令和6年4月11日 令和6年4月12日		人数	大人 男 女	小人	計	1泊 2日	車船中泊 旅館 1泊
日程	月日	曜日	行程表							
1	4月11日	木	13:40 15:02 15:14 16:36 富山駅==つるぎ25号==敦賀駅==サンダーバード26号==大阪駅(桜橋口) ...徒歩5分...ホテル TEL 06-6342-1111 チェックイン14:00 チェックアウト12:00 *ハートンホテル西梅田(1泊朝食 シングル 禁煙)							
2	4月12日	金	10:00 ~ 12:00 13:16 ホテル===田辺三菱製薬史料館(視察)===新大阪駅===サンダーバード25号 14:33 15:04 16:16 ===敦賀駅===かがやき510号===富山駅							

概算費用御見積り				(責任人数 1名)		
J	R	富山駅~大阪駅 往復	20,580	宿泊料金	1泊朝食サ税込	12,900
J	R			食事費		
J	R			宴会費		
定期観光バス代						
高速有料道路代						
有料駐車代				寸志・その他		
バス航送代				添乗経費		
乗船券				乗務員昼食		
入場入拝料				お一人様費用計		33,480

コースの見方

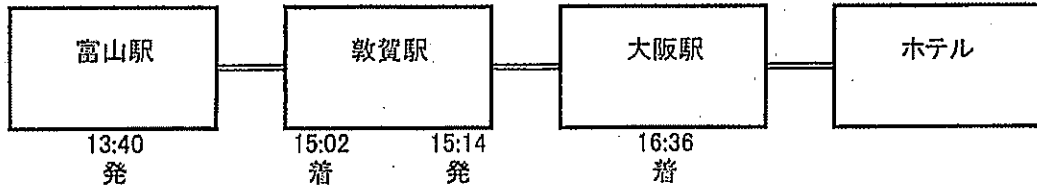
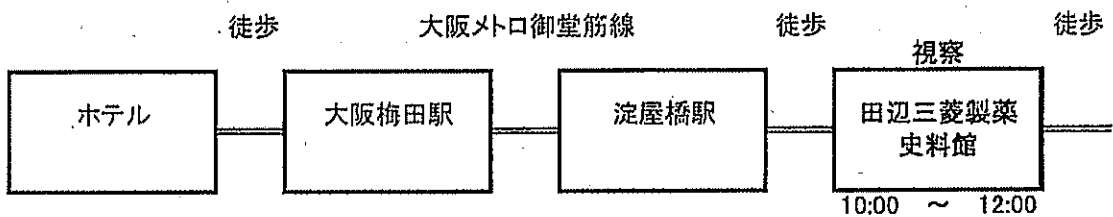
- バス ・
- 車 ☺
- JR □
- 私鉄 ■
- 飛行機 ・
- フェリー ・
- タクシー ・
- 徒歩 ・

富山市議会自由民主党 視察行程表

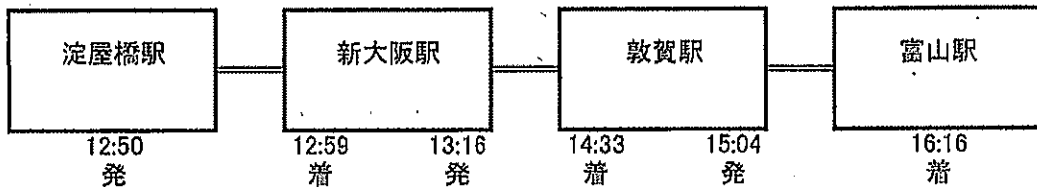
日程 令和 6 年 4 月 11 日(木) ~ 12 日(金)

4月11日
(木)

JR新幹線つるぎ25号 JRサンダーバード26号

【宿泊ホテル】
ハートインホテル西梅田4月12日
(金)

大阪メトロ御堂筋線 JRサンダーバード25号 JR新幹線かがやき510号

【視察項目】
くすり関連施設の整備について

【備考】

田辺三菱製薬史料館
担当:三菱ケミカルグループ株式会社
様
(見学30分、質疑30分)

視察・調査活動 実績報告書 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票				整理番号	0606001-2	
				会派名	富山市議会自由民主党	
				議員名	松井 邦人	
■	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
□	研 修 費	R6.4.23		代表者	経理責任者	申請者(議員)
□	広 報 広 聴 費	承 認 日				
□	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R 6. 4. 2 6				
□	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)	R 6. 4. 3 0	
□	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
□	資 料 購 入 費	R 6. 4. 3 0		代表者	経理責任者	申請者(議員)
□	人 件 費	承 認 日				
□	事 務 費	R 6. 5. 1				
特 記 事 項						
松井邦人 0606001は4月12日のみ視察 ※金厚有豊、高原譲、織田伸一、飯山勝彦は4月11日～12日の視察						
項 目		内 容				留意点
1	実施者	富山市議会自由民主党会派 松井議員				
2	実施日程	令和6年4月11日(木)～12日(金)				政務活動のための合理的な経路か。 政務活動以外の行程が含まれていないか。 宿泊が必要か。
3	行程	別紙の通り				
4	視察 1	視察・調査先	田辺三菱製薬史料館			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先 面談予定者	田辺三菱製薬史料館担当:			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】くすり関連施設について先進事例を学ぶ。 【目的】くすり関連施設設置に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察 2	視察・調査先				
		視察・調査先 面談予定者				
		視察・調査の 目的、内容				
	視察 3	視察・調査先				
		視察・調査先 面談予定者				
		視察・調査の 目的、内容				

項目	内容	留意点
視察・調査活動の内容	(視察1) 田辺三菱製薬史料館は本社ビル内に設置されている。日本の医薬品産業発祥の地と言われる道修町の地域コミュニティとの共生と活性化や、江戸時代から続く(創業346年)歴史と企業活動、くすりの町(道修町)の歴史と文化を紹介することを目的としている。 史料館は延床面積が約220㎡で、①くすりの道修町ゾーン～ルーツを辿る～、②あゆみゾーン～歴史を辿る～、③いまと未来ゾーン～次代を拓く～の3つのエリアで構成され、約80点の史料展示を通してくすりの町(道修町)の歴史と伝統及び会社の歴史を紹介し、それらの歴史を礎に人々の健康に貢献する医薬品を世界に向けて発信する未来の姿を紹介していた。また、長期的に史料館を運営することに主眼におき、極力省資産(最小限の人員で最小限のコスト、頻繁な展示替えせず普遍性のある内容)で運営されていた。その半面で複数回来館するリピーターの獲得に課題を持っていた。 来館者数に関してはコロナ前に平均6,000名台で、コロナ後は5,000名まで回復しており、一般の方が約7割で、学生が1割を占めていた。この史料館は来館して欲しい対象者を広く設定しているため、来館された職種や年代などによって興味を持つ所や滞在時間が異なっていた。	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、会派内での報告・情報共有等の対応等。 政務活動のみの内容か。
5 市政への影響、反映、成果等	(視察1) 本市は富山のくすりの歴史と文化、精神を継承して薬都の未来を市民とともに創造する「くすり関連施設」の整備に向けて平成30年度に策定した基本構想・基本計画を踏まえながら民間活力導入可能性調査を行うことになっている。また、本市には薬種商の館金岡邸や池田屋安兵衛商店、売薬資料館など富山のくすりの歴史や文化を発信する施設が点在している。 近年、薬剤師の偏在が問題となっており、富山県は全国的にも薬剤師不足が顕著となっている。現状を考えると、ただ「くすり関連施設」を整備するのではなく、薬都とやまの未来を担う薬剤師をはじめ薬業界に興味を持ってもらう必要性が高まっていると考える。 そのためにも来館してもらう対象を絞り込み、展示内容も薬都とやまの未来を創造できるものにしていく必要があると考える。	政務活動以外の政党活動、選挙活動、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。 政務活動費を支出できる内容か。 (全額、1/2、支出不可)
その他及び政務活動以外で取り扱った内容		

項 目		内 容			留意点	
実施経費 及び 政務活動費支出額	旅費	支出金額	33,480円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座（立替）	対象費用及び単価見積が適切か。 按分率適用の分母は適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 （混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。）
		支出先	松井議員【立替え支払い先】なのはな農協			
		支出内容及び積算根拠	JR代 20,580円（富山駅-大阪駅：往復） 宿泊費 12,900円 別紙領収書のとおり			
	日当	支出金額	3,000円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座（立替）	
		支出先	松井議員			
		支出内容及び積算根拠	4月12日（金）1日分 3,000円/日×1日			
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座（立替）	
		支出先				
		支出内容及び積算根拠				
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座（立替）	
		支出先				
		支出内容及び積算根拠				
	支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座（立替）		
	支出先					
	支出内容及び積算根拠					
取引規定		■抵触なし				
経費総額		36,480円	按分率（充当率）	100%・50%		
按分率適用対象経費及び按分理由						
政務活動費支出（充当）額		36,480円				

請求書

0606001

令和6年4月3日

請求書NO. 1154

富山市議会 自由民主党 松井 邦人 様

富山県知事登録220号

なのはな農業協同組合

生活課 観光事業

登録番号 T2-2300-0500-0474

〒931-8540

富山市豊田本町3-18-21

TEL076-438-2214

FAX076-438-3670

責任者印

担当者印

ご請求金額

33,480 円

旅行日

令和6年
4月11日～12日

ご精算予定日

令和6年4月10日

軽減他

種別・摘要

人員・数量

単価

金額

4/11 富山駅～大阪駅 JR普通指定席

1

10,290

10,290

4/11 ハートンホテル西梅田 1泊朝食税込 シングル

1

12,900

12,900

4/12 大阪駅～富山駅 JR普通指定席

1

10,290

10,290

消費税10%対象 小 計

33,480

内消費税

3,043

消費税 8%対象 小 計

内消費税

合 計 金 額

33,480

軽減の欄に※は軽減税率対象商品です。非は非課税商品です

振込先

取引銀行 なのはな農業協同組合 西部支店

口座名 JAなのはな旅行センター 普通口座 6000116

恐れ入りますが振り込み手数料は、お客様負担でお願いします。

貼付用紙

No. 251641

領 収 書

富山県議会
自由民主党

松井 邦人 様

令和 6 年 4 月 3 日

千	百	拾	万	千	百	拾	円
2	4		7	3	3	4	8 0

収入印紙

但 大阪 丁代 で 本 邦 代 金 として

上記正に領収いたしました



なのはな農業協同組合

なのはな

取扱者印



＜ご注意＞ 組合の領収年月日および取扱者印のないものは無効です。また、訂正した場合、訂正印のないものは無効です。
領収いたしました小切手・手形等が万一決済されなかったときは、本書を引換えに小切手・手形等をお返しいたします。

振 替 証 明 書

会派名 富山市議会自由民主党

金 額	36,480	円
-----	--------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和6年4月30日

経理責任者

豊岡 達郎



氏 名	松井 邦人	受領印	
-----	-------	-----	--



№06060013

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	残し引き残高 (円)
1 06-04-01		*100,540	ホクテ"ンサンキ"ヨウ	*16,712,239
2 06-04-02		*3,380	トマシンフ"ン	*16,708,859
3 06-04-02		*3,900	トマシンフ"ン	*16,704,959
4 06-04-04*		*3,380	普通預金 高道誠 員	*16,701,579
5 06-04-09*		*3,380	普通預金 高田里 議員	*16,698,199
6 06-04-11*		*3,380	普通預金 高原誠 員	*16,694,819
7 06-04-15	電話料	*2,895	0764316101	*16,691,924
8 06-04-16*		*3,380	普通預金 成田 議員	*16,688,544
9 06-04-19*		*23,835	タフ"レント 端末 通信料	*16,664,709
10 06-04-22	振込	トマシキ"カイヨムカ	*6,750,000	*23,414,709
11 06-04-22		*39,710	ホウト"ウシステム	*23,374,999
12 06-04-22*		*60,060	イマジン 出版 本社	*23,314,939

13 06-04-22	振込資金	*2,165	インターネット代	*23,312,774
14 06-04-22	振込資金	*117,150	(株) リンズ 本社	*23,195,624
15 06-04-22	振込資金	*6,446	トヨックス ホールディングス	*23,189,178
16 06-04-22	振込資金	*93,170	日系 BP マーケティング	*23,096,008
17 06-04-23		*8,200	SMBC (シンフ"ン) YC	*23,087,808
18 06-04-25*		*320,000	総合 本社	*22,767,808
19 06-04-30	新聞代金	*7,380	北日本 朝日新聞	*22,760,428
20 06-04-30		*12,100	タ"イチレン 外	*22,748,328
21 06-04-30		*100,540	ホクテ"ンサンキ"ヨウ	*22,647,788
22 06-04-30*		*36,480	普通預金 松井 議員	*22,611,308
23 06-04-30*		*56,670	普通預金 織田 議員	*22,554,638
24 06-04-30*		*56,670	普通預金 高原 議員	*22,497,968

(お読み)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは毎月日曜に〃と表示します。
2. 通帳をお預け入れのときは、お支払い金額に次のとおり表示します。
タ"ン 〇〇-〇〇
ト"タチ 〇〇-〇〇

お支払いできる日
お支払できる時間は、所定の
本振込時刻の範囲内となります。

3

店番号

富山市議会自由民主党 様

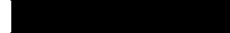


北陸銀行

0606001

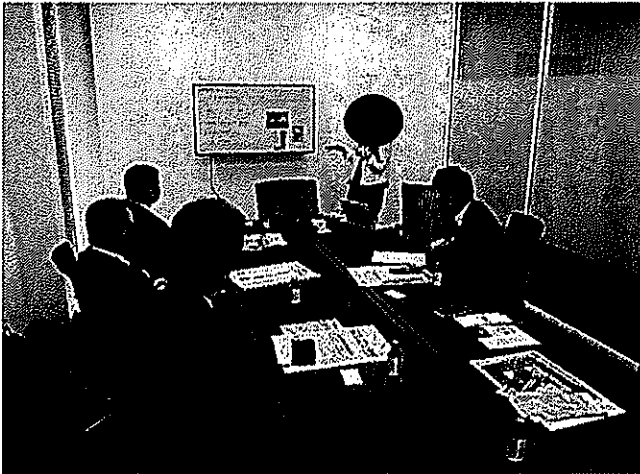
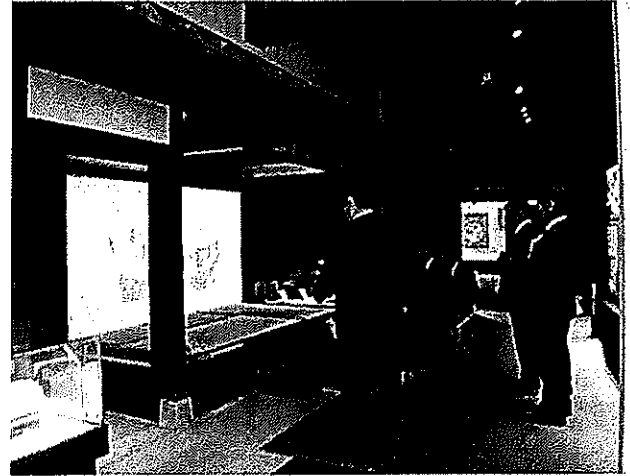
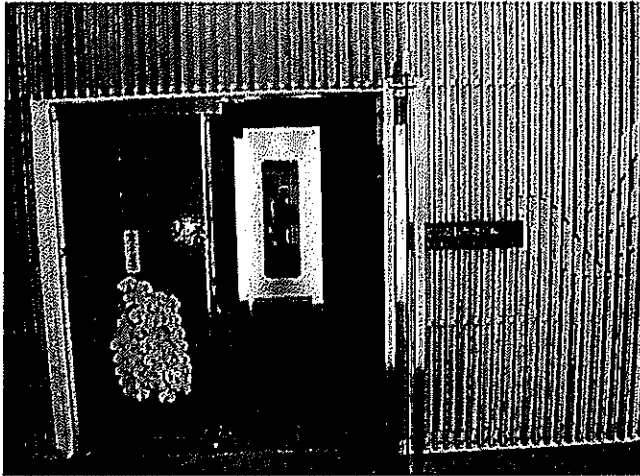


コーポレートコミュニケーション本部
大阪コーポレートコミュニケーション部



MITSUBISHI
CHEMICAL
GROUP

三菱ケミカルグループ株式会社
大阪市中央区道修町3-2-10 〒541-8505
TEL: 06-6205-5119
E-mail: 



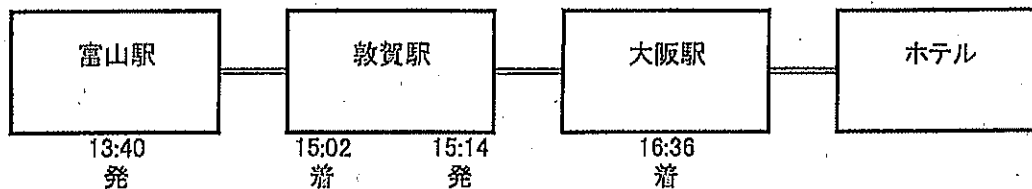
田辺三菱製薬史料館：くすり関連施設について先進事例を学ぶ

富山市議会自由民主党 視察行程表

日程 令和 6 年 4 月 11 日(木) ~ 12 日(金)

4月11日
(木)

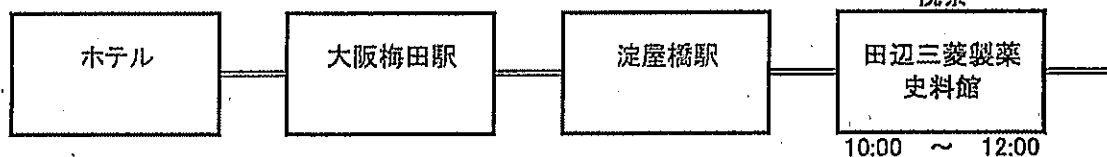
JR新幹線つるぎ25号 JRサンダーバード26号



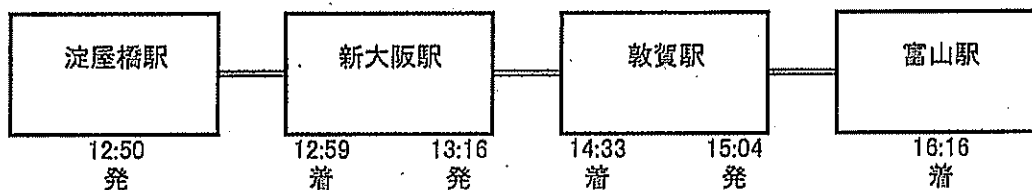
【宿泊ホテル】
ハートインホテル西梅田

4月12日
(金)

徒歩 大阪メトロ御堂筋線 徒歩 視察 徒歩



大阪メトロ御堂筋線 JRサンダーバード25号 JR新幹線かがやき510号



【視察項目】
くすり関連施設の整備について

【備考】

田辺三菱製薬史料館
担当・三井ケミカルグループ株式会社
[] 様
(見学30分、質疑30分)

田辺三菱製薬のあゆみ

1678年、徳川四代将軍家綱の時代に初代田邊屋五兵衛は合薬の製造販売を家業として、大阪・土佐堀の地に独立開業しました。さらに時代をさかのぼると、その祖である田邊屋又左衛門は1604年に朱印船をもって東南アジアとの貿易に乗り出し、その地の貴重な薬材をわが国に数多く輸入・紹介していました。田邊屋又左衛門の行った事業は民間医薬品輸入の草分けと言えます。創業から300有余年の間、私たちは先人からの想いを大切に受け継ぎ、時代と国境を超えて、数多くの医薬品を創製し、世界の人々の健康に貢献してきました。



朱印船

製薬企業として
世界でも屈指の歴史に脈づく
遥かな想い

道修町は江戸時代より「くすりの町」として知られており、薬種中買株仲間といわれる組織が薬種の品質・目方の保証や適正価格を定めて、全国に供給していました。



十二代 五兵衛

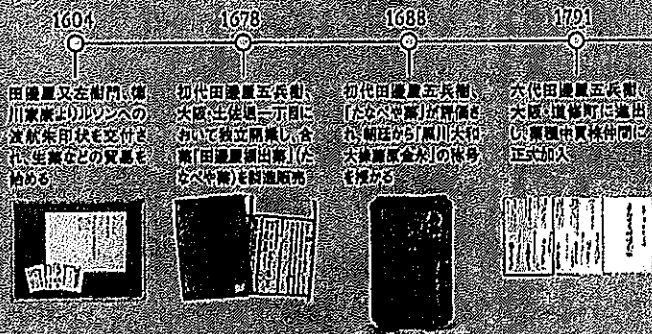
六代五兵衛は道修町に進出し、すでに薬種市場の中心的存在となっていたこの株仲間に1791年に加入しました。明治維新を契機に株仲間の独占的支配力は失われ、自由競争と洋薬への切り替えが迫られる時代へと向かうなか、十二代五兵衛は洋薬という未知の世界へ果敢に飛び込むことを決意し、現在の礎を築きました。



洋薬高への転換のきっかけとなった
清酒用助剤サリチル酸の発光元薬

新しい時代の到来を察知し、
現在の礎を築く

History



田辺三菱製薬史料館へ ようこそ

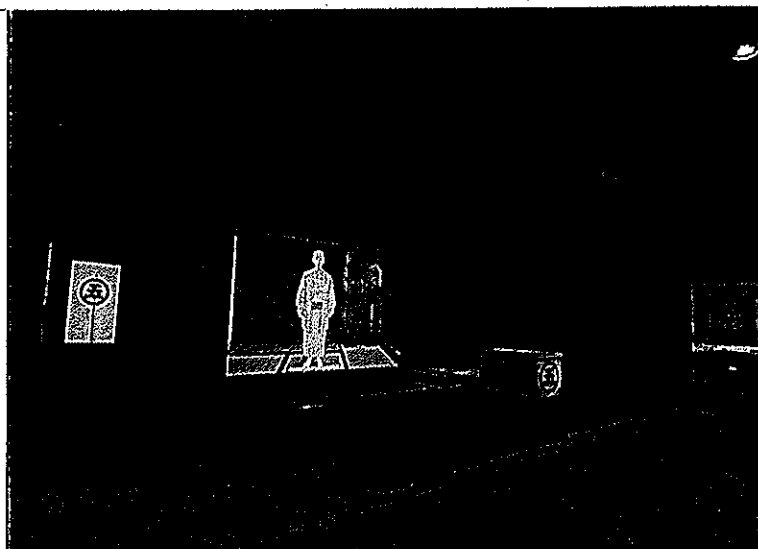
田辺三菱製薬史料館にご来館いただき、誠にありがとうございます。

当館は2015年5月12日、田辺三菱製薬本社2階に開館しました。

当社の歴史は、1678年(延宝6年)初代田邊屋五兵衛が、大阪・土佐堀田邊屋橋(現・常安橋)南詰で、合薬「田邊屋振出薬」の製造販売を家業として、店舗を開いたことに始まります。以来300有余年、医薬品の創製を通じて、世界の人々の健康に貢献してきました。

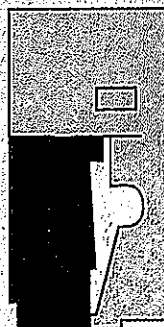
ご覧いただく「田辺三菱製薬史料館」には、当社が常に時代に先駆けて社会のお役に立つ医薬品を提供し続けてきた企業活動と、幾多の困難を乗り越えてきたフロンティア精神に関する歴史的資料を一堂に集めています。

当社はこのかけがえのない歴史と精神を受け継ぎながら、高い使命感、倫理観をもって企業活動を展開し、社会に貢献できるよう努めてまいります。当社の歩みとともに、「くすりの道修町」をご体験いただければ幸いです。



1 田辺三菱製薬のルーツを辿る くすりの道修町ゾーン

明治初期の道修町を、田邊屋の店構えとともに再現。当時の看板や軒先に置かれていた提灯などとともに、十二代田邊五兵衛がルーツを語る映像が来館者をお迎えします。



3 田邊屋の
全体模型



明治時代の田邊五兵衛商店の1/50模型です。店屋敷の全容や店の内部の様子のはか、くすりの取り引きでにぎわった当時の道修町の営みが再現しています。

2 看板、提灯



創業当時の軒下看板や大正時代に使用していた提灯。300年以上にわたり保存されてきた歴史を感じさせる看板が、来館される皆さんを入口でお待ちしています。

4 明治期の田邊屋



明治時代の田邊五兵衛商店の店先を再現しています。当時の登記簿謄本から間口などを忠実に再現しました。店先では十二代田邊五兵衛の映像がお出迎えし、当時の様子を語ります。

5 道修町と
田邊屋の絆



道修町の歴史と田邊屋との関わりをパネルでご紹介しています。日本の医薬品産業のルーツである道修町は昔から活気のあるにぎやかな町でした。

6 神農さん



「くすりの神様」として「神農桑」で有名な道修町の少彦名神社に祀られている神農さんのブロンズ像が鎮座しています。

2 田辺三菱製薬の歴史を巡る あゆみゾーン

当社の収蔵品と社業のあゆみを一堂に展示。ゾーンの最後に大正から現在までの歴史を映像でまとめ、皆さんをいまと未来へと導きます。

1 収蔵品



初代田辺重五兵衛の曾祖父の切(1600年代初期)から現代にいたるまでの史料を一堂に展示しています。日本の医薬品産業の発展や当社の企業活動の一端をご覧いただける貴重な収蔵品が並びます。

2 合併の系譜



当社の合併の歴史をパネルでご紹介します。前身となる各社の特色や創薬から合併への足跡が一目でご覧いただけます。

3 田辺三菱製薬年表

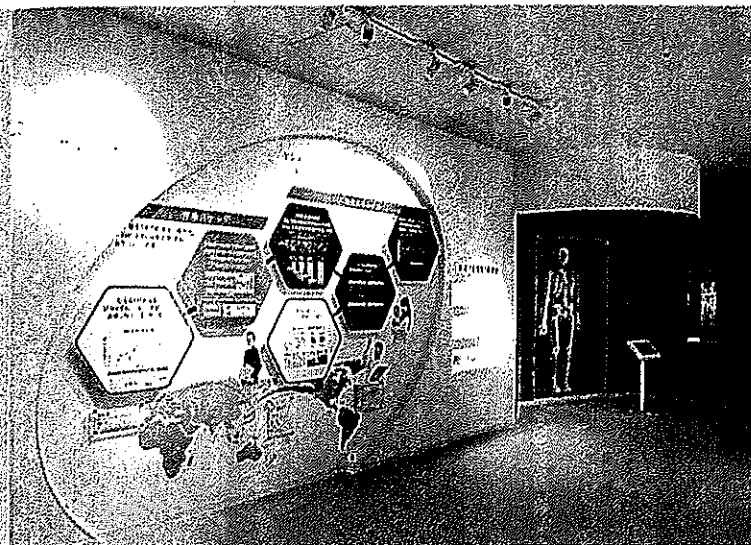


長い歴史の中で起こったさまざまな出来事を大きく4つの時代に分けて時系列でご紹介します。また、その他の出来事をデータで閲覧できるデジタル年表も設置しています。

4 かけ橋映像

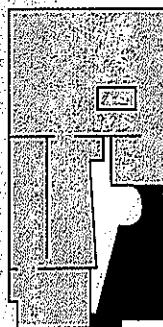


合併の系譜をさらに分かりやすく映像化して放映しています。個性の異なる会社が合併して、未来に向けてともに歩んでいく姿、過去の事実やテレビCM交差しながらご紹介します。



3 田辺三菱製薬の次代を拓く いまと未来ゾーン

新薬の研究開発から、くすりを育てる育薬、からだにくすりの密接な関係など、300有余年の歴史を経て国際創薬企業へと向かう田辺三菱製薬のいまと未来の姿を紹介します。



1 バーチャル解体新書



人体をかたどった立体スクリーンに映像を投影し、薬の作用や人体の仕組みをリアルな3DCG映像で解説します。病状ごとの薬の働き方をわかりやすく見るすることができます。

2 アンメット・メディカル・ニーズに 応える薬づくり



創薬ステージ、育薬ステージに分けて、当社の「いま」をパネルでご紹介しています。当社の特長やアンメット・メディカル・ニーズ(未充足の医療ニーズ)への取り組みをお伝えします。

3 タッチ&トライ



くすりに関するクイズや「はね、ないぞうパズル」など、薬や身体のことを子どもから大人まで楽しんで学べる端末です。画面にタッチして、ぜひ挑戦してみてください。

4 くすりのバトン



薬の研究開発段階から患者さんに届くまでの一連の流れと、当社がめざす薬づくりを、現場で携わる従業員へのインタビューを通してご紹介する映像です。当社の創薬・育薬に対する情熱や想いを感じていただけます。



視察・調査活動 実施計画書 政務活動費 《事前》審査書		整理番号	0606002-1			
		会派名	富山市議会自由民主党			
		議員名	松井 邦人			
■ 調 査 研 究 費		会 派 承 認 欄				
回	研 修 費	起 案 日	代 表 者	経 理 責 任 者	申 請 者 (職 員)	
回	広 報 広 聴 費	R6.4.22				
回	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日				
回	会 議 費	R 6 . 4 . 2 2				
回	資 料 作 成 費	特 記 事 項				
回	資 料 購 入 費	鋪田博紀 0615001 横野 昭 0613001 成田光雄 0612002 松井邦人 0606002 豊岡達郎 0605002 田辺裕三 0604001				
回	人 件 費					
回	事 務 費					
項 目		内 容			留 意 点	
1	実施者	田辺裕三、豊岡達郎、松井邦人、成田光雄、横野昭、鋪田博紀(以上6名)				
2	実施日程	令和6年5月7日(火)～8日(水)				
3	行程	行程表の通り ※別途添付			政務活動のための合理的な経路か、政務活動以外の行程が含まれていないか、宿泊が必要か。	
4	視察 1	視察・調査先	潮来市			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先面談予定者	潮来市役所(潮来市辻626 0299-63-1111) 担当 未定			
		視察・調査の目的、内容	【内容】液状化対策について先進事例を学ぶ 【目的】液状化対策の実施に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察 2	視察・調査先	千代田区			
		視察・調査先面談予定者	参議院議員会館(千代田区永田町2-1-1 03-3581-3111) 担当 吉田信博【大臣官房参事官(宅地・盛土担当)】			
		視察・調査の目的、内容	【内容】液状化対策について先進事例を学ぶ 【目的】液状化対策の実施に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察 3	視察・調査先				
		視察・調査先面談予定者				
		視察・調査の目的、内容				
5	実施経費 及び 政務活動費の 支出予定額 (振込手数料含まない)	交通費	29,720円			対象費用及び単価見積が適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 按分率適用の分母は適切か。(混在不明瞭な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)
		日当	3,000円/日×2日			
		宿泊費	11,500円			
		その他				
		合計額		47,220円		
		按分率(充当率)		100% ・ 50%		
		支出額(合計額×按分率)		47,220円		
6	取引規定	■ 抵触なし			取引制限の確認	

№0606002

御 旅 程 表

JAなのほな 生活課 観光事業

富山市豊田本町3-18-21

TEL 076-438-2214

FAX 076-438-3670

令和6年4月18日

担当

富山市議会自由民主党 松井邦人			様	旅行先		潮来・東京 行政視察							
旅 行 日			令和6年5月7日 令和6年5月8日		人 数	大人		小人	計	1泊 2日		車船中	泊
						男	女					旅館	1泊
日程	月日	曜日	行程表										
1	5月7日	火	7:22 9:32 10:00 富山駅===かがやき502号===東京駅・・・徒歩5分・・・東京駅===高速バス=== 11:20 13:30～ 15:30 15:55 ===水郷潮来ターミナルビル===潮来市役所(視察)===水郷潮来ターミナル 17:35 ===高速バス===東京駅・・・徒歩7分・・・ホテル TEL 03-3241-0202 チェックイン15:00 チェックアウト10:00 * 京王プレッソイン大手町(1泊朝食 シングル 禁煙)										
2	5月8日	水	9:30～11:00 ホテル===参議院会館(視察)===東京駅 13:24 15:54 東京駅===はくたか565号===富山駅 * 東京駅～水郷潮来ターミナルビル・・・予約制ではなく先着順との事です										

概 算 費 用 御 見 積 り				(責任人数 6名)		
J	R	富山駅~東京駅 往復	25,520	宿泊料金	1泊朝食サ税込	11,500
高 速 バ ス		東京駅~潮来バスターミナル 往復	4,200	食事費		
				宴会費		
定期観光バス代						
高速有料道路代						
有料駐車代				寸志・その他		
バス航送代				添乗経費		
乗 船 券				乗務員昼食		
入 場 入 拝 料				お一人様費用計		41,220

コースの見方

バス ・
車 ☺
JR □
私鉄 ■
飛行機 ・
フェリー ・
タクシー ・
徒歩 ・

富山市議会 自由民主党 視察行程表

日程 令和 6 年 5 月 7 日(火) ～ 8 日(水)

5月7日 (火)	JR新幹線かがやき502号 徒歩 5分 高速バス・関東鉄道バス 「鹿島神宮」行きか「鹿島セントラルホテル」行き タクシー 10分			
	富山駅	東京駅	東京駅前 (八重洲南口1番 乗り場)	水郷潮来バスターミ ナル
	7:22 発	9:32 着	10:00 発	11:20 着
5月8日 (水)	視察 タクシー 10分 JR新幹線はくたか565号			
	潮来市役所	水郷潮来バスターミナル	東京駅前	ホテル
	13:30 着	15:30 発	15:55 発	17:35 着
	17:50 着			
	【視察項目】 液状化対策について 【宿泊ホテル】 京王プレッソイン大手町			
5月8日 (水)	視察			
	ホテル	参議院会館 (地下101会議室)	東京駅	富山駅
		9:30 ~ 11:00	13:24 発	15:54 着
	【視察項目】 液状化対策について 講師:大臣官房参事官(宅地・盛土担当) 吉田 信博			

視察・調査活動 実績報告書 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票				整理番号	0606002-2	
				会派名	富山市議会自由民主党	
				議員名	松井 邦人	
■	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
□	研 修 費	R6.5.16		代表者	経理責任者	申請者(議員)
□	広 報 広 聴 費	承 認 日				
□	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R 6 . 5 . 1 6				
□	会 議 費	支払件数	/	支払日(口座振込完了日)	R 6 . 5 . 1 6	
□	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
□	資 料 購 入 費	R 6 . 5 . 1 6		代表者	経理責任者	申請者(議員)
□	人 件 費	承 認 日				
□	事 務 費	R 6 . 5 . 2 0				
特 記 事 項						
鋪田博紀 0615001 横野 昭 0613001 成田光雄 0612002 松井邦人 0606002 豊岡達郎 0605002 田辺裕三 0604001						
項 目		内 容				留意点
1	実施者	富山市議会自由民主党会派 松井議員				
2	実施日程	令和6年5月7日(火)～8日(水)				政務活動のための合理的な経路か。政務活動以外の行程が含まれていないか。宿泊が必要か。
3	行程	別紙の通り				
4	視察 1	視察・調査先	潮来市役所			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先 面談予定者	潮来市役所:峰松剛志、石山洵			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】液状化対策について先進事例を学ぶ 【目的】液状化対策の実施に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察 2	視察・調査先	参議院議員会館101会議室			
		視察・調査先 面談予定者	国土交通省:吉田信博			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】液状化対策について先進事例を学ぶ 【目的】液状化対策の実施に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察 3	視察・調査先				
		視察・調査先 面談予定者				
		視察・調査の 目的、内容				

項 目	内 容	留意点
5 視察・調査活動 の内容	(視察1) 潮来市内で液状化現象が起きた、日の出地区は遠浅の海を干拓し宅地造成された場所で、自然地層と人工地層との境界があり地区外へ水を通し難い上に、地区外の地下水位に比べ高い位置に地下水位があるという特徴があった。 平成23年3月11日に発生した東日本大震災後、液状化対策事業計画作成に向け地質や地震分野等の専門家及び地元住民で構成する潮来市液状化対策検討委員会を平成24年2月に設置し、地下水位低下工法に関する現場実験や実証実験の結果、地下水位低下工法の採用を提言した。 この提言を踏まえ地権者等への事業説明会を11回開催し、地権者の2/3以上の同意を得て復興庁へ液状化対策事業計画を提出した。その計画は受理され、全国初となる復興交付金を活用した液状化対策事業に着手することとなった。 日の出地区での液状化対策工事は2つの方法で行われ、幹線道路の地下部にボックスカルバートを掘削その左右に地下水排水管を施工する方法と、車道部及び歩道部の地下部に地下水排水管を設置する方法であった。そして排水ポンプ場から地区外に排水する事で地表面より3m程度まで地下水位を低下させていた。 工事完了後、液状化は発生していないが排水を行う為の維持管理や電気代等で、年間1,800万円程度の費用がかかっていた。 (視察2) 液状化現象が発生する条件として①均一な緩い砂層があること、②地下水位が高いことの2つがあげられる。この2つが揃っている状況下で、震度5強以上の地震かつ長い揺れが続くと液状化しやすいが、①か②の条件のどちらかが無ければ液状化を防ぐことができると言われている。 宅地の再度液状化防止工法としては、地表から3mまでの地層を改良する方法と地下水位を3m低下させる方法があるが、建屋がある場合とない場合では費用が異なる。また、施工エリアが狭い場合と広い場合でも費用が異なるので、どの工法を選択するか地元住民との合意形成に時間がかかると言われた。 事業を進める為には、補助方法について富山市としてどの工法を採択するのか考える必要がある。まずは市道の宅地液状化防止事業エリアを決定し、その後効果促進事業として住宅エリアを決定する流れがいいのではないかとアドバイスを受けた。	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、会派内での報告・情報共有等の対応等。 政務活動のみの内容か。 政務活動以外の政党活動、選挙活動、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。 政務活動費を支出できる内容か。 (金額、1/2、支出不可)
市政への影響、 反映、成果等	令和6年元日に発生した能登半島地震により市内各地で液状化による建物・宅地に被害が生じており、これらの安全性確保をはかる為には面的な液状化対策と建物の耐震化を一体的に行うことが求められる。 宅地や市道などの液状化防止工法には、層状締固め工法や格子状改良工法、地下水位低下工法があるが対象エリアの大小により費用が大きく異なる上に、地方自治体が民地に関してどこまで税金を投入できるかという課題があるのも事実である。特に民地に関しては各自が対策をしている方としていない方では自治体の支援の受け取り方も大きく異なっている現状である。 また、地下水位低下工法に必要な排水ポンプにかかる電気代を誰が負担するのかなど、市民の合意を得る必要があると思う。 今回は地震という特殊な事例であることを考えると地方自治体として被害を受けた方への支援をしたいという気持ちは分かるが、公費を投入する観点を見ると今後も発生する恐れがある自然災害時に同様な支援制度を設ける必要があり、将来を見据えた場合、地方自治体の財政を圧迫する恐れがある。それだけに自然災害に対する支援を、地方自治体としてどのようにするのか難しい判断が求められるが、国や県に対しては被災された方々に寄り添った要望をしっかりと行っていく必要があると思う。	
その他 及び 政務活動以外で 取り扱った内容		

項 目		内 容			留意点		
実施経費 及び 政務活動費支出額	旅費	支出金額	41,220円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)	対象費用及び単価見積が適切か。 按分率適用の分母は適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 (混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)	
		支出先	松井議員【立替え支払い先】なのはな農協				
		支出内容及び積算根拠	JR代 25,520円(富山駅-東京駅:往復) バス代 4,200円(東京駅-潮来バスターミナル:往復) 宿泊費 11,500円 別紙領収書のとおり				
	日当	支出金額	6,000円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)		
		支出先	松井議員				
		支出内容及び積算根拠	5月7日(火)~8日(水) 2日 3,000円/日×2日				
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座 (立替)		
		支出先					
		支出内容及び積算根拠					
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座 (立替)		
		支出先					
		支出内容及び積算根拠					
	取引規定		☒ 抵触なし				
	経費総額		47,220円	按分率 (充当率)	100% ・50%		
	按分率適用対象経費 及び 按分理由						
政務活動費 支出(充当)額		47,220円					

貼付用紙

No. 252517

領 収 書

富山県議会

自由民主党 石川 邦人

様

令和 6 年 4 月 30 日

千	百	拾	万	千	百	拾	円
2	5	1	7	4	1	2	0

但 須知第 10 条 交通費・宿泊代として

上記正に領収いたしました



なの はな 農業 協同 組合

なの はな

収入印紙

取扱者印

〈ご注意〉 組合の領収年月日および取扱者印のないものは無効です。また、訂正した場合、訂正印のないものは無効です。
領収いたしました小切手・手形等が万一決済されなかったときは、本書と引換えに小切手・手形等をお返しいたします。

振替証明書

会派名 富山市議会自由民主党

金 額	47,220	円
-----	--------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和6年5月16日

経理責任者

豊岡 達郎



氏 名	松井 邦人	受領印	
-----	-------	-----	--



0606002 4

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 06-04-30*		*3,380	普通預金 豊岡議員	*22,494,588
2 06-05-01	振込資金	*55,466	コピーカウント代	*22,439,122
3 06-05-01*		*3,380	普通預金 高田真里議員	*22,435,742
4 06-05-02		*3,380	トマソンフン	*22,432,362
5 06-05-02		*3,900	トマソンフン	*22,428,462
6 06-05-09*		*3,380	普通預金 高原議員	*22,425,082
7 06-05-09	振込資金	*2,165	インターネット代	*22,422,917
8 06-05-09*		*8,998	コピー用紙代	*22,413,919
9 06-05-14*	令和5年度 電話料	*16,652,609	政務活動費返還金	*5,761,310
10 06-05-15		*2,988	0764316101	*5,758,322
11 06-05-16*		*47,220	普通預金 松井議員	*5,711,102
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
2. 振替額をお預け入れのときは、お支払い金額順に次のとおり表示します。

タケツキ

トリタケ

お支払いできる日

お支払できる時間は、所定の
不送付時間を超えてはなりません。

4

普通預金通帳

店番号

口座番号

富山市議会自由民主党様



北陸銀行



潮来市

建設部
都市建設課
課長補佐

峰 松 剛 志

〒311-2493 茨城県潮来市辻626
TEL 0299-63-1111(代)
FAX 0299-62-4222
E-mail: toshikel@city.itako.lg.jp
URL: https://www.city.itako.lg.jp



市公式HP

この名刺は再生紙を使用しています



潮来市

建設部 都市建設課
都市計画グループ
係長

石 山 洵

〒311-2493 茨城県潮来市辻626
TEL 0299-63-1111(代)
FAX 0299-62-4222
E-mail: toshikel@city.itako.lg.jp



市公式HP



ふるさと納税

この名刺は再生紙を使用しています



国土交通省

大臣官房参事官

(宅地・盛土防災担当)

吉田 信博

YOSHIDA Nobuhiro

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

Tel: 03-5263-8111 (内線 32-401)

: 03-5263-8401 (直通)

Fax: 03-5263-1587

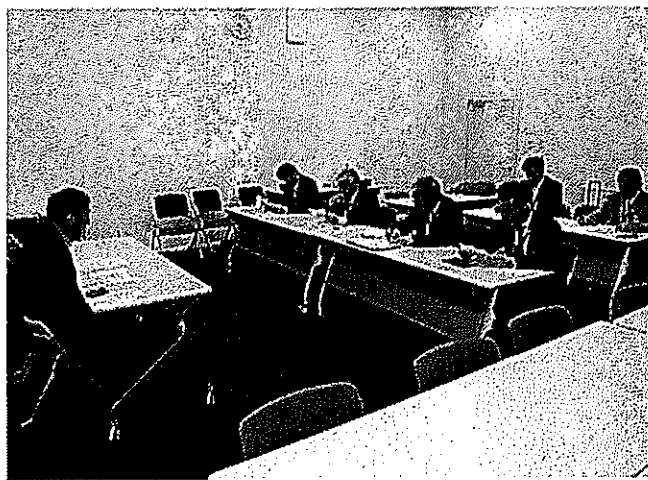
E-mail: yoshida-n22e@mlit.go.jp



盛土防災
イメージキャラクター
モリオくん



潮来市役所：液状化対策について先進事例を学ぶ

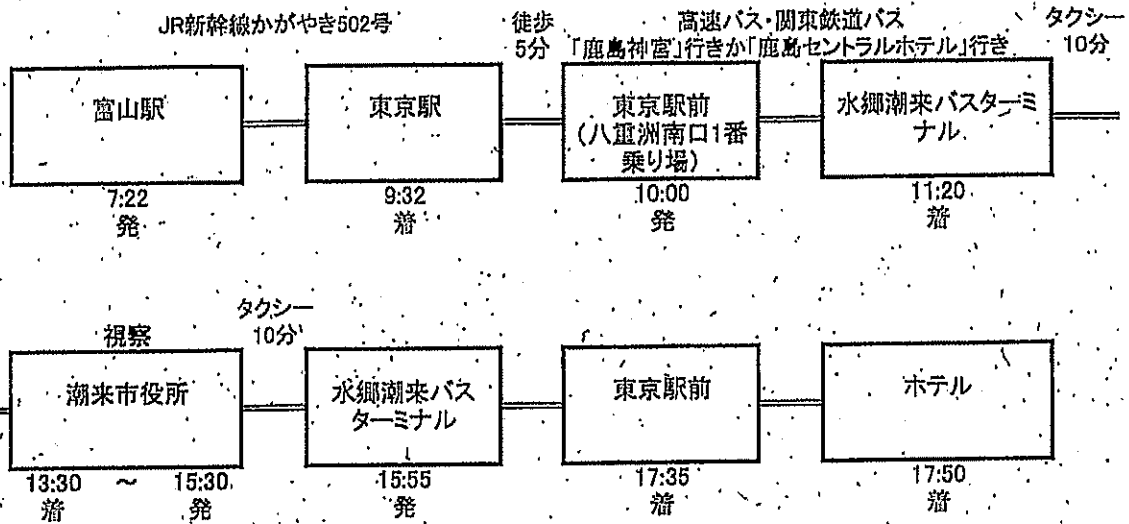


参議院議員会館101会議室：液状化対策について先進事例を学ぶ

富山市議会 自由民主党 視察行程表

日程 令和 6 年 5 月 7 日(火) ～ 8 日(水)

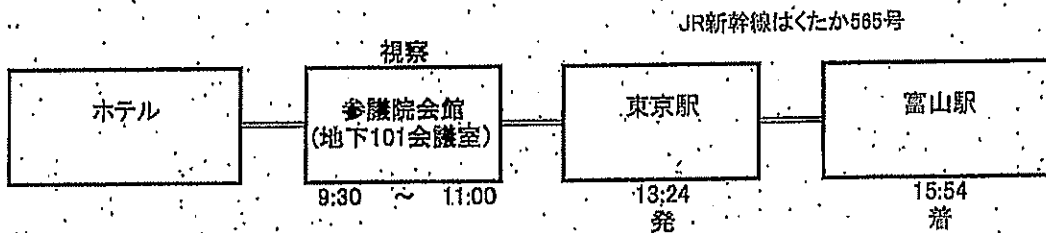
5月7日
(火)



【視察項目】
液状化対策について

【宿泊ホテル】
京王プレッソイン大手町

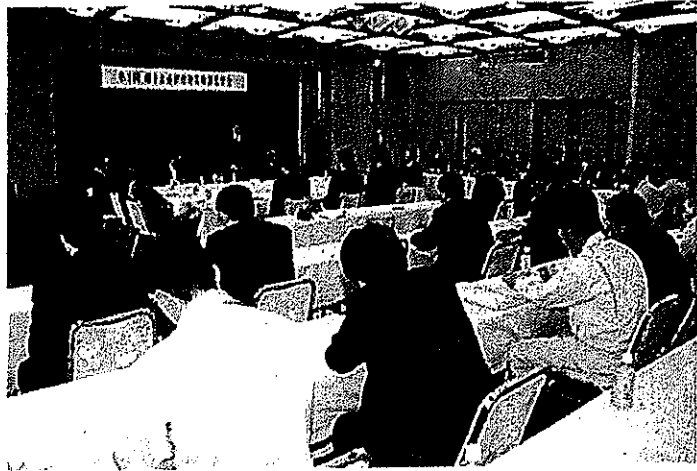
5月8日
(水)



【視察項目】
液状化対策について
講師:大臣官房参事官(宅地・盛土担当) 吉田 信博

日の出地区液状化対策検討委員会

委員会等：6回開催
H25年3月5日答申



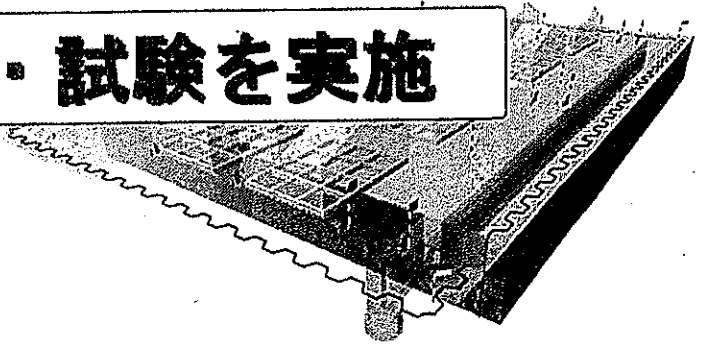
様々な調査・試験を実施



ブロックサンプリング



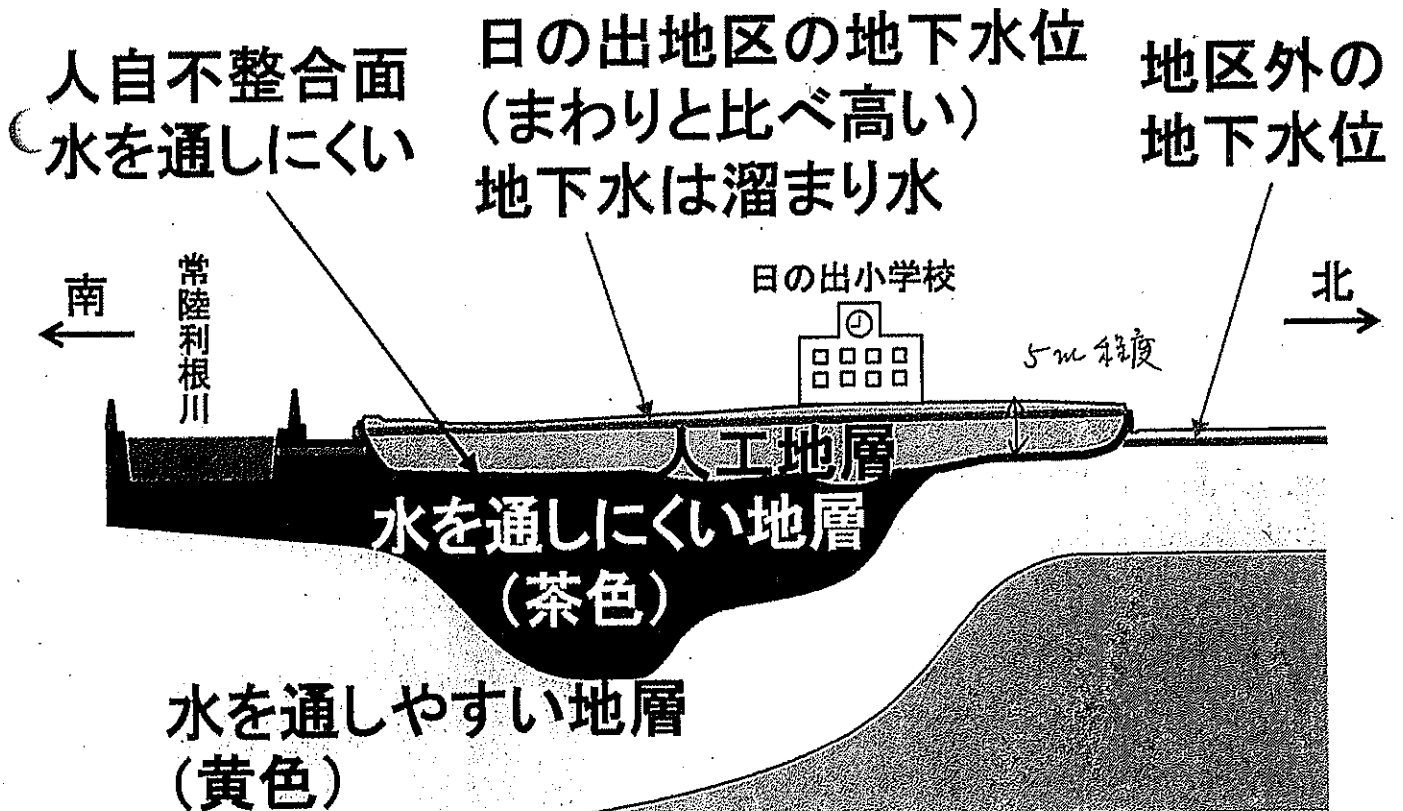
土質ボーリング調査



実証試験(日の出8丁目地内)

21

日の出地区の地層と地下水



22

復興交付金 基幹事業 5省40事業

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省		D-2	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
A-1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新増築・統合)	D-3	道路事業(道路の防災・震災対策等)
A-2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	D-4	災害公営住宅整備事業 (災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)
A-3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	D-5	災害公営住宅家賃低廉化事業
A-4	歴史文化財発掘調査事業	D-6	京日本大震災特別被災者支援事業
厚生労働省		D-7	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
B-1	医療施設耐震化事業	D-8	住宅地区改良事業(不良住宅除却、改良住宅の建設等)
B-2	介護施設整備費等補助事業(「訪問看護ステーション」の整備等)	D-9	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等)
B-3	保育所等の複合化・多機能化推進事業	D-10	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
農林水産省		D-19都市防災推進事業 (市街地液状化対策事業)	
C-1	農山漁村地域復興基金総合整備事業 (集落排水等の集落施設、農地等の生産基盤整備等)		
C-2	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)		
C-3	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等)		
C-4	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)		
C-5	漁業集落防災施設強化事業(漁業集落地盤上げ、生活基盤整備等)		
C-6	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地盤上げ、排水対策等)		
C-7	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放牧用種畜生産施設整備等)		
C-8	農林水産関係施設研究施設緊急整備事業		
C-9	木質バイオマス施設等緊急整備事業		
国土交通省		E-1	低炭素社会対応型浄化槽等導入事業
D-1	道路事業(市街地相互の接続道路等)		

11

D-19都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)

事業概要

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

補助対象

- ①液状化対策事業計画※の案の作成(付随する調査含む)及びコーディネートに要する費用に対する支援
- ②液状化対策事業計画に基づき実施される以下の補助要件を満たす事業(設計費・工事費)及び付随する調査に要する費用に対する支援

補助要件

- ①液状化対策事業計画※の区域内で行うもの
- ②液状化対策事業計画の区域の面積が3,000㎡以上でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③液状化対策事業計画の区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意が得られているもの
- ④公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

※液状化対策事業計画の策定に当たっては、第三者の意見を求める機関として学識経験者から構成される委員会を設置し、当該計画に対して意見を聴くものとする。

交付団体

都道府県・市町村

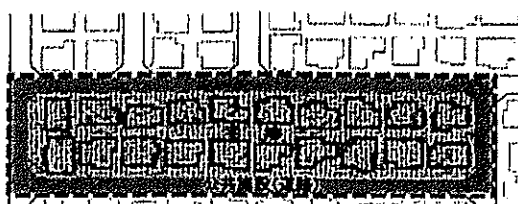
事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:1/2, 地方公共団体:1/2



公共施設と宅地との一体的な液状化対策の費用負担イメージ
ただし、民間宅地内において実施する公共施設の液状化対策費については公費で負担

地方公共団体負担

宅地等所有者負担

液状化対策実施区域

民地での工事がなされた

日の出地区液状化対策事業の事業効果検証について

■平成27年9月 家屋調査・補償説明会(9月18日、24日、25日、27日)

平成28年4月 日の出地区地下水位低下の開始

液状化対策工事の完了を受け、平成28年4月から日の出地区内の地下水位を地表面より3m程度まで段階的に低下させる作業を開始。また、液状化対策事業効果検討委員会を設置し、事業の効果検証を実施。

モニタリング(地下水位計、地盤沈下計等)の実施

地下水位の低下に際しては、地下水位が想定どおり低下しているか、地下水位の低下に伴い有害な地盤の沈下が生じていないか、などを確認する目的で13地点においてモニタリングを実施。

平成30年3月 地下水位が地表面より3m程度まで低下

液状化対策事業効果検討委員会を開催し、事業の効果検証を行い、地下水位が概ね深度3m以下にあること、想定される沈下量が3cm程度と小さいことから、1年間の経過観測期間への移行が認められた。

■平成30年5月 家屋事後調査説明会(5月9日、12日)

平成30年5月～令和元年5月 経過観測期間(家屋事後調査の実施)

1年間の経過観測期間中に、地下水位低下後の家屋等の状態を把握し、損害の発生の有無を確認する目的で家屋事後調査の申し出の受付を実施。→ 事後調査実施3件、損害・補償無し

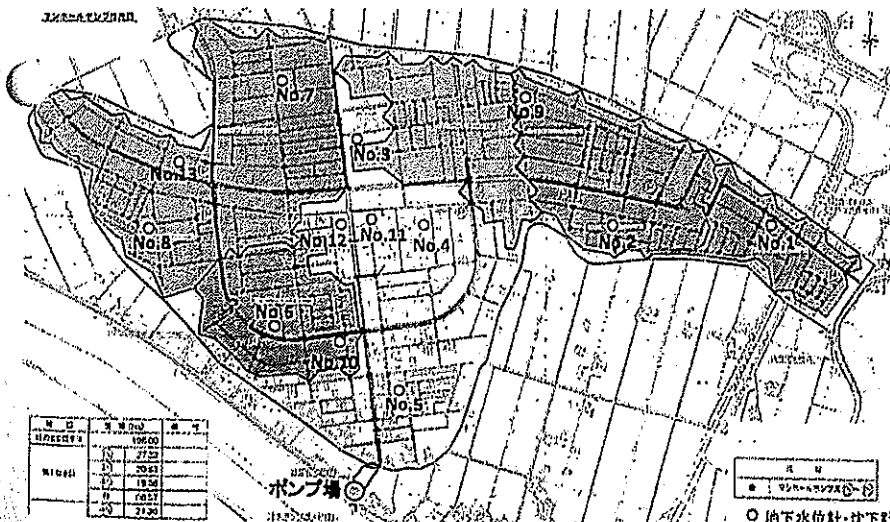
令和元年7月 日の出地区液状化対策事業の事業効果検証の完了

液状化対策事業効果検討委員会を開催し、経過観測期間を含めたモニタリングの結果、今後の沈下予測等の検討を行い、地下水位は目標値を達成し、著しい地盤の沈下が生じていないなどの状況から事業効果が発現しているとの承認を得た。これにより事業の効果検証が完了した。

2~3年
かけて地下
水位を低下

61

日の出地区モニタリング機器・マンホールポンプ配置図



【事業効果検証後の維持・管理】

- 地下水排水管清掃
約110万円
- マンホールポンプ点検・更新
・点検 約70万円
・更新 約280万円
・電気代 約300万円
- マンホールポンプ電気代
約300万円
- ポンプ場
・点検 約400万円
・電気代 約300万円
- モニタリング
自動計測機を撤去後、8地点(市管理の公園内)で手計にて地下水位を確認(概ね深度3mを維持)

R5予算
財源:単独費

約
1,800万円
/年

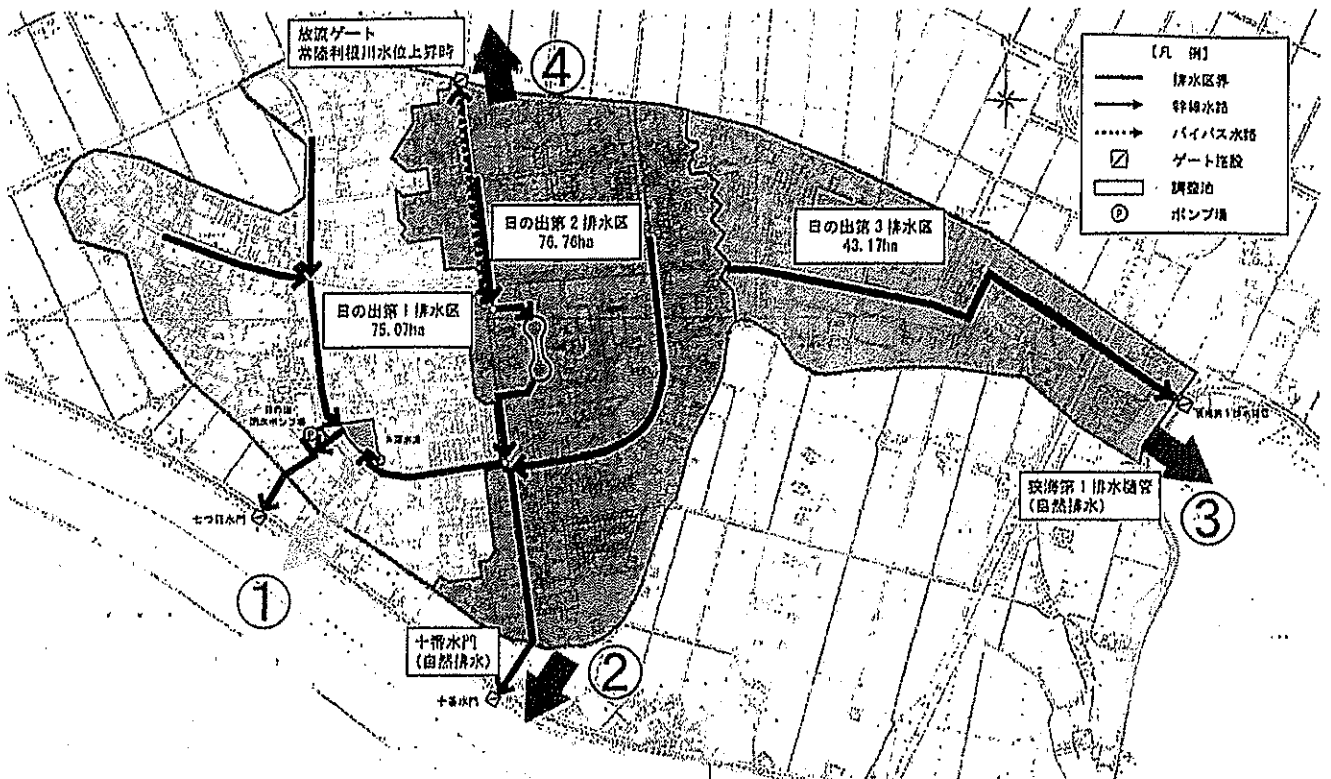
【上段】地下水位(単位:m) 【下段】沈下量(単位:mm)

日付	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12	No.13	備考
H28.4	-2.29 (0)	-2.67 (0)	-2.32 (0)	-2.06 (0)	-2.36 (0)	-1.95 (0)	-2.39 (0)	-2.03 (0)	-2.34 (0)	-1.85 (0)	-1.62 (0)	-1.98 (0)	未設置	開始時
H30.3	-3.04 (0)	-3.20 (-3)	-2.89 (-2)	-3.19 (-7)	-3.26 (-4)	-2.91 (-8)	-2.96 (-1)	-2.99 (-8)	-3.26 (-1)	-2.88 (-5)	-2.71 (-12)	-3.25 (-21)	-3.30 (-6)	3m低下時
R1.5	-2.73 (0)	-3.25 (-3)	-2.91 (-3)	-3.26 (-11)	-3.33 (-4)	-2.80 (-12)	-2.94 (-1)	-3.23 (-11)	-3.30 (-1)	-2.87 (-7)	-3.11 (-16)	-3.23 (-33)	-3.27 (-10)	経過観測後

62

十番排水ポンプ場・調整池

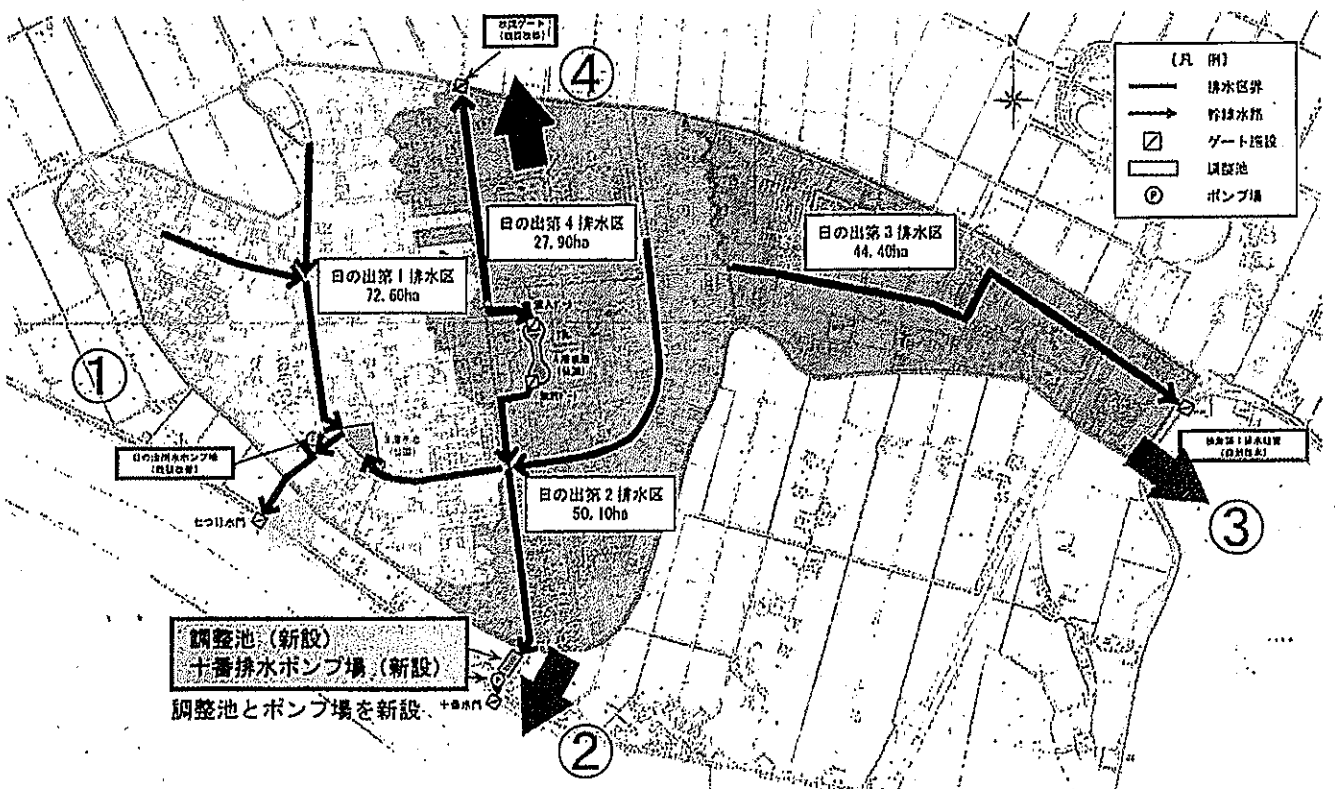
雨水排水整備（震災前）



47

十番排水ポンプ場・調整池

雨水排水整備（復興工事後）



48

宅地液状化対策事業の実施状況(R6.3時点)

市街地液状化対策事業

※稲敷市、ひたちなか市、習志野市、旭市、我孫子市は液状化対策事前計画(事前調査)で終了。

都道府県	市町村	事業検討地区数 (液状化対策事前計画案 作成事業)	事業実施地区数 (市街地液状化対策 推進事業)	事業実施中 地区数	事業完了 地区数	(参考) 工法
茨城県	潮来市	2 地区	1 地区	-	1 地区	地下水位低下
	神栖市	2 地区	1 地区	-	1 地区	地下水位低下
	鹿嶋市	6 地区	3 地区	-	3 地区	地下水位低下
	稲敷市	5 地区				
	ひたちなか市	1 地区				
	千葉市	5 地区	2 地区	-	2 地区	地下水位低下
	香取市	3 地区	1 地区	-	1 地区	側方流動
千葉県	浦安市	16 地区	3 地区 (中止2地区)	-	1 地区	格子状地中壁
	習志野市	1 地区				
	旭市	1 地区				
	我孫子市	1 地区				
	久喜市	1 地区	1 地区	-	1 地区	地下水位低下
埼玉県	計	44 地区	12 地区	-	10 地区	

東日本大震災

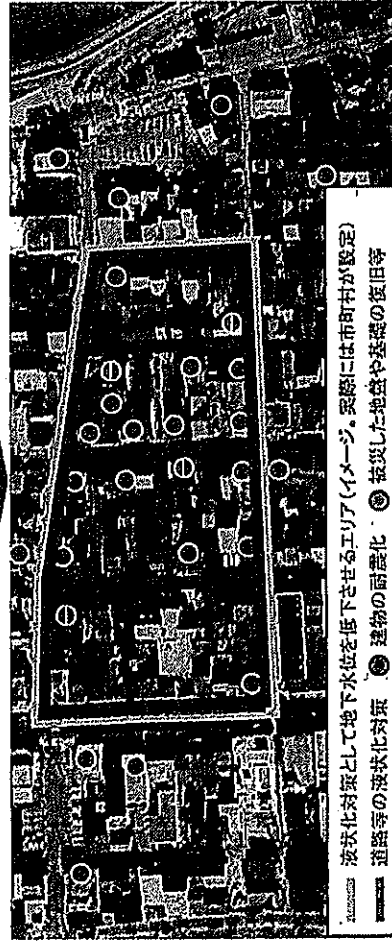
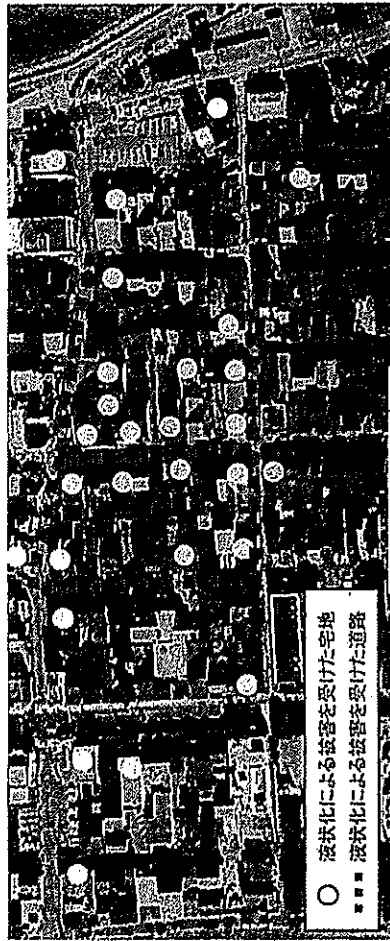
宅地耐震化推進事業(宅地液状化防止事業)

都道府県	市町村	事業実施地区数 (宅地液状化対策推進事業)	事業実施中 地区数	事業完了 地区数	(参考) 工法
熊本地震	熊本市	2 地区	1 地区	1 地区	地下水位・側方流動
	甲佐町	1 地区	-	1 地区	地下水位低下
	計	3 地区	1 地区	2 地区	

全て被災地の復旧工事

№0606002

液状化による被害を受けた建物・宅地の安全性確保を図るためには、面的な液状化対策と建物の耐震化を一体的に行うことが必須。そのため関係する事業が連携して総合的に取り組むことによりエリア一体となって宅地・住宅の安全の確保を推進する。

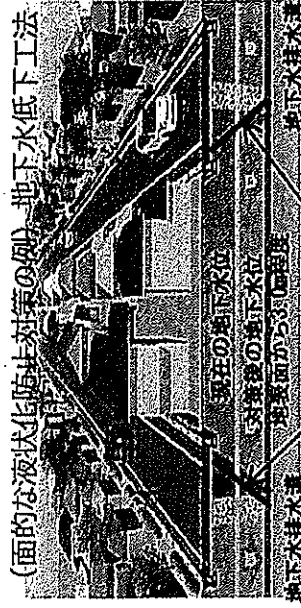


面的な液状化対策エリア外も含めた支援

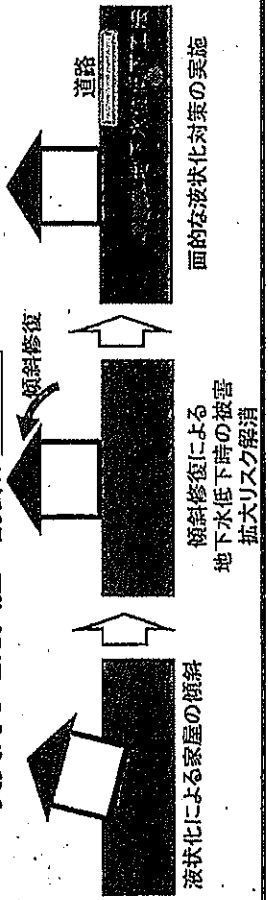
○建物の耐震化への支援【住宅・建築物安全ストック形成事業】
被災者が地方公共団体の支援を受けて行う、住宅の耐震化に対して、国・地方公共団体で120万円（多量区域の場合）を限度に支援
→地方負担分は特別交付税措置（措置率0.5）の対象
※補強設計等費及び耐震改修工事費（耐震改修に必要な住宅の傾斜修復を含む）を合算した額
※交付額は、補助対象工事費の8割を限度

面的な液状化対策エリア内の支援

○面的な液状化防止対策への支援【宅地液状化防止事業】
地方公共団体が行う、道路等の公共施設と宅地の一体的な液状化対策に対して、国が費用の1/2を支援（※通常は1/4）
※地方負担分は、補助災害復旧事業債（充当率100%、交付税措置率95%）の対象
→実質的な地方負担の割合は2.5%



○被災した地盤や基礎の復旧等への支援【効果促進事業】
被災者が地方公共団体の支援を受けて行う、宅地液状化防止事業の実施に支障となる被災した地盤や基礎の復旧等に対して、国・地方公共団体で費用の2/3以内を支援
※地方負担分は特別交付税措置（措置率0.8）の対象
→実質的な地方負担の割合は6.7%



宅地耐震化推進事業の概要（宅地の液状化防止）

○宅地の液状化による変動予測調査

宅地の大地震時等における液状化による変動予測に関する調査費用の一部を補助。

事業主体 地方公共団体
宅地所有者等（間接補助）



地盤調査 液状化しやすいマップ

○宅地液状化防止事業

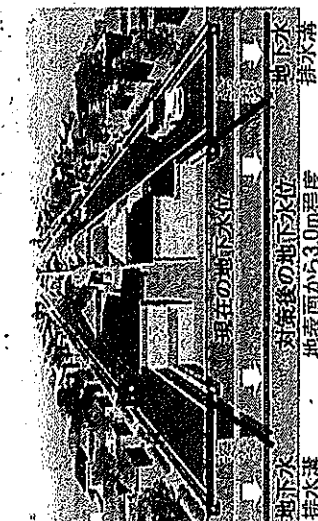
宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一部を補助。

事業要件 ※ 住民の同意率基準は高くなく、

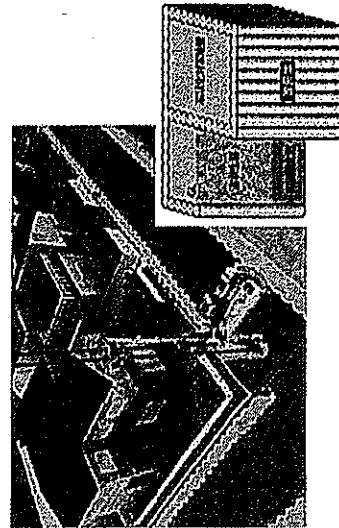
- ① 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
- ② 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域であり、かつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

事業主体 地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）

交付対象
設計費：液状化防止工事を行うための地盤等調査、設計にかかる費用
工事費：液状化防止工事（地盤改良工、締固工、固結工、変形抑制工、杭内工、排水・止水工、共通仮設工）に要する費用



地下水位低下工法

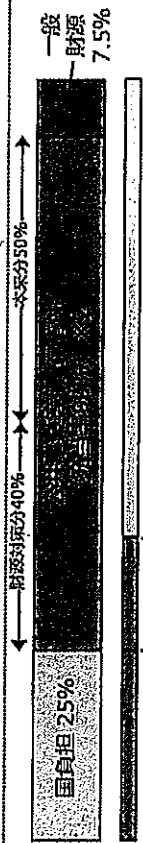


格子状地中壁工法

国費率 1/2 ※1（令和7年度まで）



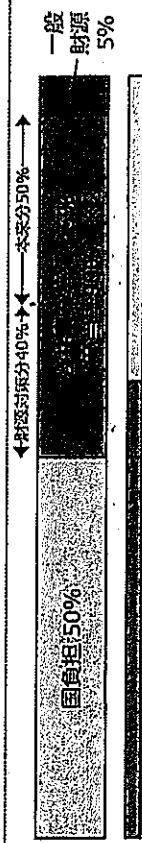
国費率 1/4 ※1



- 国の実質負担分（40%） 地方負担分のうち元利償還金（財源対策分）の50%を交付税措置
- 地方の実質負担分（60%） 50%を交付税措置

国費率 1/2 ※1

立地適正化計画における防災指針に即して地方公共団体が事業主体として行うもの



- 国の実質負担分（60%） 地方負担分のうち元利償還金（財源対策分）の50%を交付税措置
- 地方の実質負担分（40%）

国費率 1/2 ※1

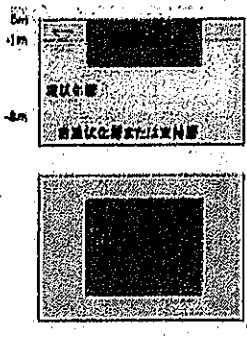
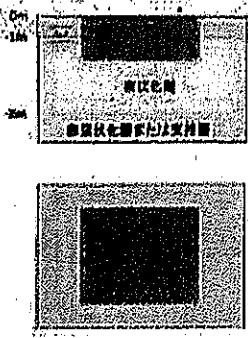
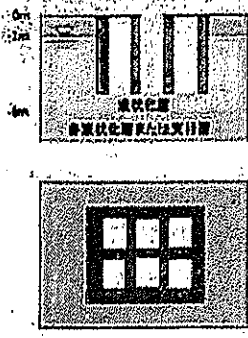
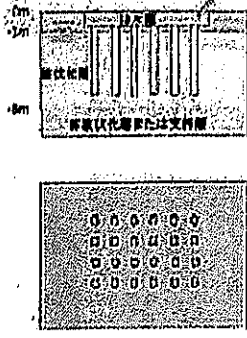
熊本地震、北海道胆振東部地震又は能登半島地震により、被災を受けた宅地の復旧のため、地方公共団体が事業主体として行うもの



- 国の実質負担分（97.5%） 地方負担分のうち元利償還金の95%を交付税措置
- 地方の実質負担分（2.5%）

※1 予算の範囲内での支援 ※2 適正性のあるものに限る

参考表 16-3 宅地の再度液状化防止工法（建屋の建替時における個別対策）の例

	建物直下の 層状締め工法	建物直下の 層状固化工法	建物直下の 格子状改良工法	建物直下の 水圧消散工法
模式図				
概要	- 建物直下地盤を層状に締め固める方法 - モルタルや流動化砂などポンプ圧送が可能な材料を使用し、これらを圧入することで周辺地盤を圧縮し密度増大を図る - 改良部分の剛性や地盤密度の増加により、建物のめり込み沈下を軽減 - 施工機械の小型化による施工能率低下およびコストの増大	- 建物直下地盤を層状に固化する対策方法 - 固化材と地盤を攪拌混合して地盤の固結を図る（セメント混合処理が主体） - 地盤が固化することで液状化を抑制し、剛性により建物のめり込み沈下を軽減する	- 地盤をセメント改良体等で格子状に囲み、地震時の地盤のせん断変形と液状化の発生を抑制する方法 - セメント改良体は機械攪拌工法や高圧噴射攪拌工法で構築 - 円柱状の改良体をラップさせて格子状にする方法、壁状の改良体を連続で打設して格子状にする方法などがある - 壁厚によっては、建屋の支持力を確保することも可能	- 地盤中に高透水性のドレーンを鉛直に打設し、地震時の過剰間隙水圧の発生を抑制する工法 - 砕石などの自然材料による方法と人工材料による方法がある
留意点	- 改良深さや幅の設定方法、改良部分の剛性の評価などの検討が必要 - 層状改良の下方の液状化層の影響に留意が必要 - 密度増大に伴う周辺地盤への変位影響に留意が必要	- 改良深さや幅の設定方法、改良部分の剛性の評価などの検討が必要 - 層状改良の下方の液状化層の影響に留意が必要 - セメント系固化工法は六価クロム溶出確認が必要 - 植生への配慮して覆土や地下水位より浅い部分の未改良などの対処が必要	- 改良深さや改良範囲の設定方法、格子間隔や壁剛性の評価、壁の一体性などの検討が必要 - 下方地盤の液状化する場合は、過剰間隙水圧の伝播の影響の懸念がある	- 表層部には排水層の設置が必要 - 改良深さ、改良範囲、ドレーン打設間隔などの検討が必要 - 透水性の低い地盤では対策効果の評価に注意が必要 - 目詰まりしにくいドレーン材の選定 - 想定以上の地震動に対する対策効果の確認 - 砕石を十分に締め固めることによる支持力の確保の可能性
工法	静的締め固め工法 圧入締め固め工法 締め固め用の既製杭工法	浅層混合処理工法 中層混合処理工法 高圧噴射攪拌工法	格子状地盤改良工法 （機械攪拌工法、高圧噴射攪拌工法） 人工セル状構造打設工法	グラベルドレーン工法 人工材ドレーン工法

※造成宅地の耐震対策に関する研究委員会報告書、液状化から戸建て住宅を守るための手

引書、平成 25 年 3 月、表 8.2.1 加筆修正

参考表 16-4 宅地の再度液状化防止工法（建屋既設条件での個別対策）の例

	建物直下の 層状締め固め工法	建物直下の 層状固化工法	建物周囲の 格子状改良工法	地下水位低下工法
模式図				
概要	- 建物直下地盤を層状に締め固める方法 - モルタルや流動化砂などポンプ圧送が可能な材料を使用し、これらを圧入することで周辺地盤を圧縮し密度増大を図る - 改良部分の剛性や地盤の密度の増加により、建物のめり込み沈下を軽減する - 小型機械使用により、建物内部からの施工、斜め施工も可能である	- 建物直下地盤を層状に固化する - 固化材と地盤を攪拌混合して地盤の固結を図る（セメント混合処理が主体） - 地盤を固化して液状化を抑制し、剛性により建物のめり込み沈下を軽減する - 浸透注入は、建物内部や屋外から鉛直施工と斜め施工が可能 - 高圧噴射攪拌は、建物内部、建物周囲からの鉛直施工が可能	- 地盤をセメント改良体等で格子状に囲み、地震時の地盤のせん断変形と液状化の発生を抑制する方法 - セメント改良体は機械攪拌工法や高圧噴射攪拌工法で構築 - 円柱状の改良体をラップさせて格子状にする方法、壁状の改良体を連続で打設して格子状にする方法などがある。	- 地下水位を強制的に低下させることにより、表層の不飽和層（非液状化層）を厚くし、地下水位以深の層についても拘束圧を増加させて液状化の発生を抑制する対策方法 - 建物下の不飽和層を厚くすることで、建物のめり込み沈下を軽減する。 3m低下させる。
留意点	- 改良深さ、改良範囲の設定方法、改良部分の剛性の評価などの検討が必要 - 層状改良の下方の液状化層の影響に留意必要 - 密度増大に伴う周辺地盤および上部建物への変位影響に留意が必要	- 改良深さや幅の設定方法、改良部分の剛性の評価などの検討が必要 - 層状改良の下方の液状化層の影響に留意必要 - 表層付近の浸透注入による改良では、上部建物への影響や口元からのリーク（材料の逸走）に留意が必要 - 長期的な耐久性のある浸透注入材料の選定が必要 - 薬液による土壌汚染への留意が必要 - セメント系固化工法は六価クロム溶出確認が必要 - 排泥処理の方法や費用に留意が必要 - 改良体が固化するまでの施工本数や施工順序に留意が必要	- 改良深さや改良範囲の設定方法、格子間隔や壁剛性の評価、壁の一体性などの検討が必要 - 下方地盤の液状化する場合は、過剰間隙水圧の伝播の影響が懸念 - セメント系固化工法は六価クロム溶出確認が必要 - ライフラインなどによる壁の不連続箇所が生じる場合がある。	- 周囲への影響を防ぐため、矢板等による締め切りが必要 - 地盤の影響を大きく受けるため、事前に詳細な地盤調査を行い、地盤条件を把握した上で計画を立てる必要がある。 - 下層に軟弱な粘土層がある場合には、圧密沈下により建物やライフラインの不具合を招く恐れがあるので、事前に地下水位低下による地盤沈下の影響度合いを検討する必要がある。 - 地下水を汲み上げるための維持管理の費用、および汲上げた水の処理方法を検討する必要がある。
工法	圧入締め固め工法 静的締め固め砂杭工法	浸透注入工法 （薬液注入工法） 高圧噴射攪拌工法	格子状地盤改良工法 （高圧噴射攪拌工法）	ディーブウェル工法 排水溝工法

費用が高い

視察・調査活動 実施計画書				整理番号	0606004-1	
政務活動費 《事前》審査書				会派名	富山市議会自由民主党	
				議員名	松井 邦人	
■ 調 査 研 究 費				会 派 承 認 欄		
回	研 究 費	起 案 日	代表者	経理責任者	申請者(議員)	
回	広 報 広 聴 費	R6.6.6				
回	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日				
回	会 議 費	R 6. 6. 6				
回	資 料 作 成 費	特 記 事 項				
回	資 料 購 入 費	成田光雄 0612004	高道秋彦 0611002	高田真里 0610003		
回	人 件 費	舎川智也 0609002	金谷幸則 0607002	松井邦人 0606004		
回	事 務 費	田辺裕三 0604002	高原 譲 0603007	飯山勝彦 0601003		
項 目		内 容			留意点	
1	実施者	飯山勝彦、高原譲、田辺裕三、松井邦人、金谷幸則、舎川智也、高田真里、高道秋彦、成田光雄(以上9名)				
2	実施日程	令和6年7月1日(月)～2日(火)				
3	行程	行程表の通り ※別途添付			政務活動のための合理的な経路か。 政務活動以外の行程が含まれていないか。 宿泊が必要か。	
4	視察 1	視察・調査先	函館市			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先 面談予定者	函館市役所(函館市東雲町4番13号 0138-21-3761) 未定			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】家庭ごみの有料化事業について 【目的】家庭ごみ有料化導入に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察 2	視察・調査先	函館市			
		視察・調査先 面談予定者	函館市役所(函館市東雲町4番13号 0138-21-3761) 未定			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】企業誘致・立地事業について 【目的】企業誘致・立地事業について、先行事例を学び反映させていく			
	視察 3	視察・調査先				
		視察・調査先 面談予定者				
		視察・調査の 目的、内容				
5	実施経費 及び 政務活動費の 支出予定額 (振込手数料含まない)	交通費	76,790円			対象費用及び単価見積が適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 按分率適用の分母は適切か。(混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)
		日当	3,000円/日×1日=3,000円			
		宿泊費	11,550円			
		その他	手配料330円			
		合計額	91,670円			
		按分率(充当率)	100% ・ 50%			
		支出額(合計額×按分率)	91,670円			
6	取引規定	■抵触なし			取引制限の確認	

御 見 積 書

作成日：2024 年 5 月 31 日

富山市議会自由民主党 松井 邦人 様



株式
会社

トマト旅行

行き先：北海道函館市

〒939-8261 富山市萩原 250-1

実施日：2024 年 7 月 1 日(月)～7 月 2 日(火)

TEL 076-428-5110 FAX 076-428-5102

人員：1 名様

国内旅行業務取扱管理者

担当

この度はお見積もり依頼をいただきまして誠にありがとうございます。下記の通りお見積もり申し上げますので、ご検討のうえご用命賜りますようお願い申し上げます。

合計金額：¥88,670-			おひとり様 88,670 円	
項目名	人員・数	単価	金額	備考
ホテル宿泊費	1	11,550	11,550	1 泊朝食つき・税込
航空券	1	38,770	38,770	富山→羽田→函館・片道
	1	37,020	37,020	函館→羽田→富山・片道
空港シャトルバス	1	1,000	1,000	函館空港～函館駅・往復
手配料	1	330	330	
		合計金額	88,670	

○ ご宿泊は ルートイングランティア函館駅前・禁煙シングルルームご利用となります。

(函館市役所まで徒歩 10 分。JR 函館駅より徒歩 1 分)

☆ 航空券は「便変更ができない」スーパーバリュー運賃 です。

○ 空港連絡シャトルバスは現地にてお支払いとなります。

富山市議会自由民主党 視察行程表

日程 令和 6 年 7 月 1 日(月) ~ 2 日(火)

7月1日 (月)	ANA318便				
	富山空港	羽田空港	羽田空港	函館空港	函館駅
	11:45 発	12:50 着	14:40 発	16:00 着	未定 着
	ANA4759便				
	シャトルバス				
	20分				
	徒歩				
	宿泊施設				
7月2日 (火)	徒歩				
	宿泊施設	函館市役所	函館市役所	函館駅	函館空港
		① 10:00 ~ 12:00 ② 13:30 ~ 14:30		未定 発	未定 着
	ANA321便				
	羽田空港	富山空港	富山空港	富山空港	富山空港
	18:10 着	19:40 発	20:40 着		
	ANA4760便				
	シャトルバス				
	20分				
	徒歩				
	15分				
	視察				
	16:45 発				

【視察項目】

- ①家庭ごみ処理の有料化事業について
- ②企業誘致・立地事業について

備考

【函館市役所】

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

TEL:0138-21-3761

担当:三尾(みお)様

・当日、本庁舎正面玄関にて待ち合わせ(視察会場:7階委員会室)

視察・調査活動 実績報告書 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票				整理番号	0606004-2	
				会派名	富山市議会自由民主党	
				議員名	松井 邦人	
■	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
□	研 修 費	R6.7.22		代表者	経理責任者	申請者(議員)
□	広 報 広 聴 費	承 認 日				
□	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R 6. 7. 31				
□	会 議 費	支払件数	/	支払日(口座振込完了日)		R 6. 7. 31
□	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
□	資 料 購 入 費	R 6. 7. 31		代表者	経理責任者	申請者(議員)
□	人 件 費	承 認 日				
□	事 務 費	R 6. 8. 2				
特 記 事 項						
成田光雄 0612004 高道秋彦 0611002 高田真里 0610003 舎川智也 0609002 金谷幸則 0607002 松井邦人 0606004 田辺裕三 0604002 高原 譲 0603007 ※ 飯山勝彦議員は欠席						
項 目		内 容				留意点
1	実施者	富山市議会自由民主党会派 松井議員				
2	実施日程	令和6年7月1日(月)～2日(火)				
3	行程	別紙の通り				政務活動のための合理的な経路か。 政務活動以外の行程が含まれていないか。 宿泊が必要か。
4	視察 1	視察・調査先	函館市役所			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先 面談予定者	函館市役所: 畠山裕二、砂金和之、高橋一也			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】家庭ごみの有料化事業について 【目的】家庭ごみ有料化導入に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察 2	視察・調査先	函館市役所			
		視察・調査先 面談予定者	函館市役所: 竹崎太人、山中皓太			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】企業誘致・立地事業について 【目的】企業誘致・立地事業について、先行事例を学び反映させていく			
	視察 3	視察・調査先				
		視察・調査先 面談予定者				
		視察・調査の 目的、内容				

項 目	内 容	留意点
視察・調査活動 の内容	(視察1) 函館市では平成11年度から工事が始まった最終処分場の整備や平成12年度から改修が始まった日乃出清掃工場(本市でいうクリーンセンター)の整備に約130億円が必要となり、その一部を市民に負担してもらう為に平成14年4月から家庭ごみ有料化を実施していた。有料化の検討から実施までに3年間、そのうち条例可決から本格実施までに1年間要し、ごみ処理手数料は市民負担の軽減を考慮し2円/0としていたが今後も多額の支出が見込まれ、料金の見直し内容や時期などについて準備を進める段階に入っていた。また、函館市はごみの戸別回収(指定ごみ袋使用)を行っており、有料化導入後による不法投棄や散乱対策については大きな問題が生じていなかった。ごみ有料化を導入した事でごみの収集量は明らかに減ったが、導入から20年以上経過しており、お金を払ってごみを処理する事に対する市民の抵抗感はほぼ無くなり近年のごみの排出量は横ばい傾向にあった。 (視察2) 函館市は①充実した交通アクセス②適度な都市規模で自然災害も少ない③多彩な学術研究機関の存在・人材確保④行政のサポートなどの4つを強味として企業誘致戦略に取り組んでいた。また、これまでは工業団地への製造業誘致を主としていたが、製造業に加えてIT企業など幅広い分野での企業誘致に取り組んでいた。 支援制度としては、ものづくり系企業向けに用地の10年間無償で貸与や工場等新設に対する費用を最大30%助成、IT企業(進出後5年まで、3人以上新設/増設)向けに雇用増1人あたり50万円やオフィス賃料の50%助成などを行っていた。また、R5年度から地方拠点の開設を検討している企業への視察費用助成や函館市内に地方拠点を開設するIT企業へ最大100万円などを実施していた。さらに人材確保に関する支援として「函館しごとネット」を運営してUIターン希望者や市内人材と求人企業とのマッチングを行っていた。	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、会派内での報告・情報共有等の対応等。
5 市政への影響、 反映、成果等	(視察1) 本市は2年程前から家庭ごみの有料化導入を検討しているが進んでいないとは言えない状況です。函館市が有料化導入に至った理由としてごみ処理施設にかかる財政負担が重くのしかかる背景があり、本市にとってもクリーンセンター(平成15年3月運用開始、建設費用443億円)に関する財政負担は避けて通れない喫緊の課題となっている。また、ごみの有料化することで排出量が減少することにより焼却炉の延命し将来への負担軽減に繋がると考えていた。しかし、正月に発生した能登半島地震により石川県からの災害ごみの受け入れを行っており、現状のままでは焼却炉の耐用年数が短くなる恐れがあるので、早急に有料化を導入する必要性が高まっていると考える。加えて有料化にあたっては、導入時のごみ排出に対する意識改革や不法投棄対策などしっかり行う必要があると考える。 (視察2) 函館市は本市と同様に立地環境(災害の少なさ、過ごしやすさ、生活面)や交通アクセスは魅力的であったが、水資源に関しては塩分含有量の影響もあって製造業への企業誘致が難しくIT企業の誘致に向けた取組みに力を入れていると感じたが、本市には水資源が豊富という他市町村にはない強みがあると再認識できた。また、IT企業の誘致は今後需要が伸びる業界であるので本市としても取り組んでいく必要があるかもしれないが、そのように考えている自治体は多く存在していると思うので競争率は高いと考える。これまでも本市は災害が少なく交通アクセスがよい上に水資源が豊富という強みを活かして企業誘致に取り組んでいたが、これからは水資源が豊富という強みを一層PRして製造業を中心とした企業誘致に力を入れていく方がよいと思う。 本市は立地条件や生活環境、交通アクセスなど、本市が持つ強みを改めて見つめ直し、他市町村にない強みは何かと再認識・再確認することで、その強みを活かせる企業に絞って誘致に取り組んでいくべきと考える。	政務活動のみの内容か。 政務活動以外の政党活動、選挙活動、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。 政務活動費を支出できる内容か。 (全額、1/2、支出不可)
その他 及び 政務活動以外で 取り扱った内容		

項 目		内 容			留意点	
実施経費 及び 政務活動費支出額	旅 費	支出金額	87,340円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)	対象費用及び単価見積が適切か。 按分率適用の分母は適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 (混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)
		支出先	松井議員【立替え支払い先】(株)トマト旅行			
		支出内容及び積算根拠	航空券代 75,790円(富山空港-羽田空港-函館空港:往復) 宿泊費 11,550円 別紙領収書のとおり			
	日 当	支出金額	3,000円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)	
		支出先	松井議員			
		支出内容及び積算根拠	7月2日(火) 1日 3,000円/日×1日			
	手 配 料	支出金額	330円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)	
		支出先	松井議員【立替え支払い先】(株)トマト旅行			
		支出内容及び積算根拠	手配料			
	交 通 費	支出金額	1,000円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)	
		支出先	松井議員立替え 立替え先 函館帝産バス			
		支出内容及び積算根拠	函館空港 → 函館駅(500円) 函館駅 → 函館空港(500円)			
	支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座 (立替)		
	支出先					
	支出内容及び積算根拠					
取引規定		☒ 抵触なし				
経費総額		91,670円	按分率(充当率)	100% ・50%		
按分率適用対象経費及び按分理由						
政務活動費支出(充当)額		91,670円				

○恐れ入りますが、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

貼付用紙

領 収 証

金額

富山市議会自由民主党

松井 邦人

¥ 87,670,-

但

航空券、宿泊代

6 年 6 月 18 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

株式
会社

トマエ旅行

〒939-8261 富山市森原250番地1

TEL (076) 4-2-815110

FAX (076) 4-2-815102

コクヨ ウケ-50 登録番号 T6230001003642

様

No.

消費税区分

10%対象合計(税込)

¥ 87,670,-

8%対象合計(税込)

¥

対象外

¥



支払証明書

会派名

富山市議会自由民主党

議員名

松井 邦人

経費項目	☒ 調査研究費 ☐ 研修費 ☐ 広報広聴費	☐ 要請・陳情活動費 ☐ 会議費 ☐ 資料作成費	☐ 資料購入費 ☐ 人件費 ☐ 事務費
支払金額	1,000円		
支払内容・内訳	函館市役所視察における市内移動交通費 函館空港バス停～函館駅バス停 500円 函館駅バス停～函館空港バス停 500円		
支払年月日	令和6年7月1日 7月2日		
支払先	函館帝産バス		

上記金額を、政務活動費として支払ったことを証明する。

令和 6 年 7 月 22 日

会派名

富山市議会自由民主党

経理責任者氏名

豊岡 達郎



運賃表 Bus fare table

JR 函館駅方面
JR Hakodate Station direction

函館空港
Hakodate Airport

JR 函館駅前方面ゆき To JR Hakodate Station direction			
函館空港 出発 Depart Hakodate Airport	湯の川温泉 Yunakawa onsen (near Heiseikan SotsuTel)	大森町 Oomori-cho	JR 函館駅前 JR Hakodate Station
	¥230	¥400	¥500
JR 函館駅前 以降 運行限定便			
	JR 函館駅前 以降	バスエリア内 Bus Area	全乗切 Hara-cho
		¥500	

函館空港ゆき To Hakodate Airport			
JR 函館駅前 JR Hakodate Station	大森町 Oomori-cho	競輪場前 Keirinjo	湯の川温泉 Yunakawa onsen (near Heiseikan SotsuTel)
¥500	¥400	¥300	¥230
JR 函館駅前 以降 運行限定便			
	バスエリア内 Bus Area	JR 函館駅前 以降	全乗切 Hara-cho
	¥500		

JR 新函館北斗駅 JR Shin-Hakodate-Hokuto Station			
全乗切 Hara-cho	バスエリア内 Bus Area	JR 函館駅前 以降	全乗切 Hara-cho
	¥500		

JR 新函館北斗駅 函館空港

JR Shin-Hakodate-Hokuto Station To Hakodate Airport			
JR 新函館北斗駅 出発 Depart Hakodate Airport	JR 新函館北斗駅 JR Shin-Hakodate-Hokuto Station	新函館北斗 駅出発 Depart JR Shin- Hakodate-Hokuto Station	函館空港 (直行便) Hakodate Airport
	¥1,000		¥1,000

※小入(小学生まで)半額(10円未満切り上げ)

Children's fare (Up to 12 years old) Half price fare (Rounded less than 10 yen)

函館帝産バス 0138-55-1111

HAKODATE TEISAN BUS +81-138-55-1111

0606004

振 替 証 明 書

会派名 富山市議会自由民主党

金 額	91,670	円
-----	--------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和6年7月31日

経理責任者

豊岡 達郎



氏 名	松井 邦人	受領印	
-----	-------	-----	--



年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 06-07-29	新聞代金	*12,100	ダイイチ外	*9,494,129
2 06-07-31		*8,000	北日本新聞 朝日新聞	*9,486,129
3 06-07-31		*100,540	ホクデンバンクヨウ	*9,385,589
4 06-07-31	振込資金	*46,721	コピ- カウント代	*9,338,868
5 06-07-31*		*91,670	普通預金 不本井議員	*9,247,198
6 06-07-31*		*91,670	普通預金 高原議員	*9,155,528
7				
8				
9				
10				
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)
 1. 通帳の提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 振替額をお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タクシー ○○-○○
 トリクター ○○-○○

お支払いできる日
 お支払できる期限は、振込の
 不渡り期限は過期となります。

普通預金通帳

店番号

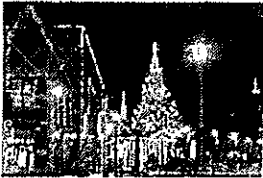
口座番号

富山市議会自由民主党様



北陸銀行

視察① 函館市役所 ごみの有料化について



主査 砂金 和之

Isago Kazuyuki

函館市 環境部 環境総務課

〒040-0034 函館市大森町21番12号
TEL (0138)85-8152 FAX(0138)85-8198
E-mail:isago@city.hakodate.hokkaido.jp



函館市環境部
環境推進課

課長 畠山 裕二

〒040-0034 函館市大森町21番12号
TEL (0138)85-8231
FAX (0138)85-8279
E-mail:kankyoh-suishin@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市議会事務局



次長 中村 幸信

〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号
TEL (0138) 21-3752 FAX (0138) 27-4185
E-mail : (組織) gikai@city.hakodate.hokkaido.jp
(個人) nakamura.y@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市環境部環境推進課
廃棄物処理計画担当



主査 高橋 一也

Takahashi Kazuya

〒040-0034 函館市大森町21番12号
TEL : 0138-85-8236 Fax : 0138-85-8279
E-mail : takahashi.kazuya@city.hakodate.hokkaido.jp

視察② 函館市役所 企業誘致の取り組みについて

世界一夜景の美しい街函館

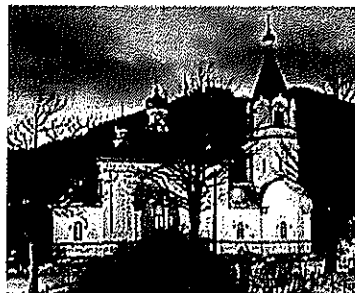


函館市経済部企業立地担当

課長 竹崎 太人
Takezaki Masahito

〒040-8666 函館市東雲町4番13号
TEL (0138) 21-3987
FAX (0138) 27-0460
E-mail : takezaki.m@city.hakodate.hokkaido.jp

夕映えのハリストス正教会



函館市

City of Hakodate
経済部工業振興課
企業立地担当

主任主事 山中 皓太

〒040-8666 函館市東雲町4番13号
TEL (0138) 21-3307 FAX (0138) 27-0460
E-mail : yamannaka.kouta@city.hakodate.hokkaido.jp



函館ハリストス正教会

函館市議会事務局議事調査課

会計年度任用職員

み お しん こ
三 尾 慎 吾

〒040-8666
北海道函館市東雲町4番13号
Tel : 0138-21-3761
Fax : 0138-27-4185
Mail : mio@city.hakodate.hokkaido.jp

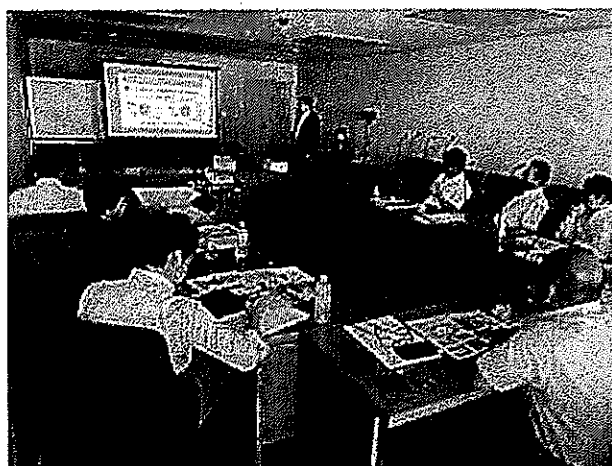
令和6年7月2日函館市行政視察写真



議場にて



視察①ごみの有料化



視察②企業誘致について

富山市議会自由民主党 視察行程表	
日程	令和 6 年 7 月 1 日(月) ~ 2 日(火)
7月1日 (月)	富山空港 11:45 発 ANA316便 羽田空港 12:50 着 14:40 発 ANA4759便 函館空港 16:00 着 未定 発 シャトルバス 20分 函館駅 未定 着 徒歩 宿泊施設
7月2日 (火)	宿泊施設 徒歩 視察 函館市役所 ① 10:00 ~ 12:00 ② 13:30 ~ 14:30 徒歩 15分 函館駅 未定 発 シャトルバス 20分 函館空港 未定 着 16:45 発 ANA4760便 羽田空港 18:10 着 19:40 発 ANA321便 富山空港 20:40 着 【視察項目】 ①家庭ごみ処理の有料化事業について ②企業誘致・立地事業について
備考 【函館市役所】 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 TEL:0138-21-3761 担当:三尾(みお)様 ・当日、本庁舎正面玄関にて待ち合わせ(視察会場:7階委員会室)	

令和6年7月2日富山市議会視察資料

函館市における家庭ごみ処理の有料化実施について

1 実施年月日

平成14年4月1日

R4年度 清掃工
13億7400円

埋立
3億

12集運搬
9億 3400円

2 導入に至った経緯

当時、全国的に問題になっていたダイオキシン対策や逼迫していた最終処分場の整備にかかる財政負担が各市町村に重くのしかかる状況にあった。当市も平成11年度から工事が始まった七五郎沢廃棄物最終処分場や、平成12年度から改修が始まった日乃出清掃工場の整備に合計約130億円の費用が必要とされており、この一部を市民の皆様にご負担いただき、市民が安心して暮らせるための生活環境基盤を整備しようとしたもの。

本市でい
クリーン
センター

9億8000万(2X3)SS

市単独1ヶ所

4億3000万(1X2)HI

3 導入効果(函館市廃棄物減量等推進審議会の最終答申における有料化の効果)

- ・ ごみの減量化・資源化の推進
- ・ 費用負担の適正化・公平化
- ・ ごみの適正処理に要する費用の確保

50億 (1114年~2014年)
R5~R11年改修工事

4 導入経過

別紙1のとおり

※ 当初、平成12年2月定例会で関係条例の改正を行い、平成12年10月1日からの実施を予定していたが、有料化のほかにもプラスチック容器の分別収集に係る市民および議会からの意見聴取に、より一定の期間を要すると判断し、条例提案を平成13年2月定例会に先送りし、実施時期も平成14年4月1日とした。

5 関係委員会等への対応

(1) 函館市廃棄物減量等審議会(以下「減量等審議会」という)

- ・ H11.11.4 諮問 H11.12.20 中間答申 H12.1.21 最終答申
- ・ 審議会開催7回(H11 11/10, 12/2, 12/8, 12/17 H12 1/11, 1/19, 2/18)
- ・ 有料化導入済みの自治体(伊達市、室蘭市)視察(H11.11.23~24)

(2) 函館市民生常任委員会

- ・ 減量等審議会への諮問、中間答申、最終答申後にそれぞれ資料提出
 - ・ H12.2月以降、有料化に係る委員会意見聴取、条例原案説明等のため随時開催
- (参考) 別紙2のとおり

6 有料化に伴う課題と対応

(1) 不法投棄対策

- ・ 監視・指導や速やかな処理体制の強化
- ・ 啓蒙啓発活動や環境教育の徹底
- ・ 道路管理者や公園管理者など各関係機関に管理強化を要請
- ・ 特に悪質な場合における警察との連携

(2) 有料化にむけた市民との合意形成

- ・ パンフレット・Q&Aの作成と全戸への配布（試行用要指定袋交換券配布時）
- ・ 大型ポスターの作成と掲示（市施設・町会・その他公共施設）
- ・ 意見聴取、意見交換会および町会等自治会単位での説明会の開催
平成11年12月～平成12年1月 市民意見聴取（参加人数 192名・5団体役員等）
平成12年8月～平成12年11月 意見交換会（参加人数 2,063名・33会場）
平成13年9月～平成13年11月 住民説明会（参加人数 11,770名・166町会）
- ・ 市政はこだて、環境部ニュース等広報誌への掲載
- ・ テレビ、ラジオの活用

(3) 家庭ごみ処理手数料の設定

市民負担はごみ処理原価に2分の1を乗じた額を基本とするが、市民負担の軽減を考慮している
(激変緩和) し更に2分の1を乗じた額の2円/ℓとした。

ごみ袋は行政が作っている。→原価上昇により手数料収入が減少

R4年度 1億3400万

7 同時施策

(1) 「プラスチック容器包装」の無料分別収集【実施時期：H14.4～】

従来、不燃ごみに区分していたごみのうち、容器包装リサイクル法に規定するプラスチック類を、新たに資源ごみとして無料収集とした。無料とすることで、有料ごみとのインセンティブを働かせ分別意識を高め、減量努力をする市民とそうでない市民との費用負担の公平性を図るとともに、更なる資源化・減量化の推進を図ることとした。

(2) 電動生ごみ処理機購入費補助制度【実施時期：H14.4～H25.3】

減量化推進策として、購入費の半額を補助（上限30,000円）

H14 560件
H15 450件
H16 170件

R6年度 再支援

(3) ごみ散乱防止ネット・折りたたみ式かごの購入費補助制度【実施時期：H14.4～H25.3】

段ボールで排出できなくなることによる散乱防止の代替策として、購入費の半額を補助（上限3,000円）

(4) 集団資源回収に係る奨励金（謝礼金）の一部品目単価増額【実施時期：H14.4.1】

資源化推進策として、新聞等一部品目について単価を増額（新聞3円→4円など）

8 家庭ごみの有料化の試行

目的：指定ごみ袋の排出や「プラスチック容器包装」の分別に慣れてもらうため

試行期間：平成14年3月1日～31日（1か月間）

配布対象：全戸

5L, 10L, 20L, 30L, 40L 5種類

配布物：燃やせるごみ袋 30L袋×20枚/世帯

燃やせないごみ袋 30L袋×10枚/世帯

分別パンフレット 1冊/世帯（プラスチック容器包装の区分を新設し作成）

その他：

※ボランティア袋も作成している。

- ・ 期間中の「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は試行用ごみ袋による排出としたが、従来の透明袋や段ボールでの排出も可とした。
- ・ 期間中の「プラスチック容器包装」は、透明袋を使用のうえ「燃やせないごみ」の収集日での排出とした。
- ・ 期間中に試行用ごみ袋が余った場合、有料化実施後に使用することも可とした。

9 家庭ごみの有料化に伴う対応等

導入時から数ヶ月間は生活保護世帯などに現金支給していたが現在は支援制度なし。

(1) 駆け込み排出に対する対応

- ・ 「燃やせるごみ（週2回収集）」

例月よりも排出量が増加したものの、おおむね定時で収集を完了することが出来た。

- ・ 「燃やせないごみ（約10日に1回収集）」

有料化目前の3月に入ると、排出量が徐々に増え始め、中旬以降は、収集完了時刻が午後9時頃までかかる状況が続いた。

- ・ 「粗大ごみ（申込制で受付後、約2週間以内に収集）」

3月中に受け付けたものを無料としたため、3月中に駆け込みでの申し込みが激増した。収集にあたっては、平日の時間外収集や、土曜日収集など講じたが、無料受け付け分の完了は4月末までかかった。

(2) 実施後の対応

- ・ 指定ごみ袋を使用しないごみに対して、収集職員が収集拒否の警告シールを貼付け、収集しない。（現在も実施）

- ・ 排出指導を担当する職員が一定期間、特に集合住宅を中心に巡回排出指導を行った。

（3箇月程度）

10 家庭系ごみ有料化にともなう収集量の変化

家庭系ごみ有料化の前後で収集量に明らかな変化があり、ごみの減量化・資源化の推進に影響したことが確認できる。

（参考）別紙3のとおり

11 今後の制度見直しに対する考え方

道内一帯が2円/ℓであった

家庭ごみの処理手数料は、平成14年4月の有料化以降、1ℓあたり2円のまま改定していない。これまでも市議会や民生常任委員会において見直しについての考え方等について問われてきており、見直し時期については、市域の経済情勢や他都市の状況などを総合的に判断し、検討する旨の回答を行ってきた。今後、日乃出清掃工場整備に係る多額の工事費のほか、令和8年度から始まる起償償還により多額の支出が見込まれる中、料金の見直しの内容や時期等について準備を進める段階に入っている。

3円/ℓ

12 その他

(1) 不適切排出や不法投棄に対する町会からの要望等

当時の意見交換会において、不法投棄や散乱対策に対し多くの意見要望が寄せられた。

(参考) 別紙4のとおり

警察OBを採用して巡回して対応、かんしめう設置

(2) 徴収した手数料の使途等

清掃手数料（ごみ処理一般家庭）については、家庭系一般廃棄物の収集委託料に充当されている。残りの歳入については、七五郎沢廃棄物最終処分場の整備、日乃出工場の整備およびプラスチック中間処理施設建設工事費の財源となったものと考えている。

(3) 現在の市民の受け止め

ごみ有料化から既に20年以上が経過しており、お金を支払ってごみを処理する事に対する市民の抵抗感はほぼ無く、理解を得られているものと認識している。ここ数年の市民からの苦情や意見をみても、ごみ有料化に係るものは見受けられない。ただ、一部の道外他都市からの転入者からは、家庭ごみの処理手数料の高さを指摘する声も聞かれる。

「家庭ごみ処理の有料化」導入に係る検討の経過

年	月	日	内 容
H11	11	4	函館市廃棄物減量等推進審議会へ諮問
	12	20	同審議会から中間答申
	12	28	市民等意見聴取(参加人数32人) 函館のまちをきれいにする市民運動協議会役員, 函館市資源回収推進協議会役員
H12	1	17	市民等意見聴取(参加人数38人) 函館市町会連合会理事
	1	20	市民等意見聴取(参加人数122人) 函館市町会連合会女性部役員, 各町会環境部長
	1	21	同審議会から最終答申
	1	26	「家庭ごみ処理の有料化」についての政策決定(素案提出)
	4		環境部内プロジェクト設置
	8	22	「家庭ごみ処理の有料化」に関する意見交換会
～	11	2	33会場にて開催(参加人数 2,063人) ◎ 62.5%
H13	1		条例改正原案確定
	3	28	「函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例」可決 ※H14.4.1施行
	9	3	「家庭ごみ処理の有料化」および「その他プラスチック製容器包装の分別収集」の住民説明会
～	11	16	166会場にて開催(参加人数 11,770人) ◎ 70.9%
H14	3		試行(指定ごみ袋を全戸に配布)
	4	1	「家庭ごみ処理の有料化」本格実施

3年16ヵ月

可決
実施まで
1年10ヵ月

函館市の取り組み

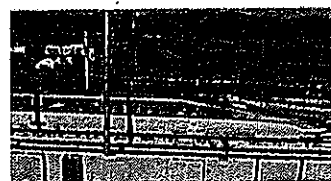
函館市の企業誘致戦略 ①



函館の強み

■ 充実した交通アクセス

- 【飛行機】東京から飛行機で1時間、市街地に近い空港
- 【新幹線】北海道新幹線で東京まで4時間
- 【自動車】新外環状線など高規格道路が整備され市内外への移動に便利



■ 適度な都市規模、自然災害も少ない

- ・職住環境や子育て環境が充実、魅力度トップクラスのまちでワークライフバランスを実現
- ・大規模な地震や台風が少なく、北国のなかでは降雪も少なく過ごしやすい気候
- ・大都市圏に比べ地価やオフィス賃料が安く、進出コストを低減

■ 多彩な学術研究機関の存在・人材確保も

- ・未来大学や函館高専など情報系人材輩出の拠点
- ・北大水産学部、教育大、函館大など科学・人文系の大学もあり、産学連携も



■ さらに行政のサポートもしっかり

- ・充実した補助金制度のほか、市が進出後のサポートも対応します

立地環境（支援制度①）



(1) 企業立地促進条例補助金

ものづくり系企業向け

(1) 函館臨空工業団地の用地を

10年間無償で貸与

※貸付期間終了後10年間リース可能

(2) 工場等新設に対する費用を

最大30%助成します

※限度額3億円

※北海道の助成制度（8%）と合わせて受給できます

IT系企業向け

雇用

雇用増1人あたり

50万円助成

- ・進出後5年まで
- ・3人以上新設／増設の場合
- ・1社あたりの上限2億円

賃料

オフィス賃料の

50%助成

- ・進出後5年まで
- ・3人以上新設／増設の場合
- ・1社あたりの上限2億円

立地補助金交付実績（H21～R5）

認定件数111件 雇用増人数 813名 補助金総額 2,855,292千円

立地環境（支援制度②） R5新設



(2) 立地環境調査補助金

視察費用

地方拠点の開設を検討

している企業の方へ

最大 **5万円×3人** 助成

- ・視察にかかる交通費や宿泊費等の経費を補助
- ・1企業につき3名まで
- ・所定の要件を満たす企業が対象

(3) 地方拠点開設支援事業補助金

開設・運営費用

函館市内に地方拠を開設

するIT企業の方へ

最大 **100万円** 助成

- ・拠点開設に要する整備費用や機器導入費用等を補助
- ・所定の要件を満たす企業が対象
- ・サテライトオフィス開設もOK



各種支援制度等の詳細についてはコチラから⇒

函館市立地環境支援制度・立地ガイド
URL: <http://www.city.hakodate.lg.jp>

人材確保（函館しごとネット）



ポイント Uターン希望者や市内人材と求人企業とのマッチング

函館しごとネット



- 函館市が運営する、地域の仕事に関する無料のポータルサイトです
- 「函館にUターンしたい」「住んでいる函館で働きたい」などの求職者ニーズと、函館で人材確保をしたい地元企業や進出企業の求人情報のマッチングをお手伝いします
- 求人・求職の登録はすべて無料
- 2022年7月からスマホ対応スタート、情報検索が気軽になりました
- 登録求職者157人、求人情報202件（R4.12）



立地環境（サテライトオフィス）



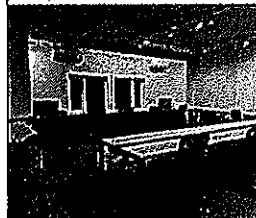
- 内閣府の地方創生テレワーク交付金を活用した市の補助事業
- 民間2社が元町地区および駅前地区にサテライトオフィスを開設(R4.2)
- オフィス入居およびコワーキングスペースとして利用可能

KMBA ワーケーション函館



- ・ 観光エリア中心地の元町・八幡坂の近くに所在
- ・ 未利用だった古民家をリノベーションして活用
- ・ 入居オフィス3室を用意
- ・ 遅延の少ないテレワークシステムを導入

HAKOWORKS（ハコワークス）



- ・ 電停市役所前に所在し、函館駅や朝市からも近い
- ・ もと写真館だった4階建の空きビルをリノベーション
- ・ 入居オフィス3室とコワーキングスペースを用意
- ・ コワーキングスペースのドロップイン利用も可

**R6.3
施設拡張！**

函館市立地環境調査補助金

№0606004

25年度から実施
11件

1人につき最大

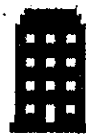
5万円

1企業につき3名まで

補助対象経費



交通費



宿泊費

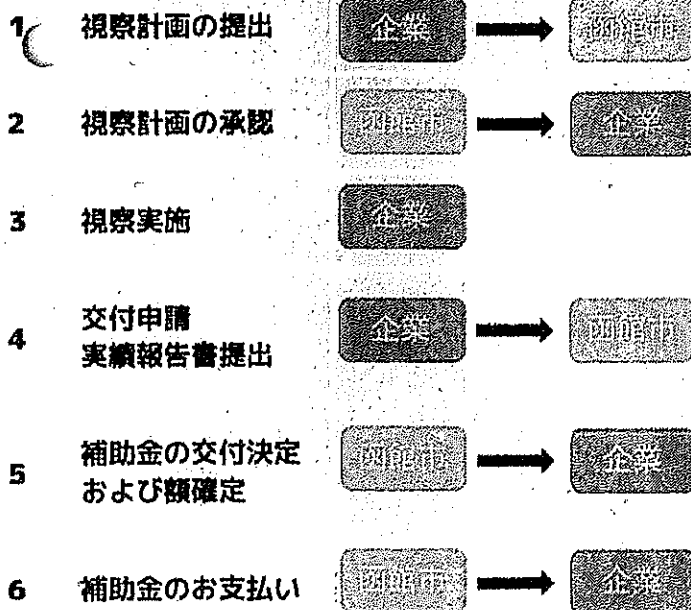


ワークスペース
利用料

※補助対象経費は消費税および地方消費税相当額を除いた額です。

地方進出検討している **企業**の方へ
函館市への **視察費用**を補助します！

補助金交付の流れ



補助対象者

- 1 函館市にオフィスの開設を検討していること
市内で行う予定の事業が、製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、デザイン業、コールセンター業であること。
- 2 函館市内に事業所がないこと
- 3 国、道、その他機関から同種の補助金等の交付を受けていないこと
- 4 滞在期間中に1回以上、市職員のアテンドを伴う視察、意見交換を行うこと

お申込み
お問合せ



№0606004

25年度から実施

IT企業の皆様

100万円補助

314

函館

地方拠点開設
支援事業補助

函館にオフィスを
開設しませんか？

開設・運営に
必要な経費を
補助します！



お申込み・問い合わせ先

函館市経済部企業立地担当

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

☎0138-21-3307 ✉ yuchi@city.hakodate.hokkaido.jp

※詳細についてはHP掲載の要綱等をご確認ください



視察・調査活動 実施計画書 政務活動費 《事前》審査書			整理番号	0606003-1		
			会派名	富山市議会自由民主党		
			議員名	松井 邦人		
■	調 査 研 究 費	会 派 承 認 欄				
回	研 修 費	起 案 日	代表者	経理責任者	申請者(議員)	
回	広 報 広 聴 費	R6.5.24				
回	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日				
回	会 議 費	R 6. 5. 30				
回	資 料 作 成 費	特 記 事 項				
回	資 料 購 入 費	鋪田博紀 0615002 成田光雄 0612005 舎川智也 0609001 金谷幸則 0607001 松井邦人 0606003 豊岡達郎 0605005 高原 讓 0603004 織田伸一 0602002 飯山勝彦 0601002				
回	人 件 費					
回	事 務 費					
項 目		内 容			留意点	
1	実施者	飯山勝彦、織田伸一、高原讓、豊岡達郎、松井邦人、金谷幸則、舎川智也、成田光雄、鋪田博紀(以上9名)				
2	実施日程	令和6年7月22日(月)～23日(火)				
3	行程	行程表の通り ※別途添付			政務活動のための合理的な経路か。政務活動以外の行程が含まれていないか。宿泊が必要か。	
4	視察1	視察・調査先	大津市			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先 面談予定者	滋賀県庁(大津市京町4-4-4 077-528-3993) 担当 未定			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】鉄道に係る上下分離方式について先進事例を学ぶ 【目的】鉄道の上下分離方式導入に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察2	視察・調査先	千代田区			
		視察・調査先 面談予定者	参議院議員会館(千代田区永田町2-1-1 03-3581-3111) 担当 未定			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】鉄道に係る上下分離方式について先進事例を学ぶ 【目的】鉄道の上下分離方式導入に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察3	視察・調査先	前橋市			
		視察・調査先 面談予定者	群馬県庁(前橋市大手町1-1-1 027-223-1111) 担当 未定			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】鉄道に係る上下分離方式について先進事例を学ぶ 【目的】鉄道の上下分離方式導入に向け、先行事例を学び反映させていく			
5	実施経費 及び 政務活動費の 支出予定額 (振込手数料含まない)	交通費	38,770円			対象費用及び単価見積りが適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 按分率適用の分母は適切か。(混在不明瞭な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)
		日当	3,000円/日×2日			
		宿泊費	12,300円			
		その他				
		合計額	57,070円			
		按分率(充当率)	100% ・ 50%			
		支出額(合計額×按分率)	57,070円			
6	取引規定	■抵触なし			取引制限の確認	

御 旅 程 表

JAなのhana 生活課 観光事業

富山市豊田本町3-18-21

TEL 076-438-2214

FAX 076-438-3670

令和6年5月20日

担当

富山市議会自由民主党 松井邦人			様	旅行先		大津・前橋 行政視察							
旅行日			令和6年7月22日 令和6年7月23日		人数	大人		小人	計	1泊 2日		車船中泊	
						男	女					旅館 1泊	
日程	月日	曜日	行程表										
1	7月22日	月	8:40 10:02 10:14 11:09 11:15 富山駅==つるぎ13号==敦賀駅==サンダーバード14号==京都駅== 11:24 13:30 ~ 14:45 15:19 ==新快速26号==大津駅...徒歩...滋賀県庁新館(視察)...徒歩...大津駅== 15:28 15:45 17:57 ==快速==京都駅==のぞみ98号==東京駅...徒歩7分...ホテル TEL 03-3241-0202 チェックイン15:00 チェックアウト10:00 * 京王プレッソイン大手町(1泊朝食 シングル 禁煙)										
2	7月23日	火	9:30 ~ 11:00 12:04 12:59 13:09 ホテル==参議院会館(視察)==東京駅==あさま611号==高崎駅== 13:18 14:00~15:30 16:18 ==普通列車==新前橋駅==群馬県庁(視察)==新前橋駅==普通列車== 16:27 16:48 17:41 17:46 18:32 ==高崎駅==あさま619号==長野駅==かがやき511号==富山駅										

概算費用御見積り				(責任人数 10名)	
J	R	富山駅~京都駅	8,820	宿泊料金	1泊朝食サ税込 12,300
J	R	京都駅~大津駅 往復	400	(東京都宿泊税 1人 ¥100現地払い)	
J	R	京都駅~東京駅	13,970	宴会費	
J	R	東京駅~新前橋駅	5,020		
J	R	新前橋駅~富山駅	10,560		
高速有料道路代					
有料駐車代				寸志・その他	
バス航送代				添乗経費	
乗船券				乗務員昼食	
入場入拝料				お一人様費用計	51,070

コースの見方

バス ・
 車 ☺
 JR □
 私鉄 ■
 飛行機 ・
 フェリー ・
 タクシー ・
 徒歩 ・

7月23日
(火)

視察

タクシー 10分

JR新幹線あさま611号

JR両毛線

ホテル

参議院会館
(地下101会議室)

東京駅

高崎駅

9:30 ~ 11:00

12:04 発

12:59 着

13:09 発

タクシー 10分

視察

タクシー 10分

JR両毛線

JR新幹線あさま619号

新前橋駅

群馬県庁

新前橋駅

高崎駅

13:18 着

14:00 ~ 15:30

16:18 発

16:27 着

16:48 発

JR新幹線かがやき511号

長野駅

富山駅

17:41 着

17:46 発

18:32 着

【視察項目】
国土交通省: 鉄道の上下分離方式について
群馬県: 上毛鉄道に係るみなし上下分離方式について

視察・調査活動 実績報告書 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票				整理番号	0606003-2	
				会派名	富山市議会自由民主党	
				議員名	松井 邦人	
■	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
□	研 修 費	R6.8.2		代表者	経理責任者	申請者(議員)
□	広 報 広 聴 費	承 認 日				
□	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R 6. 8. 8				
□	会 議 費	支払件数	1	支払日(口座振込完了日)		R 6. 8. 8
□	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
□	資 料 購 入 費	R 6. 8. 8		代表者	経理責任者	申請者(議員)
□	人 件 費	承 認 日				
□	事 務 費	R 6. 8. 9				
特 記 事 項						
鋪田博紀 0615002 成田光雄 0612005 舎川智也 0609001 金谷幸則 0607001 松井邦人 0606003 高原 譲 0603004 織田伸一 0602002 飯山勝彦 0601002 ※豊岡議員は欠席						
項 目		内 容				留意点
1	実施者	富山市議会自由民主党会派 松井議員				
2	実施日程	令和6年7月22日(月)～23日(火)				
3	行程	変更行程表の通り ※別途添付				政務活動のための合理的な経路か。政務活動以外の行程が含まれていないか。宿泊が必要か。
4	視察 1	視察・調査先	滋賀県庁			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先 面談予定者	滋賀県庁:森原広将			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】鉄道に係る上下分離方式について先進事例を学ぶ 【目的】鉄道の上下分離方式導入に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察 2	視察・調査先	国土交通省			
		視察・調査先 面談予定者	国土交通省:八木橋誠			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】鉄道に係る上下分離方式について先進事例を学ぶ 【目的】鉄道の上下分離方式導入に向け、先行事例を学び反映させていく			
	視察 3	視察・調査先	群馬県庁			
		視察・調査先 面談予定者	群馬県庁:西塚祥行、清水俊和、高田夏生			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】鉄道に係る上下分離方式について先進事例を学ぶ 【目的】鉄道の上下分離方式導入に向け、先行事例を学び反映させていく			

項目	内容	留意点
5 視察・調査活動の内容	(視察1) 滋賀県は長期にわたる営業損失と老朽化した施設の更新を考えると事業継続は困難と判断した近江鉄道からの要請を受け勉強会を立ち上げ、「近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会」を設置し、協議を重ねて令和6年4月から公有民営方式による上下分離をスタートさせていた。その過程で、クロスセクター効果(地域公共交通の有する多面的な効果)等分析で維持存続の方が廃止して代替施策を実施するより効果的だと判断していた。また、普段鉄道を利用していない方等にも利用状況や役割を可視化したり、バスやバス高速輸送システム、LRTなどへの転換した場合の検討を行ったり、住民や利用者等の声を聞き公共交通の果たす役割を把握して鉄道の必要性を明らかにしていた。存続形態については①運行経費補填②みなし上下分離③公有民営方式による上下分離の中から鉄道の維持存続に向けた責任を明確化でき持続的かつ安定的な運行体制を構築できることと、国の財政支援により沿線自治体の財政負担の軽減を図ることができる③を採用していた。 (視察2) 人口減少やマイカー依存、ライフスタイルの変化等によりローカル鉄道を取り巻く環境が大きく変化し、民間事業者任せでは地域公共交通を維持していくことが困難になりつつあり、沿線自治体を含む関係者が一丸となって望ましい地域公共交通のあり方を議論する必要がある。国土交通省では「地域公共交通活性化再生法」を令和5年に改正し、①地域の関係者の連携と協働の促進②エリア一括協定運行事業の創設③ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充④交通分野におけるDX・GXを推進する道路運送高度化事業の拡充⑤鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設⑥社会資本整備総合交付金の拡充、新たな基幹事業の追加など、地域公共交通の「リ・デザイン」が進むよう地域における取組を支援できるようになっていた。 (視察3) 群馬県では国からH9年度に上毛電気鉄道に対する欠損補助を打ち切る旨の通告を受けて協議会を設立し①県内交通体系の重要な路線である②利用者数からバス輸送が適当でなく、地域振興の観点からも重要な路線である③沿線地域の市町村、住民が路線存続に対して熱意があったことからH10年から公的支援による存続を決めていた。また、H11年から上信電鉄、H17年からわたらせ渓谷鉄道にも支援していた。支援方法に関して上下分離方式も検討したが課題が大きいと判断して群馬型上下分離方式(経営主体を分離せず線路・電路・車両を社会資本とみなし、それらに係る施設整備費や維持経費等を県・沿線自治体で負担)を採用されていた。一方、公的支援のあり方について根拠あるデータに基づいた議論が求められ、新たな地域交通法に基づく法定協議会を各沿線に設置してデータに基づいた議論を行い、沿線地域交通の再構築に取り組んでいた。	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、会派内での報告・情報共有等の対応等。 政務活動のみの内容か。 政務活動以外の政党活動、選挙活動、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。 政務活動費を支出できる内容か。(金額、1/2、支出不可)
市政への影響、反映、成果等	本市は路面電車事業で全国初の上下分離方式を導入し、行政が軌道整備事業者として軌道整備及び車両購入を行い、富山地方鉄道が軌道運送事業者として車両の運行を行って双方の役割を明確にしながら連携して事業を進めている。また、富山地方鉄道(本市を含む沿線7市町村にわたる鉄道3路線93.2km)は、燃料価格の高騰に加え、コロナ禍による利用低迷が続く鉄道事業が赤字決算となっており、経営状況がさらに悪化すると現在のダイヤを維持することが困難になる恐れがある。そうならないためにも沿線自治体は国の支援制度に基づいて3路線の持続可能な運営形態を考えていく必要があると思う。その検討を行う上で、「上下分離方式」「みなし上下分離方式」「別の事業者への経営移管」の中で、沿線住民にとって生活の質を高める役割や県内外からの観光につなぐ役割などをしっかり認識する必要があり、公共鉄道は社会インフラであると考え、県が中心となってまとめていくべきだと思う。「上下分離方式」に関しては、行政の技術系職員確保が難しくなる中で、鉄道軌道などの安全面の確保ができるか不安を感じる。また、「みなし上下分離方式」に関しては、自治体の財政負担が最も少ないと言われているが、今後の人口減少やそれに伴う財政難を考えると単に財政支援するのではなく、富山地方鉄道の現状をデータに基づき把握して業務体制や内容を改善させながら沿線地域交通の再構築に取り組むべきと思う。	政務活動費を支出できる内容か。(金額、1/2、支出不可)
その他及び政務活動以外で取り扱った内容		

項 目		内 容			留意点		
実施経費 及び 政務活動費支出額	旅 費	支出金額	50,770円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)	対象費用及び単価見積が適切か。 按分率適用の分母は適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 (混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)	
		支出先	松井議員【立替え支払い先】なのはな農協				
		支出内容及び積算根拠	JR代 38,770円(富山駅-大津駅、大津駅-京都駅、京都駅-東京駅、東京駅-新前橋駅-富山駅) 宿泊費 12,000円 別紙領収書のとおり				
	日 当	支出金額	6,000円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)		
		支出先	松井議員				
		支出内容及び積算根拠	7月22日(月)~23日(火) 2日 3,000円/日×2日				
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座 (立替)		
		支出先					
		支出内容及び積算根拠					
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座 (立替)		
		支出先					
		支出内容及び積算根拠					
	取引規定		☒ 抵触なし				
	経費総額		56,770円	按分率(充当率)	100%・50%		
	按分率適用対象経費及び按分理由						
政務活動費支出(充当)額		56,770円					

請求書

0606003

令和6年7月11日
請求書NO. 1240

富山市議会 自由民主党 松井 邦人 様

富山県知事登録220号

なのはな農業協同組合

生活課 観光事業

登録番号 T2-2300-0500-0474

T931-8540

富山市豊田本町3-18-21

TEL076-438-2214

FAX076-438-3670

責任者印

担当者印

ご請求金額

51,070 円

旅行日

令和6年
7月22日～23日

ご精算予定日

令和6年7月12日

軽減他

種別・摘要

人員・数量

単価

金額

7/22 富山駅～敦賀駅～京都駅 JR普通指定席

1

8,820

8,820

7/22 京都駅～大津駅 JR普通乗車券 往復

1

400

400

7/22 京都駅～東京駅 JR普通指定席

1

13,970

13,970

7/22 京王プレッソイン大手町 1泊朝食税込 シングル

1

12,300

12,300

7/23 東京駅～高崎駅～新前橋駅 JR普通指定席

1

5,020

5,020

7/23 新前橋駅～高崎駅～富山駅 JR普通指定席

1

10,560

10,560

消費税10%対象 小計

51,070

内消費税

4,642

消費税 8%対象 小計

内消費税

合計金額

51,070

軽減の欄に※は軽減税率対象商品です。非は非課税商品です

振込先

取引銀行 なのはな農業協同組合 西部支店

口座名 JAなのはな旅行センター 普通口座 6000116

恐れ入りますが振り込み手数料は、お客様負担でお願いします。

請求書

令和6年7月24日

請求書NO. 1278

富山県知事登録220号

なのはな農業協同組合

生活課 観光事業

登録番号 T2-2300-0500-0474

〒931-8540

富山市豊田本町3-18-21

TEL076-438-2214

FAX076-438-3670

責任者印

担当耆印

	
---	---

富山市議会 自由民主党 松井 邦人 様

二請求金額

-300 円

旅行目

令和6年
7月22日～23日

二 精算予定目

軽減他	種 別 ・ 摘 要	人員・数量	単価	金 額
	7/22 京王プレッソイン大手町 1泊朝食税込 シングル	1	-12,300	-12,300
	7/22 ホテル京阪京都グランデ 1泊食事無税込 シングル	1	12,000	12,000
	(東海道新幹線運休(不通)の為、宿泊地変更)			
消費税10%対象 小 計				-300
内消費税				-27
消費税 8%対象 小 計				
内消費税				
合 計 金 額				-300

軽減の欄に※は軽減税率対象商品です。非は非課税商品です

振込先

取引銀行 なのはな農業協同組合 西部支店

口座名 JAなのはな旅行センター 普通口座 6000116

恐れ入りますが振り込み手数料は、お客様負担でお願いします。

貼付用紙

No. 253484

領 収 書

農事協会

自民党

松井 邦人

様

令和 6 年 7 月 12 日

千	百	拾	万	千	百	拾	円
2			5	1	0	7	0



但 入澤, 前橋行 JR・宿泊代 以て

上記正に領収いたしました



なの はな 農業協同組合

取扱者印



〈ご注意〉組合の領収年月日および取扱者印のないものは無効です。また、訂正した場合、訂正印のないものは無効です。
領収いたしました小切手・手形等が万一決済されなかったときは、本書と引換えに小切手・手形等をお返しいたします。

経緯書

富山市議会自由民主党 松井邦人

<移動と宿泊の変更について>

当初は7月22日に京都から東京へ移動する予定でしたが、愛知県内で発生した保守車両脱線により始発から終電まで東海道新幹線が運休していた為、東京への移動が不可能となり、東京でのホテルをキャンセルし、京都のホテルで宿泊した。

23日は始発から運転再開していたので、6:47京都駅発、8:57東京駅着の新幹線で移動して視察日程に支障は起きなかった。

<視察先の変更について>

23日は参議院議員会館で国土交通省鉄道事業課吉田係長から鉄道の上下分離について講義を受ける予定であったが、国土交通省の落ち度により担当者が会場に来なかった。

視察先から国土交通省に問い合わせた結果、急遽国土交通省にて講義を受けることになった。しかし、視察時間は9:30~11:00の予定が10:30~11:00と変更になった。

富山市議会自由民主党 会長 鋪田博紀

振 替 証 明 書

会派名 富山市議会自由民主党

金 額	56,770	円
-----	--------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和6年8月8日

経理責任者

豊岡 達郎



氏 名	松井 邦人	受領印	
-----	-------	-----	--



No 0606003

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 06-07-29	新聞代金	*12,100	タ"イチリン列	*9,494,129
2 06-07-31		*8,000	北日本新聞 朝日新聞	*9,486,129
3 06-07-31		*100,540	ホクテ"ンサンキ"ヨウ	*9,385,589
4 06-07-31	振込資金	*46,721	コピ- カウント代	*9,338,868
5 06-07-31*		*91,670	普通預金 不公片議員	*9,247,198
6 06-07-31*		*91,670	普通預金 高原議員	*9,155,528
7 06-08-02		*3,380	トマシフ"ン	*9,152,148
8 06-08-02		*3,900	トマシフ"ン	*9,148,248
9 06-08-02*		*3,380	普通預金 豊岡議員	*9,144,868
10 06-08-08*		*45,480	普通預金 高田重信議員	*9,099,388
11 06-08-08*		*56,770	普通預金 成田議員	*9,042,618
12 06-08-08*		*3,380	普通預金 島前議員	*9,039,238
13 06-08-08*		*45,480	普通預金 高田重信議員	*8,993,758
14 06-08-08*		*3,380	普通預金 高田重信議員	*8,990,378
15 06-08-08*		*56,770	普通預金 金谷議員	*8,933,608
16 06-08-08*		*45,480	普通預金 金谷議員	*8,888,128
17 06-08-08*		*56,770	普通預金 松井議員	*8,831,358
18 06-08-08	振込資金	*2,165	インターネット代	*8,829,193
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お印させ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日順に*と表示します。
2. 振替金をお預け入れのときは、お支払い金額順に次のとおり表示します。タケノコ 〇〇-〇〇
トリタチ 〇〇-〇〇

お支払いできる日

お支払できる期限は、所定の
不払期限時を過ぎます。

7

普通預金通帳

店番号

富山市議会自由民主党様





2025 世界SHIGA県
開スポ・開スボマスケットボールフェスティバル
キャッフィー チャッフィー

琵琶湖とくらしを守る。
三方よしで笑顔を広げる。
豊かな未来をともにつくる。

滋賀県

土木交通部
県東部地域公共交通支援室
室長
兼 交通戦略課 主席参事

森 原 広 将

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3685
FAX 077-528-4837
E-mail: morihara-hiroyuki@pref.shiga.lg.jp

びわ湖のゴミを20%削減 1枚でびわ湖の水20リットルを浄化します



国土交通省 鉄道局

鉄道事業課 地方鉄道再構築推進室

課長補佐

八木橋 誠

YAGIHASHI Makoto

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

Tel: 03-5253-8111 (内線 40343)

: 03-5253-8539 (直通)

Fax: 03-5253-1635

E-mail: yagihashi-m23j@mlit.go.jp

Ministry of Land, Infrastructure and Transport / Japan Railways Group

群馬県
Gunma Prefecture

知事戦略部
交通イノベーション推進課
次長

西塚 祥行 | NISHIZUKA
Yoshiyuki

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

✉ nishizuka-yo@pref.gunma.lg.jp

🌐 https://www.pref.gunma.jp/

☎ 027-226-2381

☎ 027-223-9510



群馬県
Gunma Prefecture

知事戦略部
交通イノベーション推進課
鉄道振興係
補佐(鉄道振興係長)

清水 俊和 | SHIMIZU
Toshikazu

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

✉ shimizu-toshi@pref.gunma.lg.jp

🌐 https://www.pref.gunma.jp/

☎ 027-226-2381

☎ 027-223-9510



群馬県
Gunma Prefecture

知事戦略部
交通イノベーション推進課
鉄道振興係
主事

高田 夏生 | TAKADA
Natsuki

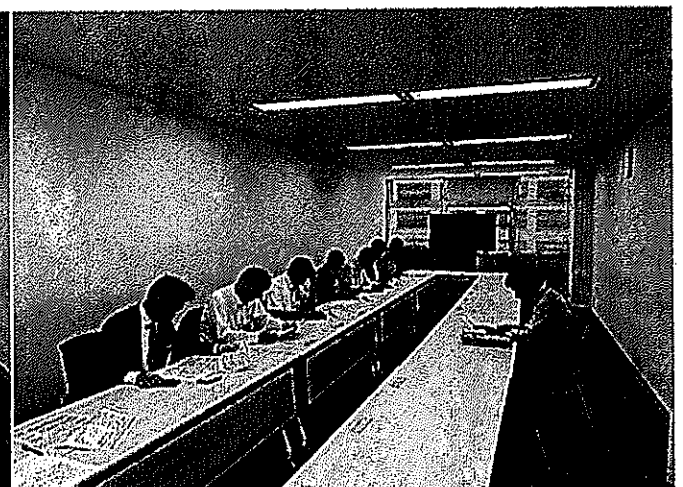
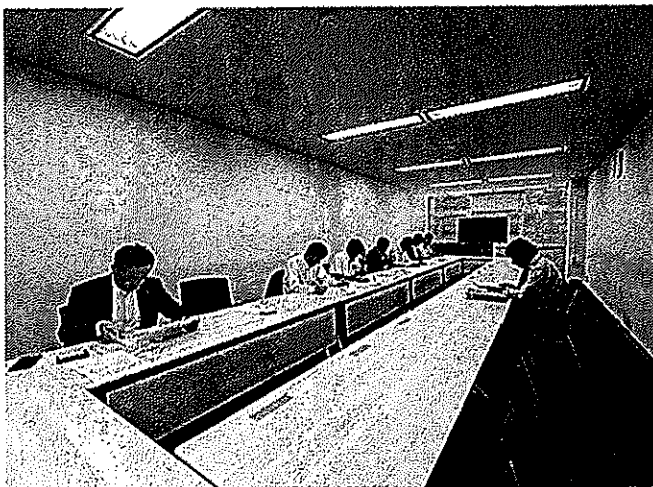
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

✉ takada-na@pref.gunma.lg.jp ☎ 027-226-2385

🌐 https://www.pref.gunma.jp/ ☎ 027-223-9510



滋賀県庁：鉄道に係る上下分離方式について先進事例を学ぶ



国土交通省：鉄道に係る上下分離方式について先進事例を学ぶ



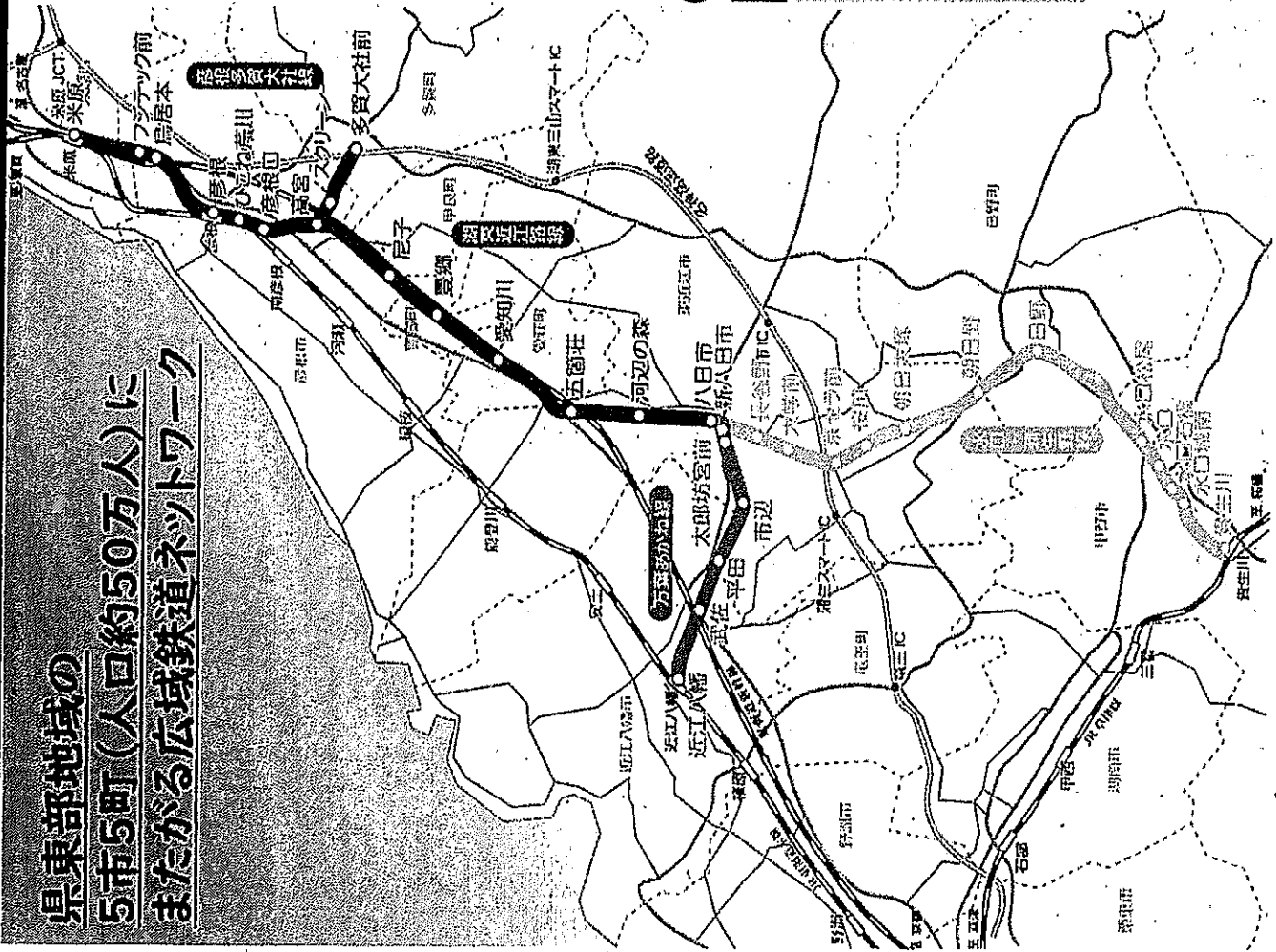
群馬県庁：鉄道に係る上下分離方式について先進事例を学ぶ

2. 路線等の状況

県東部地域の

5市5町(人口約50万人)に

またがる広域鉄道ネットワーク



(1) 営業路線

線名	区間	営業キロ	駅数
本線	米原 ~ 貴生川	47.7km	25駅
八日市線	八日市 ~ 近江八幡	9.3km	6駅
多賀線	高宮 ~ 多賀大社前	2.5km	2駅
計		59.5km	33駅

5市5町 人口 50万人

JR東海に在居地が整備されている

(2) 施設および職員の数

区分	箇所数
車両	43両(旅客車39、貨物車4)
橋梁	120箇所(延1,788メートル)
トンネル	2箇所(延488メートル)
踏切	175箇所(第一種145、第四種30)
変電所設備	4箇所

職員(鉄道部門) 104人(本社部門13人、現業部門91人)

令和元年度鉄道統計年報(国土交通省)を加工して作成

4. 主な検討経過

主 な 経 過

2016(H28).6

- 近江鉄道(株)から県へ検討要請

- ・長期にわたり営業損失が継続しており、今後も利益が見込まれない
- ・今後、老朽化した施設の更新に多額の設備投資を必要



民間企業の経営努力による事業継続は困難



近江鉄道線や地域公共交通のあり方を検討する仕組みを構築してほしい

2017(H29).1-
2018(H30).2

- 「近江鉄道に関する勉強会」(県、沿線市町、近江鉄道) 県が事務局
- ＜勉強会内容＞ 鉄道事業の推移と今後の課題、沿線市町の利用状況、利用促進策、他鉄道ヒアリング等

2018(H30).12-
2019(R1).7

- (仮称)近江鉄道線地域公共交通再生協議会設置準備調整会議

2019(R1).11

- 近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会の設置(第1回法定協議会)

2020(R2).3

- 第2回法定協議会 → 「近江鉄道線の全線存続」を合意

2020(R2).12

- 第5回法定協議会 → 「令和6年度から公有民営方式による上下分離への移行」に合意

2021(R3).3

- 第6回法定協議会 → 「自治体間の費用負担割合」の合意
・「近江鉄道沿線地域公共交通計画(骨子案)」の策定

2021(R3).10

- 第8回法定協議会 → 「近江鉄道沿線地域公共交通計画」の策定

2023(R5).4

- 一般社団法人近江鉄道線管理機構の業務スタート

2024(R6).4

- 「鉄道事業再構築実施計画」の認定 → 公有民営方式による上下分離のスタート

廃止の存続に
ついでに
存続する時
の民営化を
促す

0606003

6.「近江鉄道線の全線存続」の合意に至ったポイント②

(2) 近江鉄道線のクロスセクター効果等分析結果

近江鉄道線が廃止された場合に追加的に必要となる行財政負担項目		分野別代替費用	
分野	施設費用	最小値	最大値
医療	病院送迎貸切バスの運行	1,518 万円/年	11,175 万円/年
	通院のためのタクシー券配布	8,379 万円/年	
	医師による往診	11,175 万円/年	
	医療費の増加	13,056 万円/年	
商業	買物バスの運行	2,262 万円/年	6,278 万円/年
	買物のためのタクシー券配布	6,278 万円/年	
教育	貸切スクールバスの運行	17,350 万円/年	358,316 万円/年
	通学のためのタクシー券配布	358,316 万円/年	
観光	観光地送迎貸切バスの運行	2,261 万円/年	2,261 万円/年
	観光タクシーの運行	694 万円/年	
福祉	通院・買物・観光以外での自由目的のためのタクシー券配布	21,391 万円/年	21,391 万円/年
財政	土地の価値低下等による税収減少	928 万円/年	928 万円/年
建設	道路混雑に対応した道路整備	133,860 万円/年	133,860 万円/年
分野別代替費用の合計		191,059 万円/年	547,265 万円/年

③

123,941
~480,147
万円/年

クロスセクター効果

②

67,118
万円/年

近江鉄道線の運行費用

①

191,059
~547,265
万円/年

分野別代替費用

③

10,606万円/年
国・県・市町の財政支出と
事業損失額の合計

②

67,118万円/年
国・県・市町の財政支出と
事業損失額の合計

①

123,941~480,147万円/年
国・県・市町の財政支出と
事業損失額の合計

③

123,941
~480,147
万円/年

クロスセクター効果

②

67,118
万円/年

近江鉄道線の運行費用

①

191,059
~547,265
万円/年

分野別代替費用

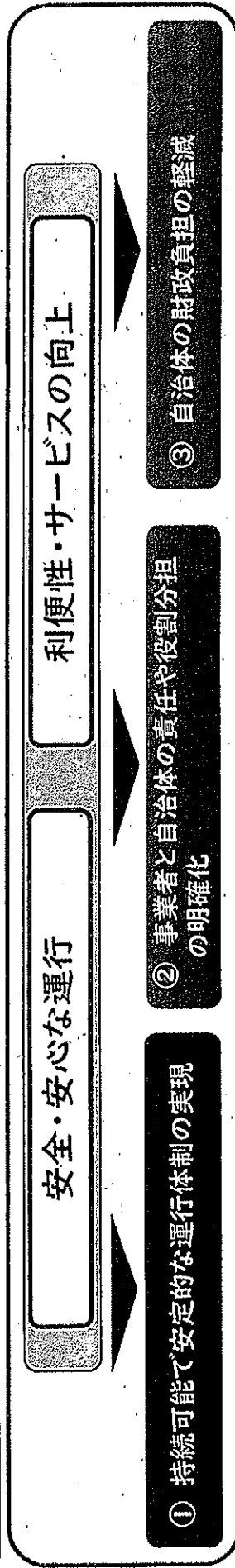
- 近江鉄道線の有する価値を数値的に見える化することで、鉄道が地域における重要なインフラであることを示す
- 鉄道は単なる移動手段ではなく、多方面にわたりさまざまな効果を有する。
- 近江鉄道線を維持存続する方が、近江鉄道線を廃止して代替施策を実施するよりも効果的

7

0606003

11. 近江鉄道線の存続形態の検討

(1) 検討の視点



(2) 存続形態別の特徴

存続形態	支援スキーム	特徴
① 運行経費補てん	自治体が鉄道事業者の運行経費を支援。	● 国の財政的支援が得られない。 ● 事業者のインセンティブが乏しく、またコスト削減意識が働きのくい。
② みなし上下分離	自治体が鉄道施設を保有して、設備投資、修繕に係る経費を支援。	● 上下分離と類似した形態であるが、起債や国庫補助金の嵩上げなどの国の財政支援措置が得られない。※現行は国、財政支援が受けられず。 ● 自治体が設備投資の内容や妥当性等を判断することが困難。
③ 「公有民営」方式による上下分離	鉄道事業者は運行に専念。 自治体が鉄道施設を保有し、設備投資、維持修繕費等を負担することにより、事業者の資産保有に伴う費用負担を軽減。	● 国の財政支援が最も手厚い。 ● 施設保有団体を設置し、施設保有や管理に係る業務負担が生じる。 ● 自治体は鉄道事業者として安全管理責任を負う。

(3) 存続形態

令和3年度から令和5年度までを運営改善期間とし、令和6年度から「公有民営」方式による上下分離へ移行する

<理由>

- 3年間の「運営改善期間」を設けて、沿線自治体、事業者、沿線住民等が一体となって利用者の増加および事業収支の改善を図ることにより、より良い状態で「公有民営」方式に移行することができると見込まれる。
- 鉄道運行は事業者、鉄道施設の保有は自治体と役割分担を行うことにより、鉄道の維持存続に向けた責任を明確化できるとともに、持続的かつ安定的な運行体制を構築できる。
- 起債や国庫補助金の嵩上げなど、国の財政支援により沿線自治体の財政負担の軽減を図ることができる。

背景・必要性

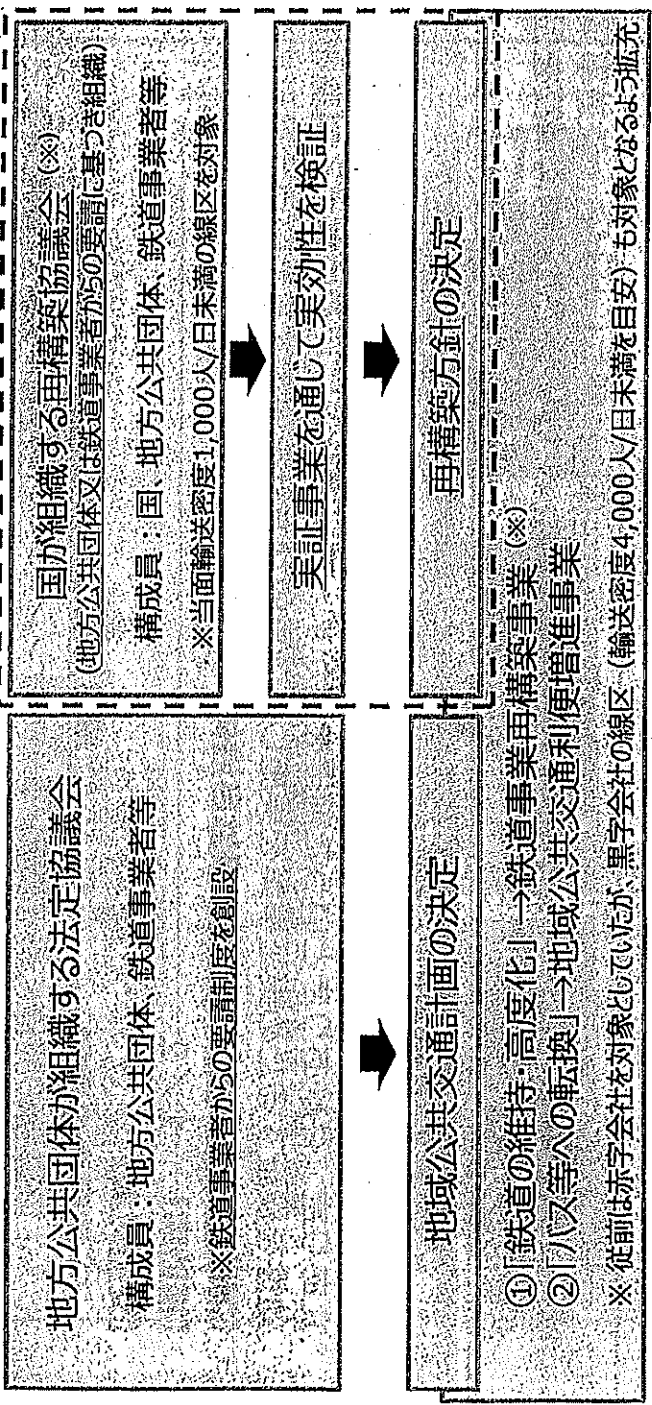
- 人口減少やマイカーへの転移、都市構造やライフスタイルの変化など、ローカル鉄道を取り巻く環境は大きく変化。
- 民間事業者任せにしては、利便性と持続可能性の高い地域公共交通を維持していくことが困難になりつつあり、沿線自治体を含む関係者が一丸となって望ましい地域公共交通の在り方を議論する必要がある。

概要

- 地方公共団体又は鉄道事業者は、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な線区（特定区間）について、国土交通大臣に「再構築協議会」の組織を要請。
- 国土交通大臣は、関係地方公共団体に意見を聴取し必要と認める場合、再構築協議会を組織。

【ローカル鉄道の再構築のフロー】

（令和5年度に創設）



- 【合意形成に向けた国の支援】
- 協議会開催、調査事業・実証事業について、「地域公共交通再構築調査事業」により国が支援

- 【合意実現に向けた国の支援】
- 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）により国が支援

- 規制・運用の緩和・見直し・協議運賃制度の導入・技術・安全規制の見直し等

地域公共交通の再構築を実現

鉄道事業再構築事業

- 大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線(旅客輸送密度4,000人未満の区間が目安)を対象
- 地方公共団体等と鉄道事業者が共同で当該路線(区間)の鉄道事業再構築事業実施計画を作成し、計画に記載の施策を実施

内容

地方公共団体等の支援

利便性向上施策を実施

事業構造の変更 例:上下分離

目的

当該路線における輸送の維持

国土交通大臣による計画の認定

支援措置

1. 地域公共交通計画及び立地適正化計画その他のまちづくり・観光計画等において、中長期的に必要なネットワークを位置づけた場合に、ネットワーク形成に必要な鉄道施設整備等に関して、社会資本整備総合交付金(地域公共交通再構築事業)等の活用が可能
2. 鉄道施設整備等に対する『鉄道軌道安全輸送設備等整備事業』の予算(補助率がき上げ等)、税制特例を含む総合的なパッケージにより重点的に支援。

特例措置

1. 鉄道事業法の許可等を受けなければならないもの等について、計画の認定により一括で許可等を受けたものとみなす等の特例
 2. 現行の鉄道事業法では実施できない「公有民営」方式の上下分離(※)について、同法における事業許可基準のうち事業採算性に保るものを適用しないことにより、その実施を可能とする特例
- (※) 地方公共団体が鉄道線路を保有し、これを運行事業者に無償で使用させるもの。
この場合、計画認定の審査に際して、経営上の適切性の審査を受けない。

事業構造の変更パターン

上下分離の例

既存事業者

運行

(無償貸与)

自治体等

鉄道施設保有

土地保有

重要な資産の譲渡の例

既存事業者

運行

鉄道施設保有

(無償貸与)

自治体

鉄道施設(一部)保有

土地保有

みなし上下分離の例

既存事業者

運行

鉄道施設保有

土地保有

(費用負担)

自治体

整備費
維持管理費

事業譲渡の例

新設事業者

運行

鉄道施設保有

土地保有

(事業譲渡)

既存事業者

運行

鉄道施設保有

土地保有

群馬県地域鉄道の状況 3線の特徴

4

- ・ 前橋市、みどり市、桐生市と県内の主要都市を繋ぐ。
- ・ 駅間の距離も短く、23もの駅を有しており、沿線に住む人々の生活に密着した路線。
- ・ 赤城駅で東武桐生線と接続しており、県央地域から東毛地域、更には首都圏を繋ぐ基幹公共交通としての役割も果たしている。

上毛電気鉄道

上信電鉄

- ・ 高崎市から下仁田町までを繋ぎ、現存する民営鉄道の中で3番目に古い歴史を持つ。
- ・ 駅間の距離は比較的短く、21もの駅を有しており、沿線に住む人々の生活に密着した路線。
- ・ 沿線には世界遺産の富岡製糸場・荒船風穴や世界の記憶の上野三碑(山上碑・多胡碑・金井沢碑)等の観光資源があり、県内外からの観光の玄関口としての役割も担っている。

わたらせ 渓谷鐵道

- ・ 桐生市からみどり市を経由し、渡良瀬川沿いを運行、県境を越えて栃木県日光市を繋ぐ。
- ・ 旧国鉄足尾線を引き継ぎ、第三セクター鉄道として、平成元年に、わたらせ渓谷鐵道が開業。
- ・ 鉄道施設と沿線に観光・文化的資源を有し、県東部地域と世界遺産を有する日光市を繋ぐ路線であり、県内外からの観光利用が多い。またトロッコ列車の運行も行っており、それを目当てに訪れる観光客も多い。

※ わたらせは旧国鉄だったため第三セクター方式の方が良かった

上毛線・上信線に対する群馬型上下分離方式による支援について ①

1 導入経緯

□ 「群馬型上下分離方式」による公的支援は、H10年度上毛電気鉄道に導入したのが最初。

- ・ S51年度～国と県が欠損補助による支援
- ・ H7.11 国からH9年度に欠損補助を打ち切る旨の通告
- ・ H8.7 県、沿線市町村及び株主(東武鉄道)及び上信電鉄(株)で組織する「上毛線再生等検討協議会」を設立
- ・ H10.1 上毛線に対し、H10年度を初年度とする「群馬型上下分離方式」による支援を決定

※上信電鉄に対しても、H11年度から同方式による支援開始

□ 県は次の考え方に基つき、沿線市町村とともに公的支援を行うこととした。

- ① 対象路線が県内交通体系の重要な路線であること
- ② 利用者数からバス輸送が適当でなく、地域振興の観点からも重要な路線であること
- ③ 沿線地域の市町村、住民が当該路線の存続について熱意を持っていること

➤ 当時の上毛電気鉄道の年間輸送人員は約260万人で、バス代替が困難であったことが、公的支援による存続の決め手となった。

2 スキーム

□ 一般的に、上下分離方式といった場合、運行主体(上)と線路等施設の保有主体(下)が別の経営主体となるが、「群馬型上下分離方式」は、経営主体を分離しないまま、線路・電路・車両を社会資本とみなして、それらに係る施設整備費や維持経費等を県・沿線自治体で負担することとしている。

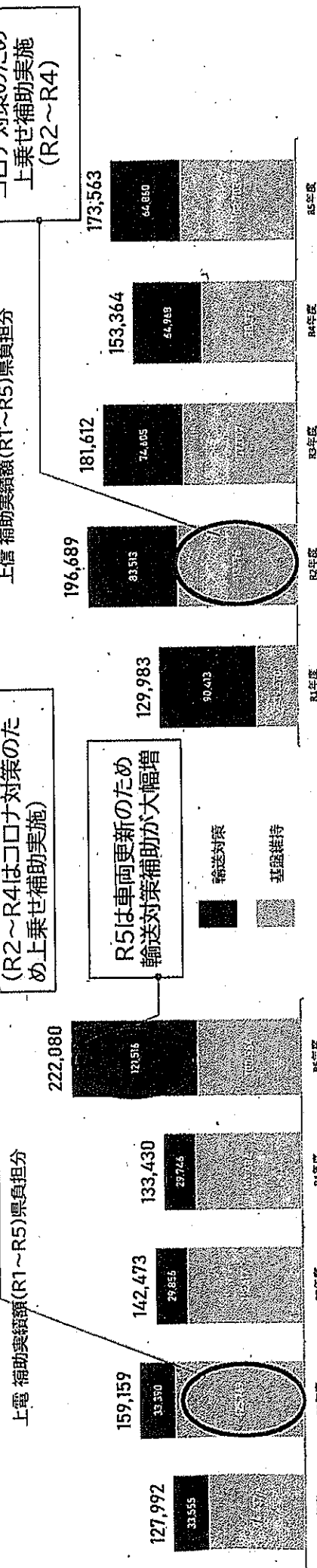
上	列車の運行経費	事業者の経営努力
輸送対策事業費補助		輸送の安全の向上を図るための設備整備に対して沿線市町村と県が補助 (負担割合) 国1/3 県1/3 沿線市町村1/3 ※国庫補助対象外 県・沿線市町村 各1/2
		線路及び電路維持に係る修繕費等の経費について、沿線市町村と県が補助 (ただし、「鉄道事業経常損失額－固定資産税相当額補助金」を上限) (負担割合) 県3/5 沿線市町村2/5 ※H22から修繕費の一部で国庫補助創設
下	鉄道基盤設備維持費補助	鉄道事業に係る固定資産税等に相当する額に対して沿線市町村が補助 (負担割合) 県10/10
	固定資産税等相当額補助	

➤ 各事業者は「経営再建計画」を策定し、県と沿線市町村で構成する協議会は、同計画に基づき、「再生基本方針」を定めて、公的支援を行う。

3 これまでの補助金額の推移(単位:千円)

経営難のため、R1以前から
基盤維持費は高値安定
(R2～R4はコロナ対策のため
上乘せ補助実施)

上信補助実績額(R1~R5)県負担分

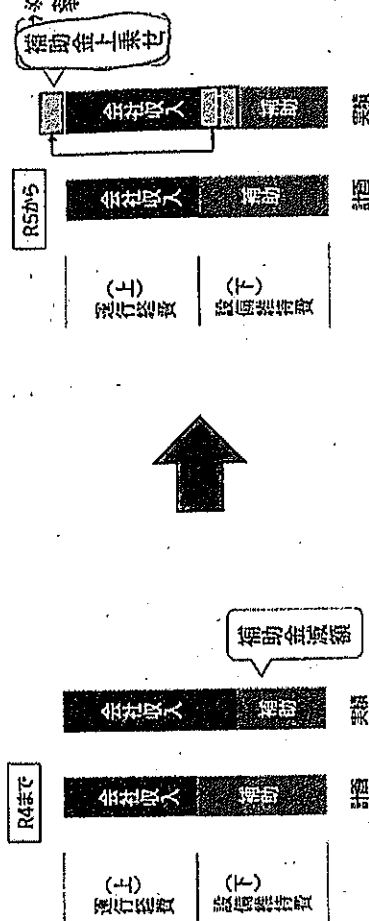


【現在の支援制度】収入が増えるとその分の補助金が減額

- ① 鉄路維持に一定の効果はあるものの、増収・増客面ではほとんど効果がない
② 鉄道事業者にとって経営改善のインセンティブが働かない
- 補助対象経費：5ヶ年計画に定める線路・電路・車両保存費
ただし、「鉄道事業経常損失額（固定資産税相当分を控除）」が補助の上限

上記の課題を踏まえ、

R5年度、新たな支援制度を創設し、インセンティブ付与を実施



企業努力しても利益増が
減ってXPI-1がない、
→企業努力はなくなる。

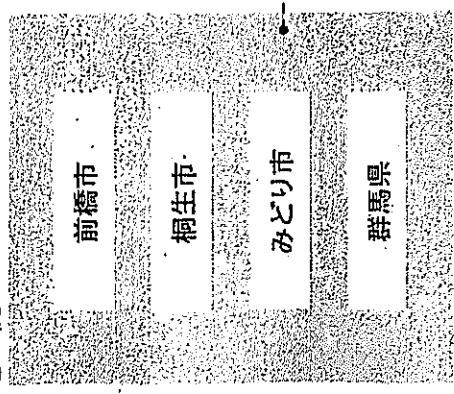
群馬県地方鉄道沿線地域の公共交通に関する法定協議会の設置について

- 上毛電気鉄道(H10～)、上信電鉄(H11～)、わたらせ渓谷鐵道(H17～)について、鉄道事業者と沿線自治体で構成する再生協議会に
より、公的支援を実施してきた。
- R5年3月の群馬県地域鉄道のあり方検討会提言(公的支援のあり方について、根拠あるデータに基づいた議論が必要)に基づき、R5
年度、新たに地域交通法に基づく法定協議会を各沿線に設置し、データに基づいた議論を行い、沿線地域交通の再構築に取り組む。

再生協議会

目的:鉄道会社が行う経営再建を
促進するための公的支援
内容:再生基本方針の策定等
根拠:なし(任意)

※上電の例



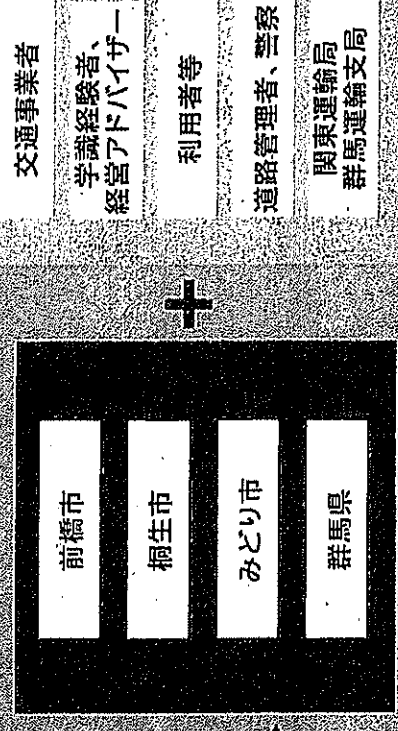
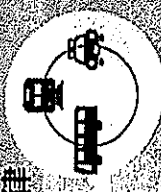
目的に則り役割分担
(ただし、相互に連携・
情報共有)

(再生協議会と
行政関係の構成は同一)

リ・デザイン推進協議会(法定協議会)

目的:地域の鉄道の現状を直視し、危機意識を共有した上で、
する。

内容:鉄道の今後のあり方検討、地域公共交通計画の策定等
根拠:地域公共交通の活性化及び再生に関する法律



※鉄道事業者の財務状況や鉄道存続形態(在りど転換等)については、
沿線自治体、鉄道事業者、学識経験者等を交し、ハートビッドした「経営連絡」
分科会(仮称)を設置し、非公開で議論し、方向性を検討する。

R5年度からの取組み

視察・調査活動 実施計画書 政務活動費 《事前》審査書		整理番号	0606005-1			
		会派名	富山市議会自由民主党			
		議員名	松井 邦人			
■	調 査 研 究 費	会 派 承 認 欄				
☐	研 修 費	起 案 日	代 表 者	経 理 責 任 者	申 請 者(議員)	
☐	広 報 広 聴 費	R6.7.19				
☐	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日				
☐	会 議 費	R 6 . 7 . 2 5				
☐	資 料 作 成 費	特 記 事 項				
☐	資 料 購 入 費	松井邦人 0606005 豊岡達郎 0605007 織田伸一 0602004				
☐	人 件 費					
☐	事 務 費					
項 目		内 容			留 意 点	
1	実施者	織田伸一、豊岡達郎、松井邦人(以上3名)				
2	実施日程	令和6年8月5日(月)～6日(火)			政務活動のための合理的な経路か。 政務活動以外の行程が含まれていないか。 宿泊が必要か。	
3	行程	行程表の通り ※別途添付				
4	視察 1	視察・調査先	神戸市			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先 面談予定者	兵庫県庁(神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-7711) 未定			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】特別指定区域制度について 【目的】市街化調整区域における取組みの先行事例を学び反映させていく			
	視察 2	視察・調査先	加古川市			
		視察・調査先 面談予定者	加古川市役所(加古川市加古川町北在家2000 079-422-1403) 未定			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】田園まちづくり制度について 【目的】市街化調整区域における取組みの先行事例を学び反映させていく			
視察 3	視察・調査先					
	視察・調査先 面談予定者					
	視察・調査の 目的、内容					
5	実施経費 及び 政務活動費の 支出予定額 (振込手数料含まない)	交通費	22,960円		対象費用及び単価見積が適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 按分率適用の分母は適切か。(混在不明な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)	
		日当	3,000円/日×2日=6,000円			
		宿泊費	10,800円			
		その他				
		合計額		39,760円		
		按分率(充当率)		100% ・ 50%		
		支出額(合計額×按分率)		39,760円		
6	取引規定	■抵触なし			取引制限の確認	

R0606005

御 旅 程 表

JAなのほな 生活課 観光事業

富山市豊田本町3-18-21

TEL 076-438-2214

FAX 076-438-3670

令和6年7月5日

担当

富山市議会自由民主党 松井邦人			様	旅行先		兵庫県・加古川 行政視察							
旅行日			令和6年8月5日		人数	大人		小人	計	1泊 2日		車船中泊	
			令和6年8月6日			男	女					旅館 1泊	
日程	月日	曜日	行程表										
1	8月5日	月	8:40 10:02 10:14 11:36 11:45 富山駅====つるぎ13号====敦賀駅====サンダーバード14号====大阪駅==== 12:06 12:10 12:12 ====新快速====三宮駅====普通列車====元町駅(西口)・・・徒歩8分・・・ 13:30~15:30 16:07 16:09 16:11 兵庫県庁(視察)・・・徒歩8分・・・元町====快速====神戸駅====新快速==== 16:38 加古川駅(南口)・・・徒歩3分・・・ホテル TEL 079-459-9000 チェックイン15:00 チェックアウト10:00 *スーパーホテル加古川駅前(1泊サービス朝食 シングル 禁煙)										
2	8月6日	火	9:30 ~ 11:00 12:52 13:43 ホテル====加古川市役所(視察)====加古川駅====新快速====大阪駅 14:12 15:33 15:41 17:03 大阪駅====サンダーバード27号====敦賀駅====つるぎ28号====富山駅										

概算費用御見積り				(責任人数 5名)		
J	R	富山駅~元町駅	10,820	宿泊料金	1泊サービス朝食税込	10,800
J	R	元町駅~加古川駅	770	食事費		
J	R	加古川駅~富山駅	11,370	宴会費		
定期観光バス代						
高速有料道路代						
有料駐車代				寸志・その他		
バス航送代				添乗経費		
乗船券				乗務員昼食		
入場入拝料				お一人様費用計		33,760

コースの見方

バス ・
 車 ☺
 JR □
 私鉄 ■
 飛行機 ・
 フェリー ・
 タクシー ・
 徒歩 ・

	つるぎ13号	サンダーバード14号	新快速	普通列車
8月5日 (月)	富山駅 8:40 発	敦賀駅 10:02 着 10:14 発	大阪駅 11:36 着 11:45 発	三宮駅 12:06 着 12:10 発
	元町駅 12:12 着	視察 兵庫県庁 13:30 ~ 15:30 (開始時間、所要時間は今後決定する) ※90分程度の予定	元町駅 16:07 発	神戸駅 16:09 着 16:11 発
	加古川駅 16:38 着	ホテル	【視察項目】 特別指定区域制度 【宿泊ホテル】 スーパーホテル加古川駅前	
8月6日 (火)	つるぎ28号		新快速	サンダーバード27号
	ホテル	視察 加古川市役所 9:30 ~ 11:00	加古川駅 12:52 発	大阪駅 13:43 着 14:12 発
	敦賀駅 15:33 着 15:41 発	富山駅 17:03 着		
	【視察項目】 田園まちづくり制度について			

【備考】

- ・兵庫県
担当：兵庫県議会事務局調査課 調査第1班長 田中 様
TEL：078-362-3717(直通)
当日対応：まちづくり部建築指導課 土地調整官、担当班長、その他担当数名
視察場所：兵庫県庁3号館2階「議員応接室」(予定)
待ち合わせ場所：
- ・加古川市
担当：加古川市議会事務局総務課
TEL：079-427-9303

視察・調査活動 実績報告書 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票				整理番号	0606005-2	
				会派名	富山市議会自由民主党	
				議員名	松井 邦人	
■ 調 査 研 究 費		起 案 日		会 派 承 認 欄		
☒	研 修 費	R6.8.19		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	広 報 広 聴 費	承 認 日				
☒	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R 6. 8. 19				
☒	会 議 費	支払件数	/	支払日(口座振込完了日)		R 6. 8. 19
☒	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
☒	資 料 購 入 費	R 6. 8. 19		代表者	経理責任者	申請者(議員)
☒	人 件 費	承 認 日				
☒	事 務 費	R 6. 8. 22				
特 記 事 項						
松井邦人 0606005 豊岡達郎 0605007 織田伸一 0602004						
項 目		内 容				留 意 点
1	実施者	富山市議会自由民主党会派 松井議員				
2	実施日程	令和6年8月5日(月)～6日(火)				政務活動のための合理的な経路か。政務活動以外の行程が含まれていないか。宿泊が必要か。
3	行程	行程表の通り ※別途添付				
4	視察 1	視察・調査先	兵庫県庁			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先 面談予定者	兵庫県庁:黒田隆二、古家拓朗			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】特別指定区域制度について 【目的】市街化調整区域における取組みの先行事例を学び反映させていく			
	視察 2	視察・調査先	加古川市役所			
		視察・調査先 面談予定者	加古川市役所:塩見覚司、横尾亮平、植田隆介			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】田園まちづくり制度について 【目的】市街化調整区域における取組みの先行事例を学び反映させていく			
視察 3	視察・調査先					
	視察・調査先 面談予定者					
	視察・調査の 目的、内容					

項目	内容	留意点
5 視察・調査活動の内容	(視察1)兵庫県は市街化調整区域における厳しい土地利用規制が地域の活力や産業の衰退等に影響していたことを踏まえ、H14年に都市計画法施行条例を制定し、地域住民の意向を反映しつつ周辺の市街化を促進しないよう調整された土地利用計画を基に地域の維持、活性化等に必要な建築物を立地可能とする特別指定区域制度を創設していた。特別指定区域制度には①駅、バスターミナル等②工場、店舗等③地域活力再生④公的賃貸住宅等供給⑤工場等誘導⑥沿道施設集約誘導⑦空地等適正管理⑧地域資源活用⑨複合型という九つの区域があり、この中から指定された区域内では地域に必要な建物が建築できるようになっていた。この制度を利用するには、自治会単位でのまちづくり協議会を発足し、土地利用計画(保全区域、森林区域、農業区域、集落区域、特定区域を定める)を作成して市町に提出して認定を受ける。その後土地利用計画に基づいて特別指定区域を指定し、区域指定により緩和される建物を建築してまちづくりを行う流れだった。また、この制度を利用している区域は638区域で(6,288ha)約90%が地縁者の住宅区域(開発区域周辺の市街化調整区域に連綿して10以上居住する者が住宅を新築できる区域)だった。 (視察2)加古川市はH27年から人口減少傾向に転じ、特に市街化調整区域の内、八幡町、平荘町、上荘町、志方町の市域北部4町が顕著であったことと、地場産業の工場閉鎖や店舗等の廃業撤退、営農者の減少などもあり、集落のコミュニティ維持や社会経済情勢の変化に対応できるまちづくりへの取組みが求められ、兵庫県が創設している特別指定区域制度と同様な田園まちづくり制度をH19年から運用していた。この制度を進める上で市としてまちづくり協議会にコンサルタントを派遣・出席、都市計画審議会への意見聴取、開発審査会への意見聴取などに携わっていた。また、運用開始から10年以上経過し、地域課題の深刻化と生活ニーズの多様化などに対応できるようR4年4月に特定指定区域の項目の見直し(地縁者等の住宅、新規居住者の住宅、地域調和型の事業所、既存事業所の拡張、既存工場等の用途変更、地域資源活用、利便施設、コミュニティ拠点、産業拠点)を行っていた。加えて空き家解消の為、空き家を活用する移住者の住宅建築を認めるとともに、より一層空き家の解消や市外からの移住者の促進を目指して移住・定住助成金制度を創設していた。	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、会派内での報告・情報共有等の対応等。 政務活動のみの内容か。政務活動以外の政党活動、選挙活動、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。 政務活動費を支出できる内容か。(全額、1/2、支出不可)
市政への影響、反映、成果等	本市は人口減少と超高齢化の進行、低い人口密度を見据え公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを目指している。この政策は緩やかな人口減少により本市の人口を維持することと、社会インフラをはじめとする行政維持管理費を抑制させていくことが根底の目標としてあると思う。その政策により本市では人口の自然減は避けられないが社会増となり人口減少を緩やかにしている効果が現れている。一方、中山間地では本市の政策により一段と人口減少が進んだと思っている方がいるのも事実としてある。コンパクトなまちづくり政策は居住場所を強制するものではなく誘導するものであるが、人口減少社会における行政サービスや社会インフラの維持管理を考えると、大きな方向性としては妥当な政策だと考える。また、兵庫県や加古川市の取組みは、本市が取り組んでいるコンパクトなまちづくり政策を市街化調整区域でも行うものだと思う。この施策は広大な行政区域(1241.7km²)を持つ本市にとっても今後取り組んでいく必要があり、検討していくべきだと考える。また、今後のまちづくりには、市街化区域や市街化調整区域も含めて各々が個別に開発するのではなく広い視野を持つ必要があり、点としてではなく面として捉えて人口密度を高くできるよう開発していく時代になってきている。さらに、行政ばかりが先導するのではなく、その地域に住む住民が自らの課題としてまちづくりをどう考えていくのか議論して取り組んでいく時代にもなっていると思う。	
その他及び政務活動以外で取り扱った内容		

項 目		内 容			留意点	
実施経費 及び 政務活動費支出額	旅費	支出金額	33,760円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座（立替）	対象費用及び単価見積が適切か。 按分率適用の分母は適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 （混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。）
		支出先	松井議員【立替え支払い先】なのはな農協			
		支出内容及び積算根拠	JR代 22,960円（富山駅-元町駅、元町駅-加古川駅、加古川駅-富山駅） 宿泊費 10,800円 別紙領収書のとおり			
	日当	支出金額	6,000円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座（立替）	
		支出先	松井議員			
		支出内容及び積算根拠	8月5日（月）～6日（火）2日 3,000円/日×2日			
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座（立替）	
		支出先				
		支出内容及び積算根拠				
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座（立替）	
		支出先				
		支出内容及び積算根拠				
	支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座（立替）		
	支出先					
	支出内容及び積算根拠					
取引規定		■抵触なし				
経費総額		39,760円	按分率（充当率）	100%・50%		
按分率適用対象経費及び按分理由						
政務活動費支出（充当）額		39,760円				

貼付用紙

No. 254160

領 収 書

市議会

自由民主党 松平 様

令和 6 年 7 月 31 日

千	百	拾	万	千	百	拾	円
2			7	3	3	7	60

但 平成 30 年 12 月 31 日 現在 まで

上記正に領収いたしました



なのhana 農業協同組合

＜ご注意＞ 組合の領収年月日および収受者印のないものは無効です。また、訂正した場合、訂正印のないものは無効です。
領収いたしました小切手・手形等が万一誤りであったときは、本書と引換えに小切手・手形等をお返しいたします。

収入印紙

取扱者印



振 替 証 明 書

会派名 富山市議会自由民主党

金 額	39,760	円
-----	--------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和6年8月19日

経理責任者

豊岡 達郎



氏 名	松井 邦人	受領印	
-----	-------	-----	--

No 0606005⁷

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 06-07-29	新聞代金	*12,100	お預り金	*9,494,129
2 06-07-31		*8,000	北陸新聞 朝日新聞	*9,486,129
3 06-07-31		*100,540	ホクテ"ンカンキ"ヨウ	*9,385,589
4 06-07-31	振込資金	*46,721	コピ- カウン"ト代	*9,338,868
5 06-07-31*		*91,670	普通預金 本公井議員	*9,247,198
6 06-07-31*		*91,670	普通預金 高田議員	*9,155,528
7 06-08-02		*3,380	トマシ"ンフ"ン	*9,152,148
8 06-08-02		*3,900	トマシ"ンフ"ン	*9,148,248
9 06-08-02*		*3,380	普通預金 豊岡議員	*9,144,868
10 06-08-08*		*45,480	普通預金 高田議員	*9,099,388
11 06-08-08*		*56,770	普通預金 成田議員	*9,042,618
12 06-08-08*		*3,380	普通預金 高田議員	*9,039,238

13 06-08-08*	振込資金 お利息 電話料	*45,480	普通預金 高田議員	*8,993,758
14 06-08-08*		*3,380	普通預金 高田議員	*8,990,378
15 06-08-08*		*56,770	普通預金 金谷議員	*8,933,608
16 06-08-08*		*45,480	普通預金 金谷議員	*8,888,128
17 06-08-08*		*56,770	普通預金 松井議員	*8,831,358
18 06-08-08		*2,165	インターネット代	*8,829,193
19 06-08-10			*645	*8,829,838
20 06-08-15		*2,989	0764316101	*8,826,849
21 06-08-19*		*3,380	普通預金 成田議員	*8,823,469
22 06-08-19*		*39,760	普通預金 本公井議員	*8,783,709
23 06-08-19*		*56,770	普通預金 成田議員	*8,726,939
24 06-08-19*		*45,480	普通預金 成田議員	*8,681,459

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日欄に*と表示します。
 2. 通帳預金のお預け入れのときは、お支払い金額欄に次のとおり表示します。
 タクシー () () ()
 トリクシー () () ()

お支払いできる日
 お支払できる時刻は、所定の
 不変の通帳残高と取り扱います。

普通預金通帳

店番号

富山市議会自由民主党様

北陸銀行



兵庫県 まちづくり部
建築指導課 開発指導班

主事

古 家 拓 朗



〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL : 078(341)7711 (内線 4853)
FAX : 078(362)4456
Email : Takurou_Furuya@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県まちづくり部建築指導課

土地調整官

黒 田 隆 二

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目 10 番 1 号
代表電話 (078) 341-7711
内線 4738
直通電話 (078) 362-3603
FAX (078) 362-4455
E-mail : Ryuuji_Kuroda@pref.hyogo.lg.jp

加古川市 都市計画部
まちづくり指導課 まちづくり推進係



横尾 亮平 Yokoo Ryohei

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000
MAIL r_yokoo@city.kakogawa.lg.jp
TEL 079 427 9418 FAX 079 422 8192

加古川市
都市計画部 まちづくり指導課



課長

塩見 寛司 Shiomi Satoshi

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000
MAIL s_shiomi@city.kakogawa.lg.jp
TEL 079 427 9417 FAX 079 422 8192

都市計画部 まちづくり指導課 まちづくり推進係



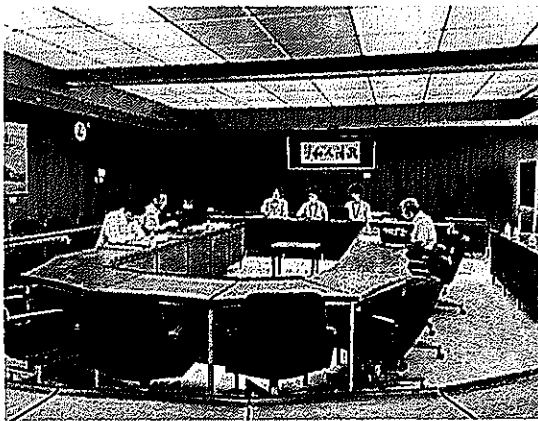
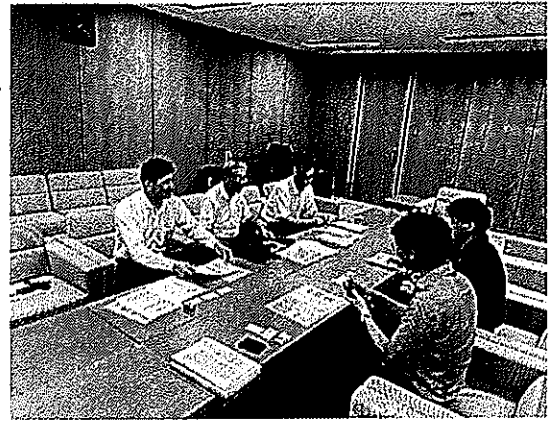
植田 隆介
Ueda Ryusuke

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000
MAIL r_ueda@city.kakogawa.lg.jp TEL 079 427 9418 FAX 079 422 8192

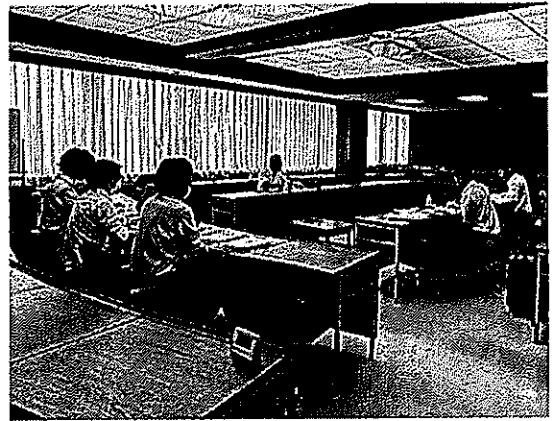
【視察状況】



視察1 兵庫県



視察2 加古川市



富山市議会 自由民主党 視察行程表

日程 令和 6 年 8 月 5 日(月) ~ 6 日(火)

8月5日 (月)	つるぎ13号				サンダーバード14号		新快速		普通列車	
	富山駅		敦賀駅		大阪駅		三宮駅			
	8:40 発		10:02 着		10:14 発		11:36 着		11:45 発	
	12:06 着		12:10 発							
	元町駅		視察 兵庫県庁		元町駅		快速		新快速	
	12:12 着		13:30 ~ 15:30		16:07 発		16:09 着		16:11 発	
	加古川駅		ホテル							
	16:38 着									
					【視察項目】 特別指定区域制度					
					【宿泊ホテル】 スーパーホテル加古川駅前					

8月6日 (火)	つるぎ28号				新快速		サンダーバード27号			
	ホテル		視察 加古川市役所		加古川駅		大阪駅			
	15:33 着		15:41 発		17:03 着		17:03 着			
	17:03 着				12:52 発		13:43 着		14:12 発	
					【視察項目】 田園まちづくり制度 について					

【備考】	
・兵庫県 担当:兵庫県議会事務局調査課 調査第1班長 田中 様 TEL:078-362-3717(直通) 当日対応:まちづくり部建築指導課 土地調整官、担当班長、その他担当数名 視察場所:兵庫県庁3号館2階「議員応接室」 待ち合わせ場所:	
・加古川市 担当:加古川市議会事務局議事総務課 TEL:079-427-9303	

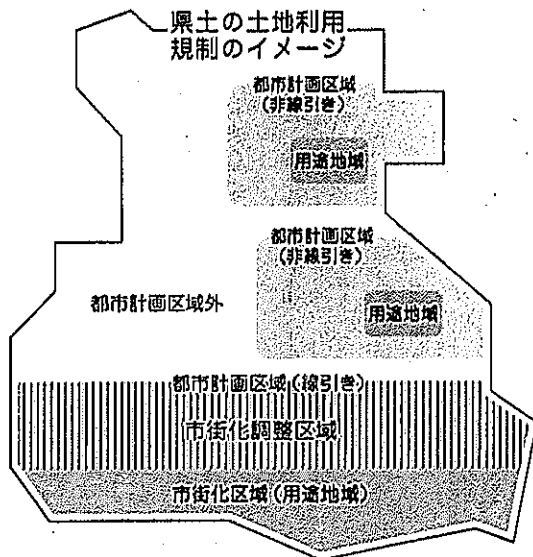
特別指定区域制度のあらまし

(1) なぜ、できたの? ～創設の背景～

線引き制度は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するもので、市街化区域では開発を促進し、市街化調整区域では開発の抑制により自然環境や農林業の生産環境を保全するなど、開発と保全の調和した土地利用を進める役割を果たしています。

しかしながら一方で、市街化調整区域においては、厳しい建築制限が行われてきたことにより、人口が減少し、産業が衰退している地域や、土地の既得権による開発行為により、宅地と農地が混在するなど土地利用の混乱が生じている地域が見られます。

市街化調整区域とは



- 県土には、一体の都市として整備・開発又は保全する必要がある区域として都市計画区域が指定されています。
- この都市計画区域は、線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域に分類されます。
- このうち、線引き都市計画区域は、都市的土地利用が活発な区域に指定されるもので、開発を促進する市街化区域と開発を抑制する市街化調整区域に区分（線引き）されています。
- 市街化調整区域は、基本的に、良好な自然環境や農林業の生産環境を保全する区域です。そのため、都市的土地利用が無秩序に拡散し、虫食い状に宅地化が進まないよう、開発が厳しく制限されています。

(2) どんな制度なの? ～制度の概要～

このような市街化調整区域の課題に対応するため、県は、「特別指定区域制度」[※]を創設しました。この制度は、市町、あるいは住民が中心となって組織するまちづくり協議会が、地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を作成した場合に、市町からの申し出により、県が特別指定区域を指定し、計画に沿ったまちづくりを実現していくものです。

特別指定区域には次の九つのメニューがあり、この中から選択して指定します。指定された区域内では、地域に必要な建物が建築できるようになります。

特別指定区域のメニュー

- ① 駅、バスターミナル等周辺区域
駅、バスターミナル等の利用者の利便性の向上に資する建築物が建築できる区域
- ② 工場、店舗等周辺区域
既存の道路等を有効に活用し、産業の集約化に資する建築物が建築できる区域
- ③ 地域活力再生等区域
当該区域における居住者の定着又は生活の安定に資する建築物が建築できる区域
- ④ 公的賃貸住宅等供給区域
低額所得者、高齢者等の居住又は生活の安定に資する建築物が建築できる区域
- ⑤ 工場等誘導区域
製造業等に係る雇用又は就業の機会の創出に資する建築物が建築できる区域
- ⑥ 沿道施設集約誘導等区域
幹線道路又は自動車専用道路の利用者の利便性の向上に資する建築物が建築できる区域
- ⑦ 空地等適正管理区域
駐車場、資材置き場等の適切な管理に資する建築物が建築できる区域
- ⑧ 地域資源活用区域
地域資源の有効な利用に資する建築物が建築できる区域
- ⑨ 複合型区域
①から⑧までの2以上に該当する区域

※ 平成13年5月18日に施行された改正都市計画法第34条第8号の4（現第12号）に基づく制度で、この制度を定めた県の都市計画法施行条例を平成14年4月1日から施行しています。なお、平成27年4月1日からは、上記の新たなメニューで運用しています。

まちづくりを進めましょう

① まちづくり協議会を発足します

- 1 自治会の役員などが中心となって勉強会を開催し、まちづくりの課題と目標、協議会の組織体制や活動内容について話し合います。
- 2 勉強会のメンバーが中心となって、まちづくり協議会の設立を住民等呼びかけます。
- 3 住民等は、協議会を発足し、市町に届け出て、認定を受けます。

② 土地利用計画を作成します

- 1 協議会は、地区の現状を把握し、良いところや改善すべきところなどをまとめます。
- 2 協議会は、アンケートなどを実施しながら、地区の将来像としての土地利用計画をまとめていきます。
- 3 協議会は、計画の案ができた時点でそれを公開し、住民や土地所有者などから意見を求めます。
- 4 協議会は、土地利用計画を決定し、市町に届け出て、認定を受けます。

③ 特別指定区域を指定します

- 1 協議会は、土地利用計画に基づいて、特別指定区域に指定したい区域を選定し、市町に申し出ます。
- 2 市町は、指定基準に適合していると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、特別指定区域の指定を県に申し出ます。
- 3 県は、開発審査会の意見を聴いて、特別指定区域を指定します。

④ まちづくりを実現します

ー緩和される建物を建築しますー

- 1 特別指定区域の指定を受けた区域内で、建物を建築しようとする者は、許可申請書を市町へ提出します。
- 2 市町は、土地利用計画に適合していると認めるときは、県に許可申請書を届けます。
- 3 県は、申請された建物の用途や規模などが基準に適合していると認めるときは、許可します。
- 4 建物を建築しようとする者は、許可を受けた後、建築確認を受けて、建物を建築します。

Q&A

Q 土地利用計画を自分たちだけでつくるのはむずかしいと思うのですが。

A 市町や県が、まちづくりの専門家を派遣する制度があります。専門家は、アイデアを提供したり、資料を作成するなど、協議会の運営や土地利用計画の作成を支援します。詳しくは、市町の担当窓口へご相談ください。

Q 特別指定区域に指定されると手続きなしで建築できるようになるのですか。

A 建築しようとする建物や用途や規模などが基準に合っているかどうか事前に審査を受ける必要がありますので、許可申請書を提出し、許可を受けてから建築していただくことになります。許可については、市町の許可担当窓口か県民局等のまちづくり建築課にご相談ください。

土地利用計画を作成します

まもる区域

自然や農林業の資源をまもり、活用します
保全区域、森林区域、農業区域を定めます



つくる区域

建物をつくり、集落環境を整備します
集落区域、特定区域を定めます

保全区域(1)

- 山や川などの自然を保全しよう。
- 貴重な樹林、鳥、魚などをまもろう。
- 桜並木などを育てよう。

森林区域

- 森林を保全しよう。
- 里山の一部を公園として整備しよう。

保全区域(2)

- 神社や社を保全しよう。
- 大樹を保全しよう。

農業区域

- 農地を保全しよう。
- 農地の一部を貸農園にしよう。

※農業振興地域内の農用地区域は農業区域として保全します。

集落区域(1)

- 地縁者の住宅を建てやすくしよう。
- 空き地や空き家を利用しやすくしよう。

集落区域(2)

- 人口が減ってきているので、新規居住者を受け入れよう。
- ※集落区域の一部は、地縁者の小規模な事業所などを建築できる区域を定めることもできます。

特定区域

- 既存の工場が敷地を拡張して増改築できるようにしよう。
- 廃業した工場を別の工場として利用しよう。

※これら工業系以外にも商業系、流通業務系などの特定区域を定めることができます。

自治会の区域
(大字の全域)

Q&A

Q 土地利用計画は一度つくるとそのままなのですか。

A 土地利用計画は、おおむね10年後を目標に作成します。必要に応じて見直すことができますので、基本的なところ、合意が得られるところから始めて、詳細なところ、合意を得るのに時間がかかるところは徐々に決めていきましょう。

Q 集落区域以外には住宅が建てられないようになるのですか。

A 既にある住宅は建替えできます。また、農家住宅などはこれまでどおり建築することができます。農業区域など保全しようとする区域は、新たな住宅やその他の建物をできるだけ集落区域や特定区域内に建てようと、地域みんなががんばることにによりまもることができます。

特別指定区域を指定します

制限を維持

市街化調整区域の制限を維持します
併せて関係法令の開発制限等により保全します



制限を緩和

特別指定区域を指定して制限を緩和します
右の区域メニューから選択して指定します

自然公園法などの制限

- ・自然公園、保安林、河川区域などの開発制限により保全します。

森林法などの制限

- ・まもろうとする住民の取組を尊重して、森林法の開発許可制度により保全します。

地域のルール

- ・地域の財産として、地域のルールにより保全します。

農振法などの制限

- ・まもろうとする住民の取組を尊重して、農用地区域の開発制限や農地転用許可制度により保全します。

※地域のみんなが、まもろうとする意識を持ち、お互いに呼びかけることが大切です。

線引き制度や関係法令の開発制限は、このような住民の取組を尊重して運用します。

地域活力再生等区域 (地縁者の住宅の区域)

- ・集落周辺に一定期間以上居住したことのある地縁者であれば住宅を建てられるようにします。
- ・集落の人口からみて大きすぎない区域とします。

地域活力再生等区域 (新規居住者の住宅の区域)

- ・新規居住者も住宅を建てられるようにします。
- ・入居の減少に対策が必要な集落に指定します。

※建てづまりを防止するため敷地の最低規模を定めます。

自治会の区域 (大字の全域)

工場等誘導区域

- ・建築後一定期間以上たつ事業所が敷地を拡張して増改築できるようにします。
- ・廃業などによって使用されなくなった工場を別の業種の工場へ用途を変更できます。
- ・増改築後の敷地面積と床面積は決められた規模以内とします。

※特定区域には、これ以外にも右のような特別指定区域を指定することができます。

※小単位が自治会で、複数自治会も可能

Q&A

Q 農用地区域や保安林などがどこにあるのかわかりません。

A 集落の中にそれらの区域があるかどうか、また、どのような制限なのかは、土地利用計画を作成するときの前提となりますので、当初の段階で市町の担当窓口にてご確認ください。

Q 住宅の敷地の最低規模を定めるのはなぜですか。

A 特別指定区域に指定されると、集落の中に残っている農地や空き地に住宅を建てやすくなります。そうした場合、建てづまりなどの問題が生じ、日照や通風など居住環境が損なわれるおそれがあるため、敷地の最低規模を定めておく必要があります。

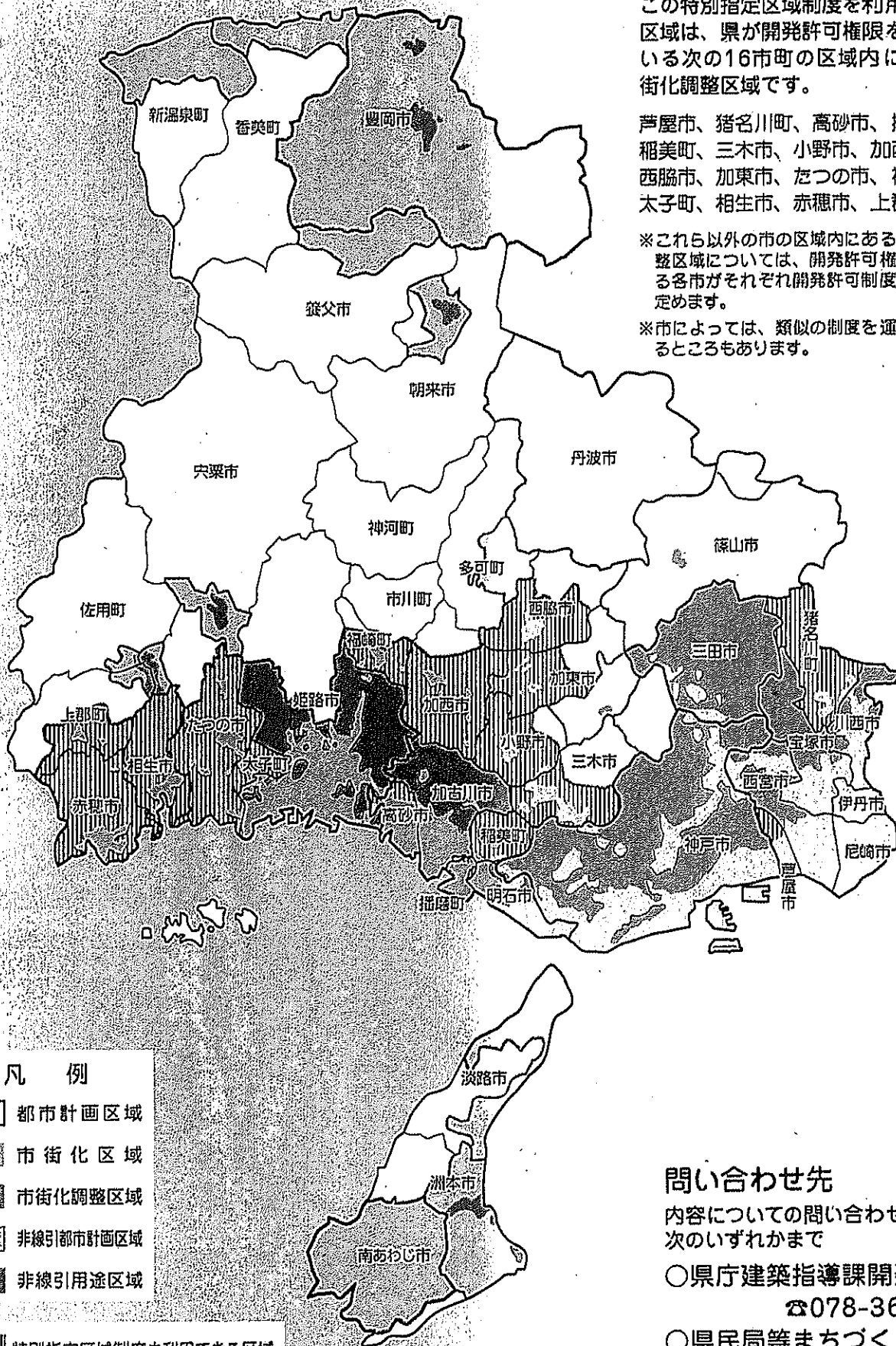
特別指定区域制度を利用できる区域

この特別指定区域制度を利用できる区域は、県が開発許可権限をもっている次の16市町の区域内にある市街化調整区域です。

芦屋市、猪名川町、高砂市、播磨町、稲美町、三木市、小野市、加西市、西脇市、加東市、たつの市、福崎町、太子町、相生市、赤穂市、上郡町

※これら以外の市の区域内にある市街化調整区域については、開発許可権限を有する各市がそれぞれ開発許可制度の運用を定めます。

※市によっては、類似の制度を運用しているところもあります。



凡 例

- 都市計画区域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 非線引都市計画区域
- 非線引用途区域

特別指定区域制度を利用できる区域

問い合わせ先

内容についての問い合わせは、次のいずれかまで

- 県庁建築指導課開発指導班
☎078-362-3585
- 県民局等まちづくり建築課
- 市町開発許可担当窓口

田園まちづくり制度とは

■何のための制度なの？

集落コミュニティは、そこに暮らすこととなる新旧の人々が、一体となって取り組んでいくことによって生き生きとしたものとなります。そのためには、みんなが快適に暮らせる環境づくりが必要です。

まず、集落の魅力を最大限に活かしつつ、そこに移り住もうとする人々の快適な生活・事業空間を確保する集落全体のまちづくり計画を、集落に住むみなさんが主体となって作っていく必要があります。田園まちづくり制度は、こうした集落づくりを応援するための制度です。

田園まちづくり制度はどうしてできたの？

加古川市の人口は、平成27年から減少傾向に転じています。特に、市街化調整区域のうち志方、平荘、上荘、八幡等の北部地域は、より顕著に減少傾向が続いており、高齢化率も市全体より高くなっています。

また、地場産業の工場の閉鎖や、店舗等の廃業・退店、営農者の減少などの問題も生じており、集落のコミュニティ維持や社会経済情勢の変化に対応するまちづくりの取組が求められています。

このため、市では、町内会が中心となってまちづくり計画を作成し、住民主体でまちづくりを推進する仕組みを創設しました。あわせて地域の取組を進めるうえで必要な建築物を、許可可能とする制度整備(条例化)を行い、平成19年から運用しています。

運用開始から10年以上が経過する中、地域の課題がより深刻化し、コロナ禍を契機に人々のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。そこで、それらにより柔軟に対応できるよう、令和4年4月に制度の見直しを行いました。

■市街化調整区域とは？

加古川市の都市計画では、開発を促進する市街化区域と、開発を抑制する市街化調整区域に区分されています。

市街化調整区域は、基本的に、良好な自然環境や農業環境を保全・育成する区域です。そのため、無秩序な市街化を抑制し、無計画な開発を防止するため、開発が厳しく制限されています。

■どうやって取り組むの？

① まちづくり協議会を発足する

町内会の役員などが中心となってまちづくり協議会を立ち上げ、市長に届け出て認定を受けます。

② まちづくりに関する方針を定める

アンケートなどで住民意見を取り入れながら、将来のまちづくりの方針を定めます。

③ 土地利用計画を作成する

集落区域や農業区域、保全区域、活性化を図る特定区域など、今後の土地利用計画を定めます。
まちづくり方針とあわせて地区まちづくり計画として市長に届け出て、認定を受けます。

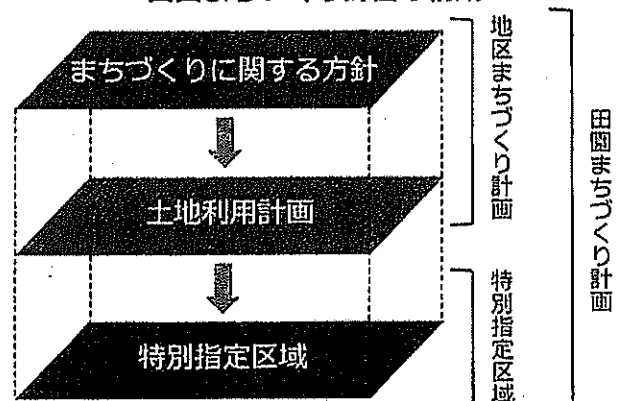
④ 特別指定区域を指定する

土地利用計画に基づいて、地域に必要な建築物を許可できる特別指定区域を選定し、市長に申し出ます。

市長は、指定基準に適合していると認めるときは、開発審査会の意見を聴いた上で、区域を指定します。

まちづくりを実現します

田園まちづくり計画の構成



地区まちづくり計画を作成する

将来のよりよいまちづくりを目指して、まちづくりに関する方針を作成します。

まちづくりのテーマや将来像を定めるとともに、集落環境を悪化さないために建築物の高さや景観のあり方、道路など公共施設の整備については、必ず定めるようにします。

地区の現況・課題の整理
地区の環境の評価

住民の意向の把握
(アンケート、懇談会等)

地区の課題
の整理

対応方策や地区の
将来像の検討

■まちづくりに関する方針の項目と記入内容の例

計画項目		記入例
計画の名称		〇〇田園まちづくり計画
目標・テーマ		農村地域の豊かな自然の保全と田園風景と調和した居住環境の整備により、地域の魅力向上を図る
課題と 対応方針	集落環境の保全に関する事項	建築物の高さは10m以下とする
	集落景観の保全・形成	屋根、外壁等の色彩基準を定める
	安全安心対策	パトロール実施、災害時の避難計画づくり
	歴史を活かす取り組み	まつりや伝統行事の継承

方針から、土地利用に関する事項を抽出します

地縁者が住宅を建てられるようにしよう

移住者を受け入れよう

事務所や工場が建てられる場所を決めよう

神社、農地、ため池は守り伝えていこう

上記の方針に基づいて土地利用計画を定めます。土地利用の区分には次の5つがあります。

■土地利用の区分

保全区域

自然環境や歴史資源などの保全すべき区域

森林区域

森林として保全又は森林を活用する区域

農業区域

農地として保全又は農地を活用する区域

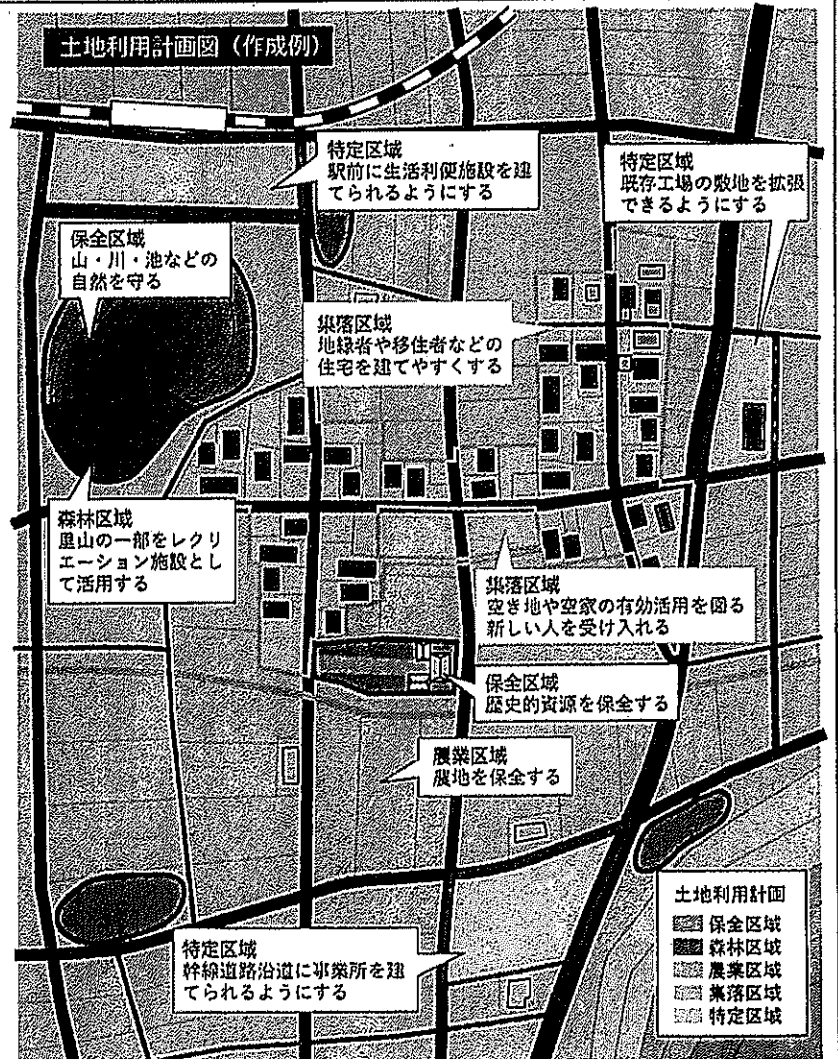
集落区域

集落として良好な生活環境の保全と創造を図る区域

特定区域

地域の活性化のため特定の用途の建築物を整備・開発する区域

土地利用計画図（作成例）



特別指定区域を指定する

■特別指定区域のメニュー

地区まちづくり計画の実現に向けて、必要な建築物を許可可能とする特別指定区域を指定します。

土地利用計画に即して、下記の9つのメニューの中から、必要な区域を定めることができます。

(括弧内は、制度改定前の区域名です。)

①地縁者等の住宅区域 (地縁者の住宅区域)

地縁者や移住者、定住起業家、定住就農者、子育て世帯などの住宅が建築できる区域

②新規居住者の住宅区域 (新規居住者の住宅区域)

新規居住者の住宅が建築できる区域

③地域調和型の事業所区域 (地縁者の小規模事業所区域)

地縁者の営む事業所や地域の経済基盤を生かした事業所などで、居住環境と調和するものについて建築できる区域

④既存事業所の拡張区域 (既存事業所の拡張区域)

建築後10年以上経っている事業所の敷地を拡張して建て替えることができる区域

⑤既存工場等の用途変更区域 (既存工場等の用途変更区域)

廃業等により使用されなくなった工場等が他の業種へ用途変更できる区域

⑥地域資源活用区域 (営農活性化区域、交流促進区域)

農業後継者のための研修施設や、市民農園利用者に必要な施設、体験型施設利用者の宿泊施設などを建築できる区域

⑦利便施設区域 (利便施設区域)

商業施設や広域住民対象の医療・福祉施設等の利便施設を建築できる区域

⑧コミュニティ拠点区域 (駐車場の区域、鉄道駅前区域)

地域の拠点として市長が指定する区域で、住宅、兼用住宅、事務所、店舗など市の整備方針に適合する施設が建築できる区域

⑨産業拠点区域

産業拠点として市長が指定する区域で、工場、倉庫、事務所など地域の経済基盤を生かした事業を営む施設が建築できる区域

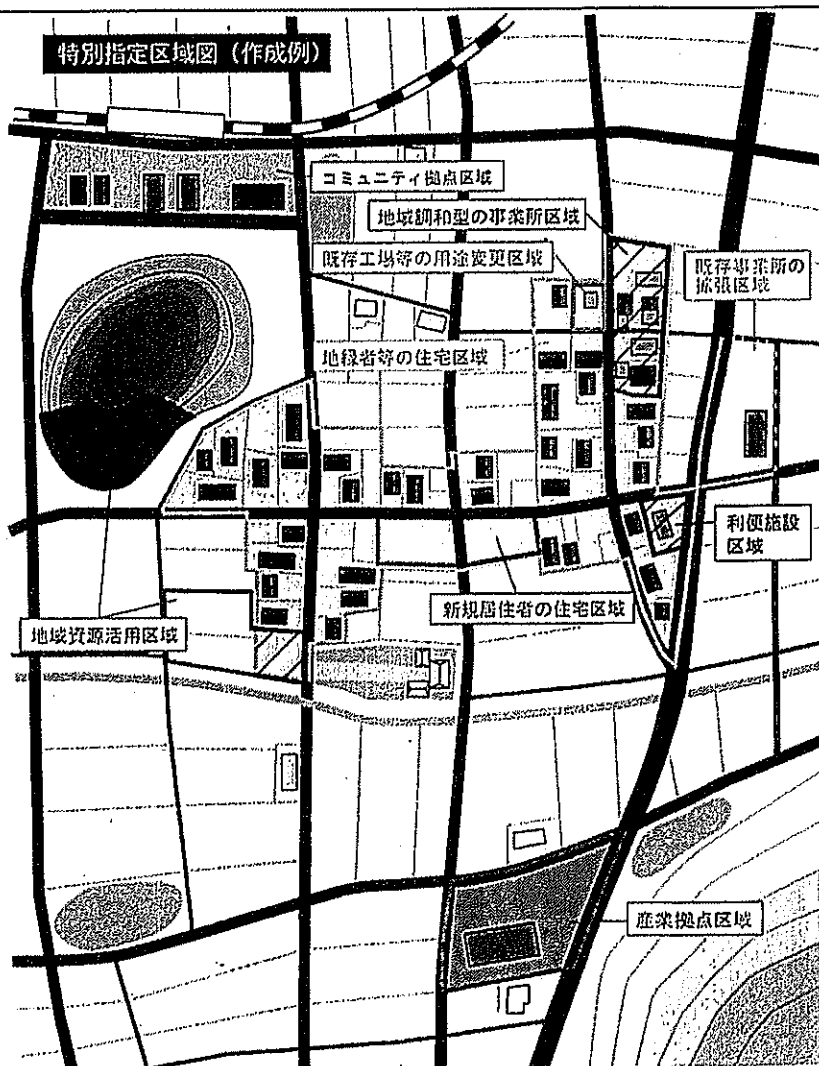
■特別指定区域と土地利用計画の対応関係

特別指定区域	土地利用計画の区分				
	保全区域	森林区域	農業区域	集落区域	特定区域
①地縁者等の住宅区域	—	—	—	○	—
②新規居住者の住宅区域	—	—	—	○	—
③地域調和型の事業所区域	—	—	—	○*	○
④既存事業所の拡張区域	—	—	—	○*	○
⑤既存工場等の用途変更区域	—	—	—	○*	○
⑥地域資源活用区域	—	○	○	○*	○
⑦利便施設区域	—	—	—	○*	○
⑧コミュニティ拠点区域	—	—	—	—	○
⑨産業拠点区域	—	—	—	—	○

【凡例】 ○：設定できる —：設定できない

※敷地面積 1,000 m²以下に限る

特別指定区域図 (作成例)



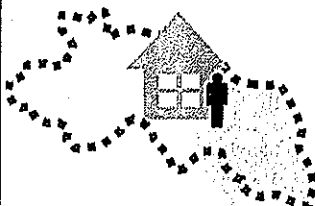
建築できる住宅について

通常、市街化調整区域で建築できる住宅は、農家用住宅、分家住宅、区域区分目前住宅の建て替えなどに限定され、誰でも簡単に家を建てたり、住んだりすることはできません。しかし、特別指定区域を指定するとそれ以外でも住宅が建てられるようになります。「地縁者等の住宅区域」と「新規居住者の住宅区域」を指定した場合に建てられる住宅を紹介します。

■「地縁者等の住宅区域」で建てられる建築物

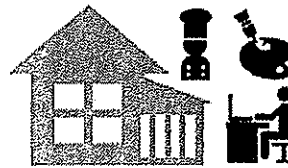
地縁者等の住宅区域では、以下の5つの要件のいずれかに当てはまる場合、住宅を建てるようになります。

①地縁者の住宅



- 【建てられる人】
・北部4町に10年以上居住する者及びその2親等以内の者
【建てられる建築物】
・専用住宅、兼用住宅

③定住起業者の住宅



- 【建てられる人】
・集落に定住し、新たに事業を営もうとする者
【建てられる建築物】
・兼用住宅

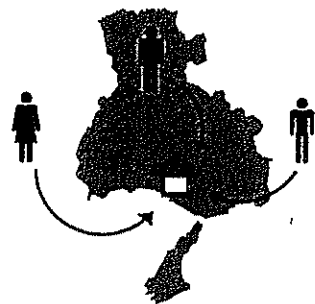
④定住就農者の住宅



- 【建てられる人】
・地区内にある農地を取得し、耕作する者
【建てられる建築物】
・専用住宅・兼用住宅※

※兼用部分は農業関連施設に限定

②移住者の住宅



- 【建てられる人】
・加古川市外に直近10年間で通算5年以上居住し、空家※を活用（改修・増築および建替え）して移住する者
【建てられる建築物】
・専用住宅、兼用住宅

※建築後10年以上経過しており、空家の期間が6か月以上のもの

⑤子育て世帯の住宅



- 【建てられる人】
・申請時に、18歳までの子を扶養し世帯を構成している者
【建てられる建築物】
・専用住宅、兼用住宅

注：まちづくり協議会が設立されていない「市提案型の指定区域」は①②④に限られます。

■「新規居住者の住宅区域」で建てられる建築物

居住者の減少に対処する必要がある集落又はその近接地では、新規居住者の住宅区域を定めることで、誰でも転入者住宅を建てるようになります。



専用住宅



兼用住宅



共同住宅、寄宿舎

- ・建てられる位置や規模・戸数等は地区まちづくり計画に定められます。
- ・共同住宅等の立地については、個別判断となるので、詳しくは市にお問い合わせください。

注：「市提案型の指定区域」は「専用住宅」「兼用住宅」に限られます。

■以下の区域は、周辺環境との調和を図るため、「特定区域」内で定める必要があります

- ・「地域調和型の事業所区域」
- ・「既存事業所の拡張区域」
- ・「既存工場等の用途変更区域」
- ・「地域資源活用区域」
- ・「利便施設区域」

敷地面積1,000㎡を超えるもの

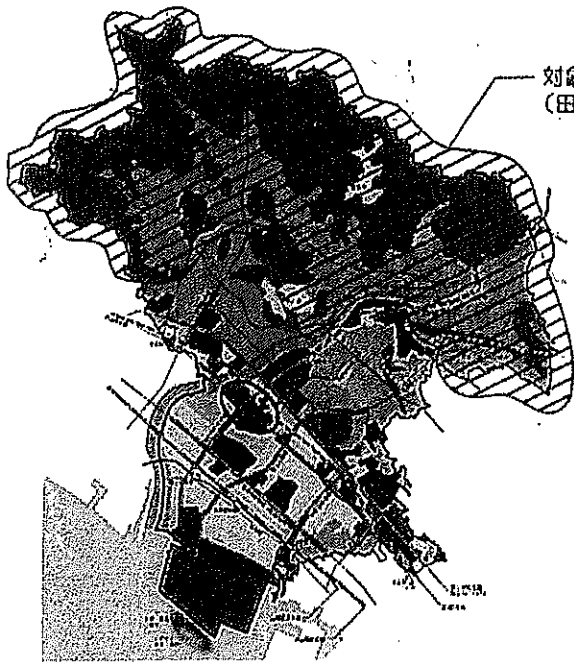
- ・「コミュニティ拠点区域」は、鉄道駅周辺や地域コミュニティの中心地等で市長が定める区域内に限られます。
- ・「産業拠点区域」は、産業拠点の位置付けのある区域内に限られます。

※詳しくは市にお問い合わせください

田園まちづくり制度を利用できる区域

■対象となる区域

市北部に位置し、人口・産業の減少が激しく、集落コミュニティの維持に支障をきたしている区域をまちづくり計画に沿って集落の活性化を図る区域とします。具体的には、市北部に位置し、上記のような問題が顕著な志方地域、平荘地域、上荘地域、八幡地域が該当します。



対象となる区域

対象区域
(田園まちづくり計画区域)

区分	区域区分
市街化調整区域	市街化調整区域
	市街化調整区域
	市街化調整区域
	市街化調整区域
市街化調整区域	市街化調整区域
	市街化調整区域
	市街化調整区域
	市街化調整区域
市街化調整区域	市街化調整区域
	市街化調整区域
	市街化調整区域
	市街化調整区域
市街化調整区域	市街化調整区域
	市街化調整区域
	市街化調整区域
	市街化調整区域

■区域の条件

概ね次の条件を満たす区域が対象です

- ・地域としてまちづくりに取り組むことが可能なコミュニティが形成されている
- ・現状として市街化区域の開発圧力を受けていない(人口・産業等の衰退が進んでおり、今後も更なる状況の悪化が懸念される)
- ・都市計画マスタープラン※の土地利用方針において、田園環境保全地区および自然環境保全地区に位置付けられている
- ・市街化を促進する恐れがない
- ・地区として守るべき宝(自然、歴史、景観などの資源)がある

※都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に基づき、市全体の土地利用、道路・公園整備など、まちづくりの具体的な将来ビジョンと基本方針を定めた計画です。全市対象の「全体構想」と、市内9地域の「地域別構想」からなります。

田園まちづくり Q&A

Q.自分たちだけで計画をつくるのは難しいですか？

A.地区の将来計画なので地区の皆さんが主役ですが、市もサポートをします。また、市が、まちづくりの専門家も派遣します。

専門家は、皆さんと一緒に議論して、アイデアを提供したり資料を作成するなど、協議会の運営をして、田園まちづくり計画の作成も支援してくれます。

詳しくは、市の担当窓口へご相談ください。

Q.特別指定区域を定めると手続きなしで建築できるようになるのですか？

A.市街化調整区域であることに変わりはありませんので建築をする前に許可が必要です。

建築しようとする建物の用途や規模などが基準に適合しているかどうか、許可申請書を提出し、市の許可を受けてから建築してください。市の担当窓口で、基準や許可について事前に相談もできます。

Q.田園まちづくり計画を一度作ってしまうとずっとそのままのですか？

A.田園まちづくり計画は、概ね10年後を目標にして作成しますので、年数が経過した場合や、途中でも地区環境に大きな変化が生じた場合などは、必要に応じて見直すことができます。

まずは、すぐにできることから始めて、合意に時間が掛かるところは段階的に決めていくことも可能です。

ご相談・お問い合わせは

加古川市 都市計画部 まちづくり指導課

〒675-8501

加古川市加古川町北在家2000

<https://www.city.kakogawa.lg.jp/>

tel.079-421-2000 (代表)

視察・調査活動 実施計画書		整理番号	0606006-1	
政務活動費 《事前》審査書		会派名	富山市議会自由民主党	
		議員名	松井 邦人	
■ 調 査 研 究 費	会 派 承 認 欄			
□ 研 修 費	起 案 日	代 表 者	経 理 責 任 者	申 請 者 (議 員)
□ 広 報 広 聴 費	R6.10.21			
□ 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日			
□ 会 議 費	R 6. 10. 2 2			
□ 資 料 作 成 費	特 記 事 項			
□ 資 料 購 入 費				
□ 人 件 費	高田重信 0616002 松井邦人 0606006 豊岡達郎 0605011			
□ 事 務 費	織田伸一 0602005			
項 目	内 容			留 意 点
1	実施者	織田伸一、豊岡達郎、松井邦人、高田重信(以上4名)		
2	実施日程	令和6年11月5日(火)～6日(水)		
3	行程	行程表の通り ※別途添付		
4	視察 1	視察・調査先	前橋市	
		視察・調査先 面談予定者	前橋市役所(前橋市大手町2-12-1 027-224-1111) 未定	
		視察・調査の 目的、内容	【内容】スマートシティについて 【目的】スマートシティにおける取組の先進事例を学び反映させていく	
	視察 2	視察・調査先	前橋市	
		視察・調査先 面談予定者	前橋市役所(前橋市大手町2-12-1 027-224-1111) 未定	
		視察・調査の 目的、内容	【内容】リノベーター登録制度及びMAEBASHIBOOSTについて 【目的】リノベーションまちづくりの担い手登録制度及び空き店舗有効活用事業について先行事例を学び反映させていく	
	視察 3	視察・調査先	さいたま市	
		視察・調査先 面談予定者	さいたま市役所(さいたま市浦和区常盤6-4-4 048-829-1111) 未定	
		視察・調査の 目的、内容	【内容】英語教育について 【目的】先進的な英語教育について先行事例を学び反映させていく	
5	実施経費 及び 政務活動費の 支出予定額 (振込手数料含まない)	交通費	26,590円	
		日当	3,000円/日×2日=6,000円	
		宿泊費	14,200円	
		その他	手配料330円	
		合計額	47,120円	
		按分率(充当率)	100% ・ 50%	
		支出額(合計額×按分率)	47,120円	
6	取引規定	■抵触なし		

政務活動のための合理的な経路か、政務活動以外の行程が含まれていないか、宿泊が必要か。

目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。

対象費用及び単価見積が適切か。政務活動費充当方法は適切か。按分率適用の分母は適切か。(混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)

取引制限の確認

No 0606006

御 見 積 書

作成日：2024 年 9 月 26 日

富山市議会自由民主党 松井 邦人 様



行き先：前橋市、さいたま市

〒939-8261 富山市萩原 250-1

実施日：2024 年 11 月 5 日(火)～6 日(水)

TEL 076-428-5110 FAX 076-428-5102

人員：1 名様

国内旅行業務取扱管理者

担当

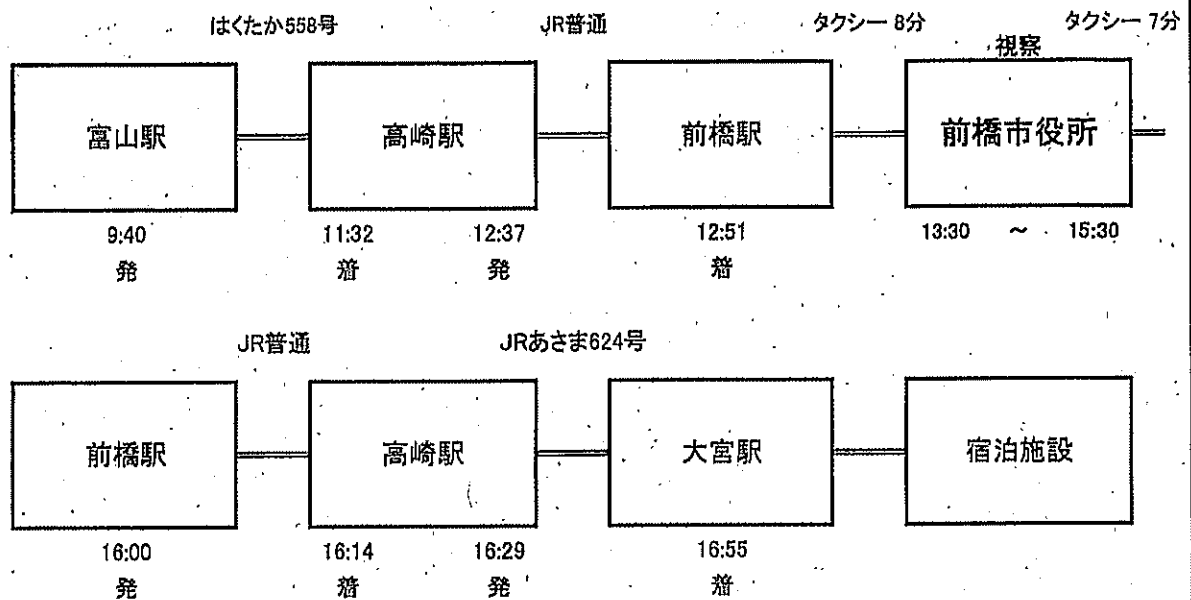
この度はお見積もり依頼をいただきまして誠にありがとうございます。下記の通りお見積もり申し上げますので、ご検討のうえご用命賜りますようお願い申し上げます。

合計金額：¥41,120-				おひとり様 41,120 円
項目名	人員・数	単価	金額	備考
ホテル宿泊費	1	14,200	14,200	1 泊朝食つき・税込
JR 券	1	10,360	10,360	富山→高崎→前橋
	1	3,720	3,720	前橋→高崎→大宮
	1	180	180	大宮→浦和
	1	12,330	12,330	浦和→大宮→富山
手配料	1	330	330	
合計金額			41,120	

- ご宿泊は スーパーホテルさいたま・大宮駅西口・禁煙シングルルームご利用。
(大宮駅 西口より徒歩 10 分)

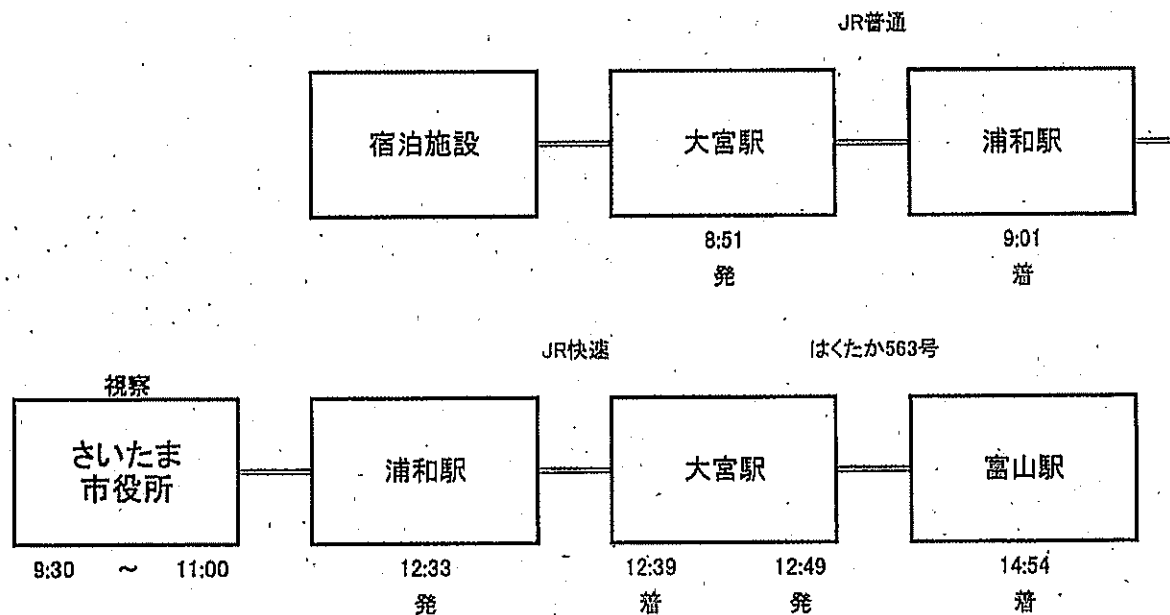
富山市議会自由民主党 視察行程表

日程 令和6年11月5日(火) ~ 令和6年11月6日(水)

11月5日
(火)

【視察項目】

- ・「MAEBASHIBOOST」及び「リノベパートナー登録制度」について
- ・まえばし暮らしテック推進事業について

11月6日
(水)

【視察項目】

- ・英語教育(グローバル・スタディ)について

視察・調査活動 実績報告書 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票				整理番号	0606006-2	
				会派名	富山市議会自由民主党	
				議員名	松井 邦人	
■	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
□	研 修 費	R6.11.14		代表者	経理責任者	申請者(議員)
□	広 報 広 聴 費	承 認 日		  	  	  
□	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R 6. 11. 18				
□	会 議 費	支払件数	/	支払日(口座振込完了日)	R 6. 11. 18	
□	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
□	資 料 購 入 費	R 6. 11. 18		代表者	経理責任者	申請者(議員)
□	人 件 費	承 認 日		  	  	  
□	事 務 費	R 6. 11. 22				
特 記 事 項						
高田重信 0616002 松井邦人 0606006 豊岡達郎 0605011 織田伸一 0602005						
項 目		内 容				留意点
1	実施者	富山市議会自由民主党会派 松井議員				
2	実施日程	令和6年11月5日(火)～6日(水)				政務活動のための合理的な経路か。 政務活動以外の行程が含まれていないか。 宿泊が必要か。
3	行程	行程表の通り ※別途添付				
4	視察 1	視察・調査先	前橋市役所			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先 面談予定者	前橋市役所: 茂木勇、高橋実希			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】スマートシティについて 【目的】スマートシティにおける取組の先進事例を学び反映させていく			
	視察 2	視察・調査先	前橋市役所			
		視察・調査先 面談予定者	前橋市役所: 額田正樹、田中隆太 合同会社AFTERWORK LAB: 安田昌博			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】リノベーション登録制度及びMAEBASHIBOOSTについて 【目的】リノベーションまちづくりの担い手登録制度及び空き店舗有効活用事業について先行事例を学び反映させていく			
	視察 3	視察・調査先	さいたま市役所			
		視察・調査先 面談予定者	さいたま市役所: 井上弓子			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】英語教育について 【目的】先進的な英語教育について先行事例を学び反映させていく			

項 目	内 容	留意点
視察・調査活動の内容	(視察1)前橋市は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて国が交付金によって支援するデジタル田園都市国家構想推進交付金TYPE3(データ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う取組みで国からの補助率2/3)を活用してめぶくID(マイナンバーカードに紐付けした安全性の高いデジタル個人認証)を発行している。また、そのIDひとつで市民生活に役立つ様々なサービスを提供する先進的な事業を行っていた。 (視察2)前橋市では商店街の賑わいを取り戻すため商店街の協力の下で「MAEBASHIBOOST」という、休廃業店前の軒先や空きスペース(市道)を活用し、飲食・物販などの業態を低料金で短期間・継続的に出店できる事業を行っていた。さらに、遊休不動産や人的資源とまちなかで事業をしたい人を組み合わせるマチスタントという取組みも行っていた。そこでは行政が遊休不動産調査を積極的に掘り起こしたり、地域の方やまちなか出店者から出店希望者を紹介してもらったりと民間では行わないことに取り組み、まちの活性化に一役買っていた。 (視察3)さいたま市は、グローバル社会で主体的に行動し、たくましく豊かに生きる児童生徒の育成を目標に掲げ、平成28年度から全ての市立小・中学校でグローバル・スタディを実施していた。その特徴としては小1から中3まで一貫した英語教育の下、単なる語学学習ではなく郷土や日本の紹介ができたり、伝統文化について発信できる児童生徒を育てていた。また、学習した英語を活用する機会を作るため、英語でのディベート大会や劇、英語キャンプ、海外交流事業など体験活動が実施されていた。さらに、選抜された教員による授業計画の検証や改訂を行ったり、教員の研修にも力を入れ、ALTの直接雇用を拡充して質の向上にも余念がなかった。	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、会派内での報告・情報共有等の対応等。
5 市政への影響、反映、成果等	(視察1)本市は森前市長時代からコンパクトシティの実現に向けた取組みの中で、GIS(地理情報システム)を活用することからスマートシティを目指すようになっており、現在もコンパクトシティを深化させたスマートシティに向け市民サービス向上を図っている。国は地方における地域課題をデジタルを活用して解決してもらう為に、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業を推し進めているが、本市ではTYPE3のような高度な取組みを行う必要があるかは疑問を感じる。費用対効果にあった市民サービス向上を考えると他自治体で実施しているTYPE1(優良なモデル)を本市で実施する方が良いと考える。 (視察2)本市も総曲輪通りや中央通りとシャッター商店街が課題となっており、これまでも行政が入って活性化事業を行ってきたが、空き店舗を管理している不動産業者との目指す方向性の違いからなかなか活性化に繋がっていない。前橋市のように店舗ではなくアーケード下(市道)を活用して活気を取り戻す事業は魅力的だと思うので、本市でも実施に向けて真剣に検討する必要があると思う。また、マチスタントに関しては、まず人材の確保が始める条件となるため、本市でも取り組めるのか検討する必要があると思う。 (視察3)人口減少が避けられない中、インバウンドによる関係人口の増加を考えていくことが求められ、日常会話や郷土の歴史や文化を発信できる市民を増やしていく必要があり、英語教育の必要性は高まっていくと思う。そのためには本市でも英語教育の時間を増やすことと、質の高い授業ができる環境を整えていく必要があると思う。英語学習の量に関しては本市でも工夫次第で可能だと思うが、本市はさいたま市と異なり中核市なので、教職員やALTの直接雇用が難しい。どのように質を高め、グローバル社会で求められる児童生徒を育てることができるか教育委員会と模索していくべきだと思う。	政務活動のみの内容か。 政務活動以外の政党活動、選挙活動、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。 政務活動費を支出できる内容か。 (金額、1/2、支出不可)
その他及び 政務活動以外で 取り扱った内容		

項 目		内 容			留意点	
実施経費 及び 政務活動費支出額	旅費	支出金額	40,790円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)	対象費用及び単価見積が適切か。 按分率適用の分母は適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 (混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)
		支出先	松井議員【立替え支払い先】(株)マト旅行			
		支出内容及び積算根拠	JR代 26,590円(富山駅-前橋駅-大宮駅、大宮駅-浦和駅、浦和駅-富山駅) 宿泊費 14,200円 別紙領収書のとおり			
	日当	支出金額	6,000円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)	
		支出先	松井議員			
		支出内容及び積算根拠	11月5日(火)~6日(水) 2日 3,000円/日×2日			
	手配料	支出金額	330円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)	
		支出先	松井議員【立替え支払い先】(株)マト旅行			
		支出内容及び積算根拠	手配料			
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座 (立替)	
		支出先				
		支出内容及び積算根拠				
	支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座 (立替)		
	支出先					
	支出内容及び積算根拠					
取引規定		☒ 抵触なし				
経費総額		47,120円	按分率 (充当率)	100%・50%		
按分率適用対象経費 及び 按分理由						
政務活動費 支出(充当)額		47,120円				

○恐れ入りますが、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

貼付用紙

領収証

金額

富山市議会自由民主党

松井邦人

¥ 41,120.-

但

JR. 宿泊代

6 年 10 月 29 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

登録番号 T6230001003642

コクヨ ウケ-50

様

消費税区分

No. 10% 対象合計(税込)

¥ 41,120.-

8% 対象合計(税込)

¥

対象外

¥

株式会社 トマエ旅行

〒939-8261 富山市萩原250番地1

TEL (076) 428-5110

FAX (076) 428-5102

振 替 証 明 書

会派名 富山市議会自由民主党

金 額	47,120	円
-----	--------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和6年11月18日

経理責任者

豊岡 達郎



氏 名	松井 邦人	受領印	
-----	-------	-----	--



№ 0606006

年月日	摘要	お支払い金額 (円)	お預かり金額 (円)	差し引き残高 (円)
1 06-10-25*		*320,000	給料	*13,511,576
2 06-10-28		*12,100	ダイイチレンタ	*13,499,476
3 06-10-29*		*23,835	タブレット端末通信料	*13,475,641
4 06-10-29*		*11,022	トヨックスホールディングス	*13,464,619
5 06-10-29*		*1,804	トヨックスホールディングス	*13,462,815
6 06-10-29*		*880	振込手数料	*13,461,935
7 06-10-29	振込資金	*32,506	コピー カウントイセ	*13,429,429
8 06-10-31	新聞代金	*8,000	北日本新聞・朝日新聞	*13,421,429
9 06-10-31		*100,540	ホクテンサンキョウ	*13,320,889
10 06-11-05		*3,380	トマシフン	*13,317,509
11 06-11-08*		*3,380	普通預金高道議員	*13,314,129
12 06-11-08*		*3,380	普通預金松井議員	*13,310,749

13 06-11-08	振込資金	*2,715	インターネット代	*13,308,034
14 06-11-13*		*3,380	普通預金高田議員	*13,304,654
15 06-11-13*		*3,380	普通預金高田議員	*13,301,274
16 06-11-15	電話料	*2,906	0764316101	*13,298,368
17 06-11-18*		*47,120	普通預金松井議員	*13,251,248
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお取引のときは年月日別に*と表示します。
2. 通帳をお預け入れのときは、お支払い金額内に次のとおり表示します。

クセー
トリクデー

お支払いできる日
お支払できる期限は、所定の
不払超過期限経過後となります。

10

普通預金通帳

店番号

富山市議会自由民主党様



北陸銀行

№ 0606006



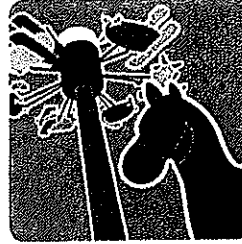
未来創造部
未来政策課 スマートシティ推進係
主任

高橋 実希
Miki Takahashi

〒371-8601
群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
Tel: 027-898-6427 Fax: 027-224-3003
E-mail: mirai@city.maebashi.gunma.jp
LG-mail: m_takahashi@city.maebashi.lg.jp

○ 前橋市
MAEDASHI CITY

<https://www.city.maebashi.gunma.jp>



未来創造部
未来政策課 スマートシティ推進係
副参事

茂木 勇
Isamu Moteki

〒371-8601
群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
Tel: 027-898-6427 Fax: 027-224-3003
E-mail: mirai@city.maebashi.gunma.jp
LG-mail: im@city.maebashi.lg.jp

○ 前橋市
MAEDASHI CITY

<https://www.city.maebashi.gunma.jp>



前橋市産業経済部
にぎわい商業課
課長

瀬瀬 正樹
Kouketsu Masaki

〒371-0023
群馬県前橋市本町二丁目12番1号
Tel: 027-210-2188 Fax: 027-237-0770
E-mail: nigiwai@city.maebashi.gunma.jp (メール)
LGWAN-mail: 043251@city.maebashi.lg.jp
Web: <https://www.city.maebashi.gunma.jp/>

前橋市産業経済部
にぎわい商業課 商業振興係 副主任
マチスタント



tanaka ryuta

田中 隆太

371-0023 群馬県前橋市本町二丁目12番1号
tel 027-210-2188
mail nigiwai@city.maebashi.gunma.jp (メール)
ryu-tanaka@city.maebashi.lg.jp (17歳未満のお子)
machistant@gmail.com (マチスタントへの問合せ)
private
tel [REDACTED]
mail [REDACTED] (6月の方はこちら)

マチスタント



代表

安田 昌博
Masahiro Yasuda CEO

合同会社 AFTERWORK LAB

〒371-0022
群馬県前橋市千代田町 2-10-2 comm
Mail, [REDACTED]
Mobile, [REDACTED]

さいたま市教育委員会
学校教育課教育課程指導課 国際教育係



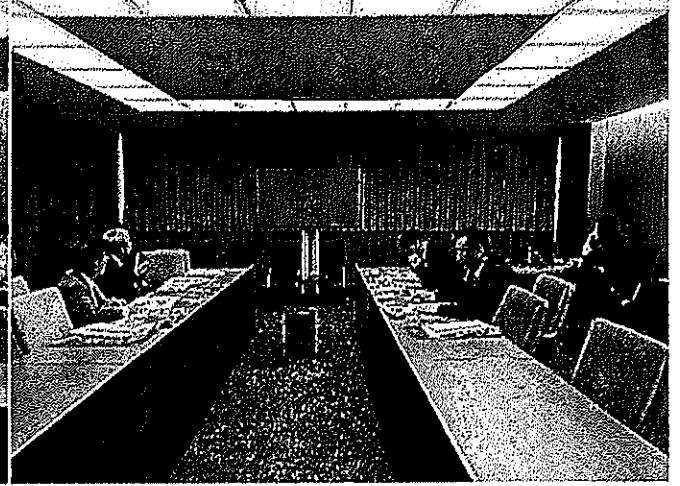
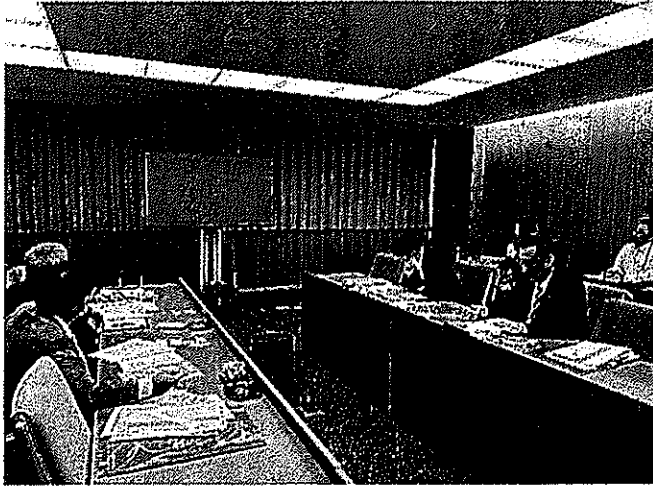
主任指導主事

井上 弓子



さいたま市PRキャラクター

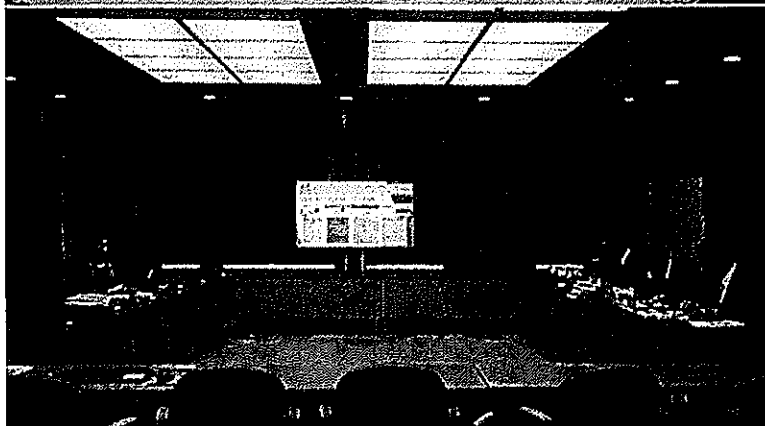
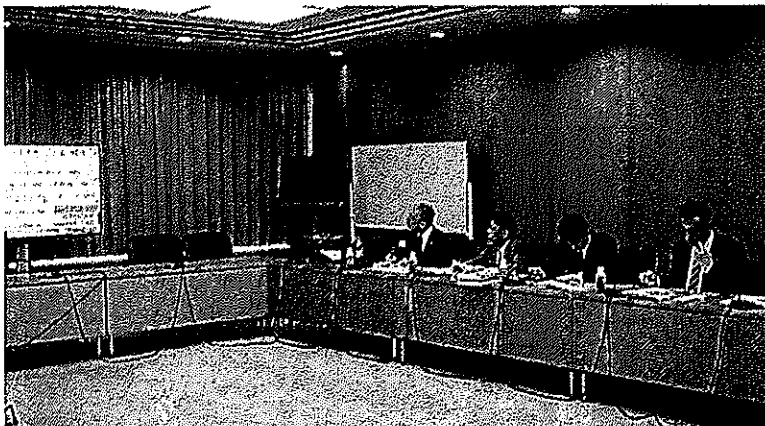
〒330-9588
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話: 048-829-1662 (直通)
Fax: 048-829-1990
e-mail: kyoikukateishido@city.saitama.lg.jp



前橋市役所：スマートシティについて先進事例を学ぶ



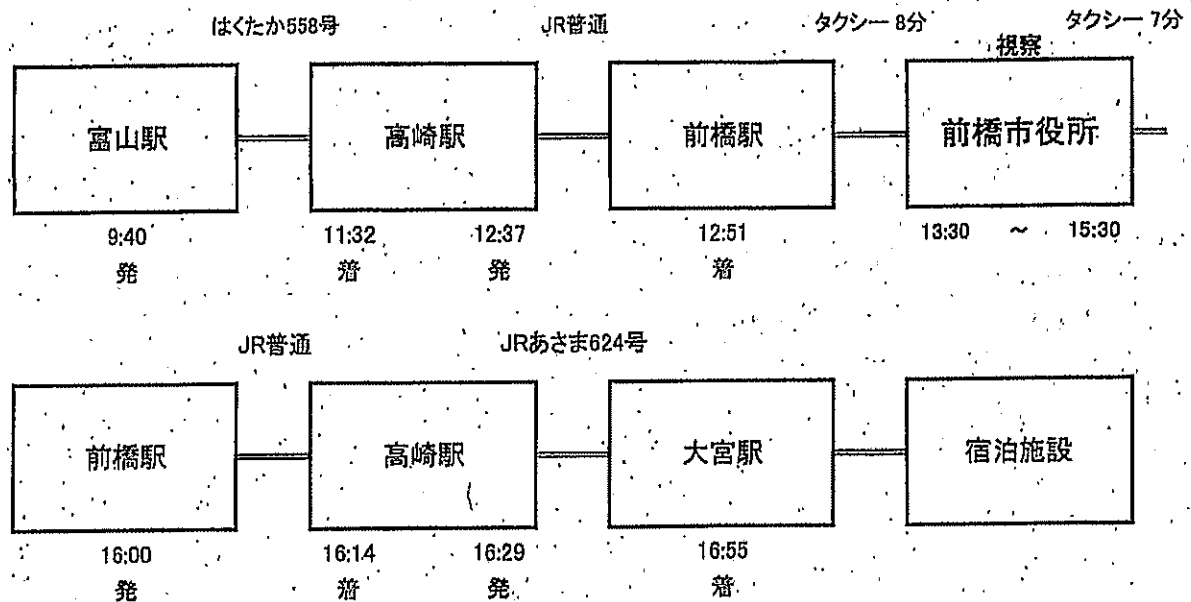
前橋市役所：空き店舗有効活用について先進事例を学ぶ



さいたま市役所：英語教育について先進事例を学ぶ

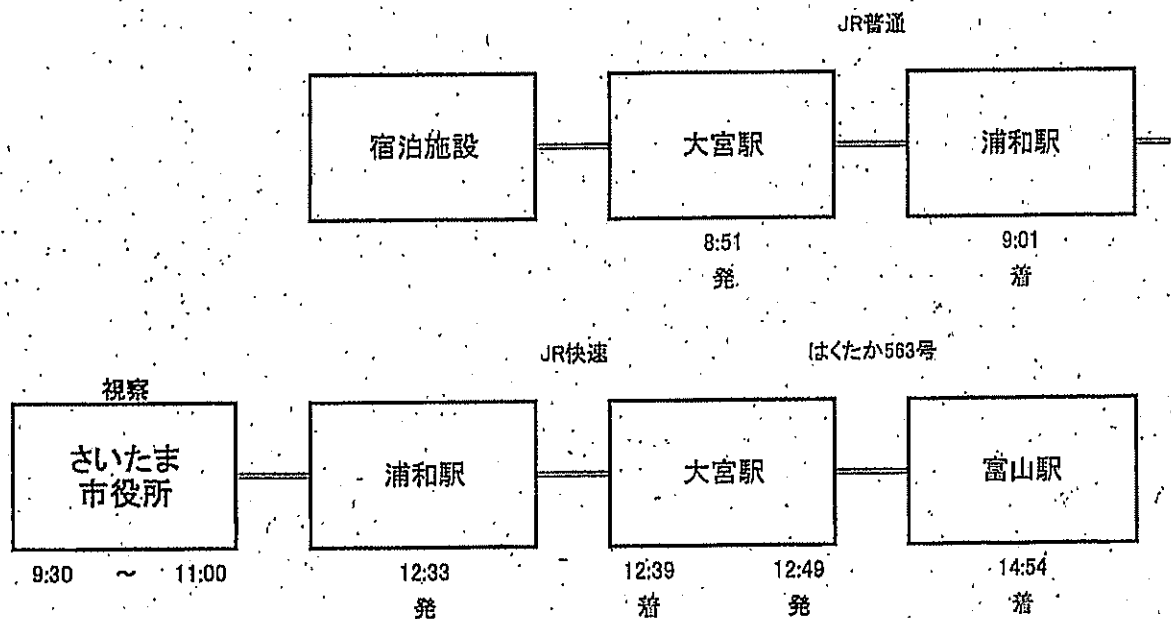
富山市議会自由民主党 視察行程表

日程 令和6年11月5日(火) ~ 令和6年11月6日(水)

11月5日
(火)

【視察項目】

- ・「MAEBASHIBOOST」及び「リノベパートナー登録制度」について
- ・まえばし暮らしテック推進事業について

11月6日
(水)

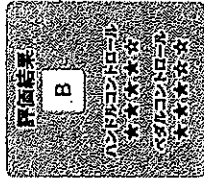
【視察項目】

- ・英語教育(グローバル・スタディ)について

「高齢者支援」サービス

あんぜん運転スコアリング

ドライブレコーダーでバーチャル前後を運転し
運転・能力評価が受けられるサービス



詳細は要約で8項目あります。

ドライバーの位置情報は定期的に変わります。

詳細は下記までお問い合わせください。



詳細はこちら

問い合わせ：社会福祉士
メール：cctb@comrad.jp

まえばし見守り情報通知

でんきで高齢者の一人暮らしを見守るサービス



自宅にセンサーを設置し、家電の利用状況や移動履歴の低下などを本人や家族にお知らせする見守りサービス。高齢者アラートや防災情報通知機能も搭載。

※無料



App Store Google Play

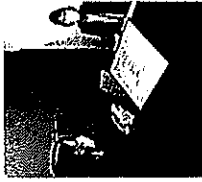
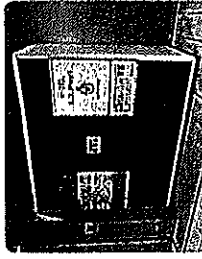
問い合わせ：株式会社ミラリス・エックス
電話番号：03-5361-7333 (平日 9時～17時)

※現在利用者が0件となっています

「市民生活サポート」サービス

ツナグすぽっと

リモートで人と人がつながる対面遠隔デジタル窓口



相談メニュー
① 健康 ② 防災 ③ 予約 ④ あぶく ID ⑤ あぶく Pay
設置場所 (営業時間) ・新橋プラザ元5211号 (平日 9時～17時)
・AQERU 元5211号 (平日 10時～17時)

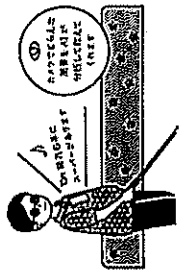


詳細はこちら

問い合わせ：SocioFuture 株式会社
メール：mks_digital279@edl.co.jp

あぶく Eye

前橋市内エリアで根拠がいの者のまち歩きをサポートするアプリ



オペレーターとのビデオ通話で道路から歩行や買い物支援を受けられる。AI による道案内や現地サポートできる高齢者とのマッチング機能も搭載。

※Android 対応



App Store

問い合わせ：あぶくクラウド株式会社
メール：info@mebukucloud.com

あぶくアプリで

こんなサービスが使えます！



あぶく Pay
お得なポイント還元！
前橋市内で使える
電子地域通貨



あぶく コミュニティ
みんなで意見を出し合う
コミュニケーションの場



グッドグロウまえばし
地域の情報がすぐわかる
情報提供サービス

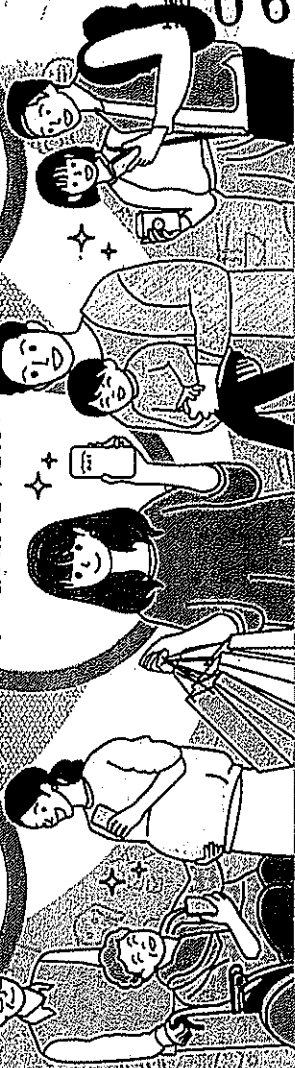
あぶく ID

便利なサービスが
安全に使えるデジタル ID



助け合い掲示板
「助けてほしい」
をつなぐ掲示板サービス

他にも色々な
サービスがたくさん！



今すぐ「あぶくアプリ」から「あぶく ID」を登録して利用しよう



「あぶくアプリ」の
ダウンロードはこちらから



2023年度の情報は令和6年3月31日現在のものです。内容は予告なく変更される場合があります。詳しくは各 HP やアプリストアをご覧ください。
記載のサービスやロゴ等は各社の商標または登録商標です。
Apple、Apple logo と App Store は Apple Inc. の商標です。
Google Play と Google Play logo は Google LLC の商標です。
QRコードは (株) デジタルエーグの登録商標です。

令和6年3月31日現在 前橋市 市民生活サポート課 発行

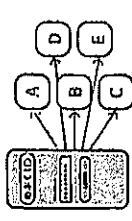
めぶくIDでつながる様々なサービス

CHECK

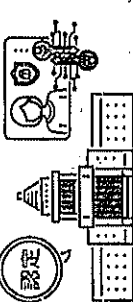
めぶくIDとは

様々なサービスを使うために必要な安全・安心のデジタル個人認証です。

めぶくIDひとつで様々なサービスにログイン可能



国に認められた最高レベルのセキュリティ

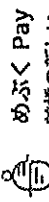


マイナンバーカードによる本人確認と国が認めた
認定電子証明書による電子証明書の発行により
情報漏洩や盗用、サイバーテロなどの脅威に

めぶくIDについての問い合わせ
my電子証明書サポートセンター
電話番号: 0120-059-475 (平日 11時~18時)

マイナンバーカードは 90% 普及
めぶくIDは 6~7% の市民が登録している

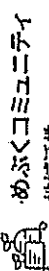
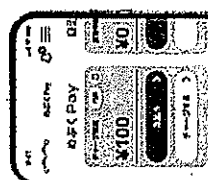
めぶくアプリで使えるサービス



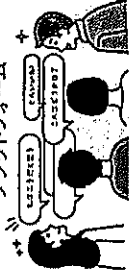
めぶく Pay
最新の新しい
電子地域通貨サービス



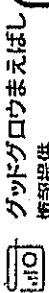
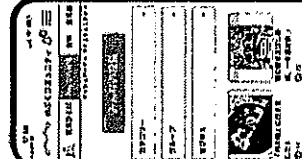
前橋市内の加盟店にてキャッシュレス
で利用できる。クレジット
カードや銀行口座、銀行ATM(セブン銀行)
から簡単にチャージすることが可能。



めぶくコミュニティ
地域活性
プラットフォーム



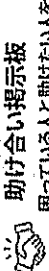
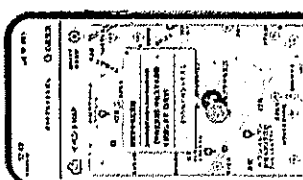
地元があるチームや個人の意見や関心
を簡単に投稿できる。他の
人の意見に対して投票することで気軽に
自分の意見を発信。



グッドグロウまえばし
情報提供
デジタルサービス



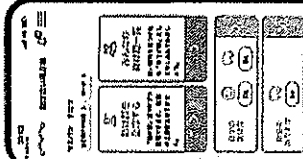
あなたに合わせた市内のイベント情報を
アプリの Map・カレンダー上で提供。
自分の住むエリアや気になるカテゴリか
ら情報を検索することが可能。



助け合い掲示板
困っている人と助けたい人を
つなげる掲示板サービス



家事やペットの散歩、荷物代行等、日常
の困りごとで手助けできる内容を登録し
たり、助けをもらいたい時に手伝って
くれる人を探すことができる。



めぶくPayについての問い合わせ

めぶくクラウド株式会社
Pay コールセンター
電話番号: 050-8850-9406 (平日 9時~17時)
QR: めぶく Pay 公式ページ (https://www.mebukupay.com)

その他のサービスについての問い合わせ

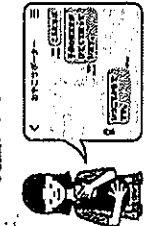
めぶくクラウド株式会社
メール: mebuku-info@mebukuba.jp

「学び・子育て」サービス

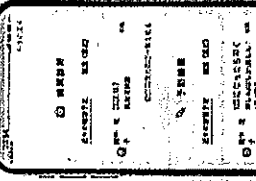


OYACO plus

妊娠期〜未就学児を持つ保護者向けの子ども
支援アプリ



産科からのお知らせや子育ての成長
の記録、妊娠経過、予防接種の管理がで
きる。おやこサポーター(有資格相談員)
へチャットで相談可能。



問い合わせ: 一般社団法人 ICT まちづくり推進
プラットフォーム株式会社
電話番号: 027-259-6550 (平日 9時~18時)

App Store Google Play
メール: info@opk.or.jp

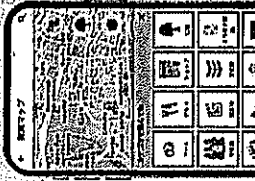


U-Green Walk

そんなに急いでどこ行くの?
道を楽しくするための街歩きアプリ



15のカテゴリから、目的地へ向かう途中
の道順ルートを設定するアプリ。
日陰が多いルートや緑の多いルートにある
樹木の環境価値を知ることができる。



問い合わせ: 東村レオ株式会社
App Store Google Play
メール: wondemature-labo@toho-leo.co.jp

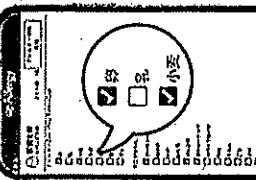


my Allergy alert

アレルギー情報や管理や給食の献立変更連絡
ができるアプリ



自分や子供のアレルギー情報等をスマ
ホ上で登録・管理できる。
対応する保育園等に送る子供の個人
別献立表の履歴・承認連絡も可能。



問い合わせ: めぶくクラウド株式会社
App Store Google Play
メール: mebuku-info@mebukuba.jp

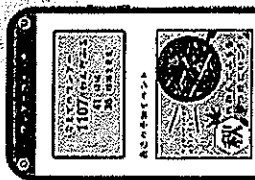


ワンダーウォッチ

自然の“すごい”を集めよう!
お子様と一緒に楽しめるいきもの観察アプリ



動物や昆虫・植物を観察すると AI が名
前を教えてくれる。発見時の“すごい”と
思った気持ちを記録できる。運動イベン
トに参加した時の観察記録も閲覧可能。



問い合わせ: 東村レオ株式会社
App Store Google Play
メール: wondemature-labo@toho-leo.co.jp



メブクラスまえばし

自分の興味・志向に合う eラーニング動画を
見られる学習アプリ



大学・企業が提供する講座や公民館課
の地域紹介等、様々な動画を見られる。
履歴やお気に入り登録した情報を基に
した動画のレコメンド機能あり。



問い合わせ: めぶくクラウド株式会社
App Store Google Play
メール: mebuku-info@mebukuba.jp



0606006



前橋が元気になる仕組みがいっぱい!



出店募集区画

道路占用許可：

前橋市まちづくり公社が窓口となり
6ヶ月毎に包括申請 現在は1年に1回
(前橋市の特例制度)

募集区画数：

14箇所(2024年10月現在)

対象スペース：

- ①休廃業店前の軒先スペース
- ②空きスペース

募集業態：

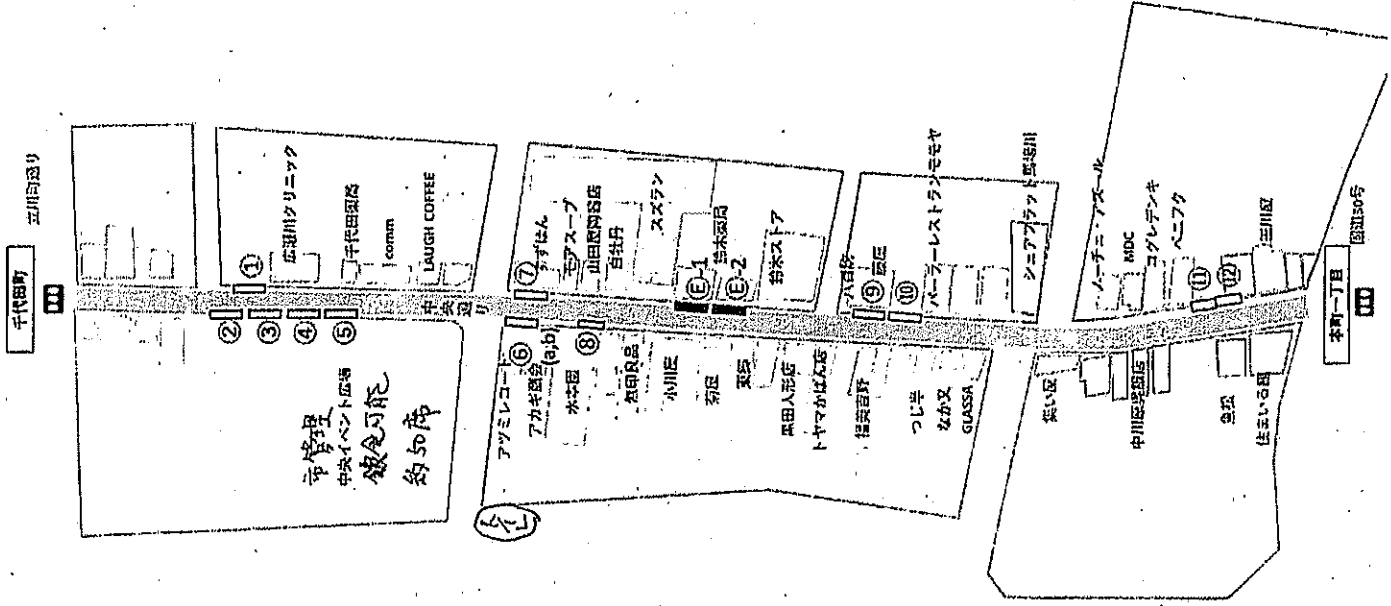
飲食、物販、サービス etc.

料金プラン：

10:00～20:00 使用可能

- 平日土日プラン ¥5,500 (7日間)
- 土日のみプラン ¥3,000 (2日間)
- 平日のみプラン ¥3,000 (5日間)

※週単位でのお申込



L = 200m

No 0606006

出店例

AFTERWORK
LAB

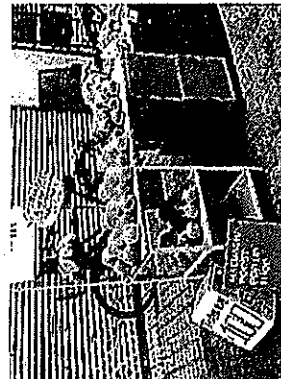
食パン専門店



靴磨き



八百屋



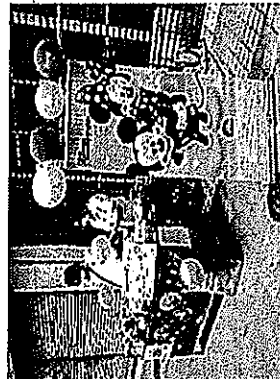
ハンドマッサージ



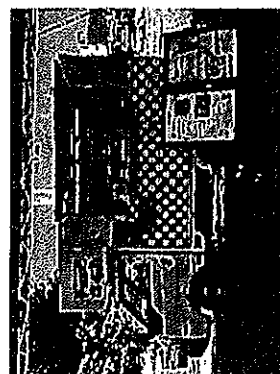
お弁当



子供用教材



キッチンカー



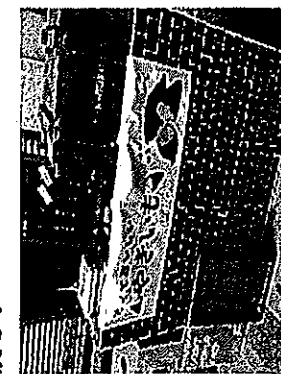
骨董品



古着



焼き芋



鍵屋



駄菓子



前橋の商店街で空き店舗の軒先貸し出し...出店でにぎわい創出へ

2022/05/12 05:29

色 この地まをスクラップする 0000



前橋市「ル・ミントロン」前橋三
角店は4月20日から軒先を借りて店を出したとこ
ろ、多い日で三保店の販売数の3分の1にあたる35
斤ほどが売れた。武井各和店長は「予想以上にお客さ
んがいて驚いた。店舗だと新しい密着を創出していく
ので、とてもメリットがある」と話した。家田代表は「戻りつつあるにぎわいを加速させたい」と活
す。

前橋市中心部にある「前橋中央通り商店街」で今
月、空き店舗や空き地の軒先にあるスペースを貸し出
す取り組みが本格的に始まった。空き店舗を確保する
などとして有効活用してもらい、中心市街地のにぎわい
を取り戻すのが狙いだ。

同市千代田町の合同会社「アフターワークラボ」の
安田昌樹代表（44）が企画した。初市再生特別地区
法に基づく建屋占用の特例制度を活用し、10平方メ
ートルほどのスペースを10か所貸し出す。料金は
1週間単位で5500円程度だが、土日限定プランで
は、1日あたり1500円程度になるという。4月末
まで「お試し期間」として無料で使ってもらい、5月
に有料で業務を始めた。

前橋市の食パン専門店「ル・ミントロン」前橋三
角店は4月20日から軒先を借りて店を出したとこ
ろ、多い日で三保店の販売数の3分の1にあたる35
斤ほどが売れた。武井各和店長は「予想以上にお客さ
んがいて驚いた。店舗だと新しい密着を創出していく
ので、とてもメリットがある」と話した。家田代表は「戻りつつあるにぎわいを加速させたい」と活
す。

貸し出しなどの問い合わせは、専用ホームページ (<https://maebashi-boost.com/>) の問い合わせフォ
ームが安田代表 (090-2236-5233) へ

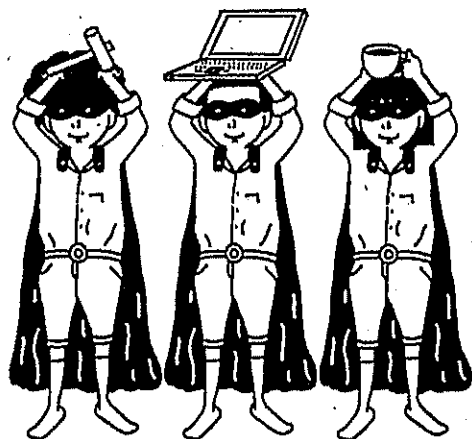
10:00 ~ 15:00 休 日 あり

実店舗展開例

まちなか外れに実店舗を持つ鉄板焼店が商店街
沿いのずららん百貨店で2号店を開業

No 0606006

～やってみたいのお手伝い～



このまちで新たな一歩を踏み出したい。
 そんなあなたに、ふわりと寄り添うアシスタント。
 空き家、補助制度、このまちの動き、・・・。
 気になることは、どんなことでも聞いてください。
 今よりもっと、楽しくておもしろいまちへ。
 マチスタントは今日も歩き続けます。

design shimamura mai
 copywriting ONOBORI3

マチスタント

前橋市HP



instagram



こんにちは。まちのアシスタントこと、マチスタントです。

私たちは前橋まちなかの「遊休不動産や人的資源」と「まちなかでやってみたいがある人」をマッチングする取り組みをしています。この少し怪しいシンボルマークは、まちなかの喫茶店で打合せ、工具を持って一緒にDIYなど、皆さんのやってみたいのお手伝いをする「縁の下の力持ち組織」をイメージしました（決して悪の組織ではありません）。お手伝いが必要な方、お気軽にご連絡ください。また、ロゴタイプについては、前橋の中心市街地にある看板から文字を集め作成しました。昭和のままの懐かしいお店や近年新たにオープンしたお店、それぞれの看板の文字を新旧混在させることで、前橋のまちなからしい雰囲気あるロゴになりました。これら看板文字がどこにあるのか、実際にまちなかを歩いて探してみましょう。そう、実はこれはまち歩きのツールなのです！（見つけたら下の欄に書いてみよう！ ※裏面のMAPにヒントあり）

マ
チ
ス

ヒント まちなか情報が多く集まるザ・まちの喫茶店

ヒント 100年以上続く洋食の名店

ヒント 群男といえどこの百貨店

タ
ン
ト

ヒント 子供連れはつついってしまう老舗 実際は「タ」

ヒント 前橋のオリジナルみやげと三冷ホッピー

ヒント ○○○ン通りの今は無きゲームセンター ※期間です

令和4年4月、マチスタントの誕生とともに、まちなか出店支援策となる2つの新たな制度を作りました。

まちなか遊休不動産リビルド支援補助金

遊休不動産を所有する方やリノベパートナーとしてサブリース事業を実施する方を対象に、リノベーションに係る経費を最大50万円を上限に補助金を交付します。

対象経費：内外装工事、残置物撤去など
 補助率：対象経費（税抜）の1/2以内



リノベパートナー登録制度

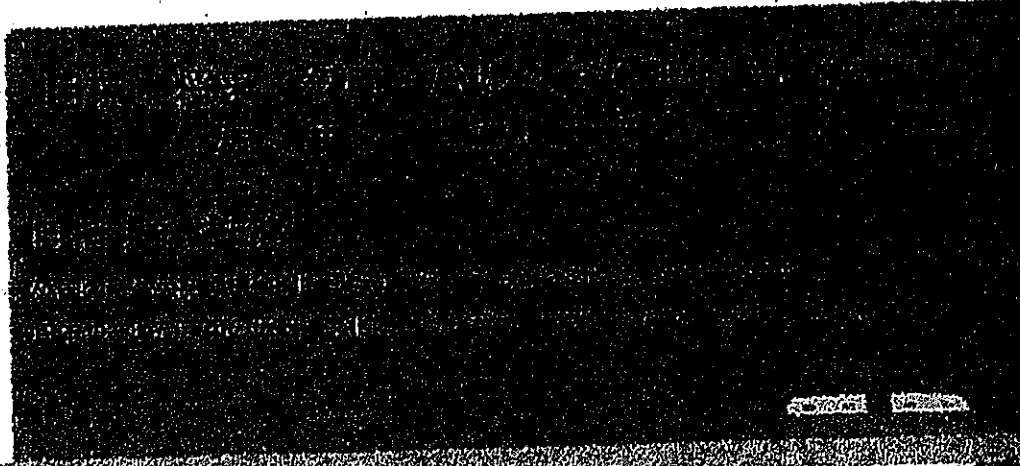
リノベパートナーとは、マチスタントと連携して自らの事業として遊休不動産所有者と出店希望者のマッチングを行う民間事業者です。リノベパートナーが出店計画に関わることで、円滑で柔軟な事業化をサポートします。

現在、家守会社やデザイナーなど13者が登録。
 （R6.4現在）





3 「グローバル・スタディ」のねらい



4 「グローバル・スタディ」とは？

- 全ての市立小・中学校で小1～中3までを一貫した教科として
さいたま市独自の英語教育
- 単なる語学学習にとどまらず、よりグローバルな視野をもつ
生徒を育成
- 英語を通して、以下のようなグローバル社会を生き抜く力を
 ・世界の中の日本を意識すること
 ・自分の考えをもつこと
 ・主体的に課題を解決すること
 ・異文化を理解し、他者を尊重すること など





5 「グローバル・スタディ」の特徴①

—さいたま市独自の英語教育カリキュラム—

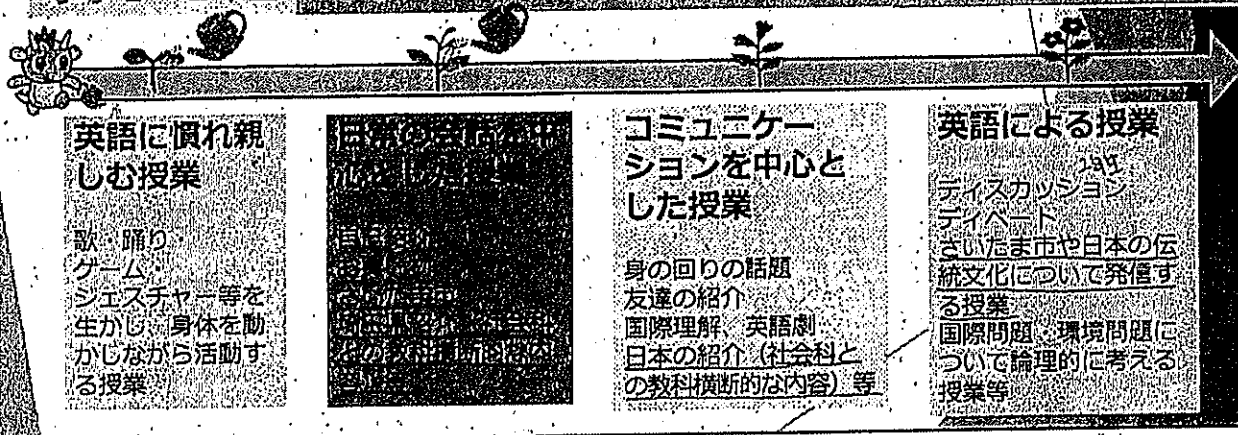
【小中一貫カリキュラム】：「質」の充実

小学1・2年生

小学3・4年生

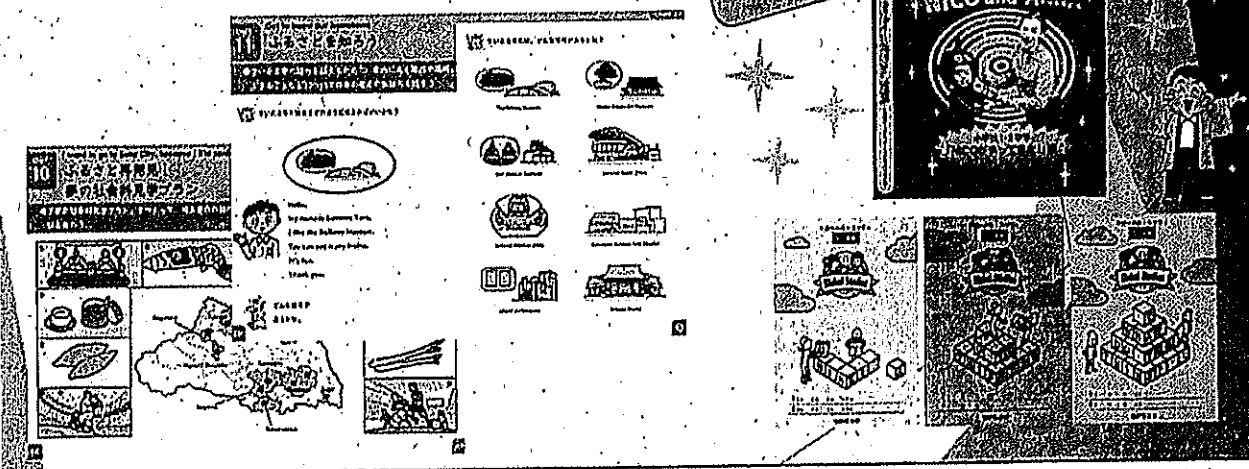
小学5・6年生

中学1・2・3年生



5 「グローバル・スタディ」の特徴②

さいたま市オリジナルの教材



英語教員にワーキンググループを設置してカリキュラムを作成している。



5 「グローバル・スタディ」の特徴③

豊富な授業時数

市独自開発の
カリキュラム

(教育委員会
+教員+ALT等)

教科書

小学校	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
	0	0	35	35	70	70	210
	34	35	70	70	105	105	419

中学校	中1	中2	中3	合計
	140	140	140	420
	157	157	157	471

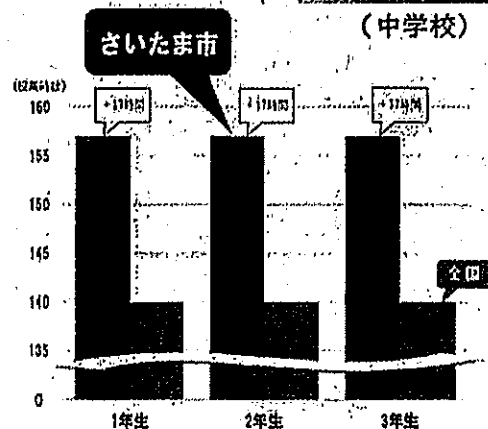
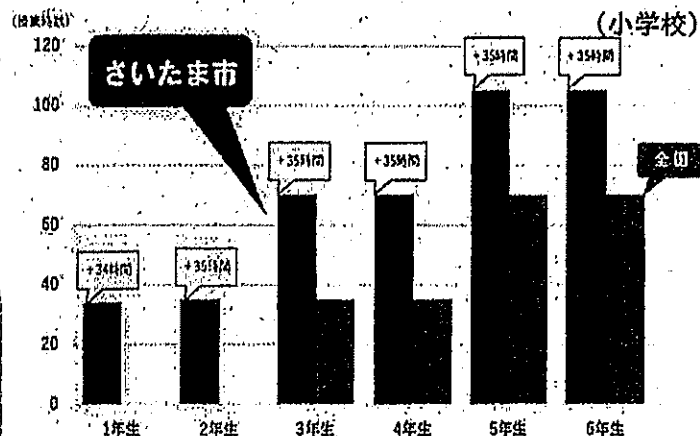
教育特区

総合的
学習時間
英語に便
低学年より
時間を英
使っている。



5 「グローバル・スタディ」の特徴③

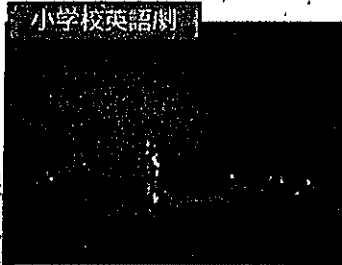
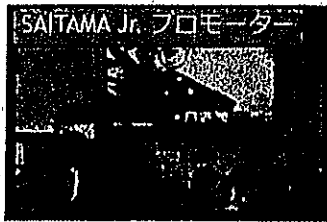
英語教育の「質」と「量」の充実



英語も活用する機会を作る。



7 体験活動



約90%参加(2泊3日)

ハミルトン

約70%参加・約10日間



8 教員の研修(令和6年度)

<1学期>

- ・グローバル・スタディ科英語力・指導力向上研修会
- ・グローバル・スタディ科専科教員研修会
- ・小・中学校グローバル・スタディ科主任研修会
- ・グローバル・スタディ科非常勤講師研修会
- ・ALTミーティング

<2学期>

- ・グローバル・スタディ科非常勤講師研修会
- ・中学校英語4技能効果測定事後研修会
- ・ALTミーティング

**豊富な研修で、
教員をサポートしています**

※研修のほかに、指導主事等が各学校を回り、
教員に指導する指導訪問を実施している。

<3学期>

- ・グローバル・スタディ科英語力・指導力向上研修会
- ・小・中学校グローバル・スタディ科主任研修会
- ・ALTミーティング





9 効果測定①

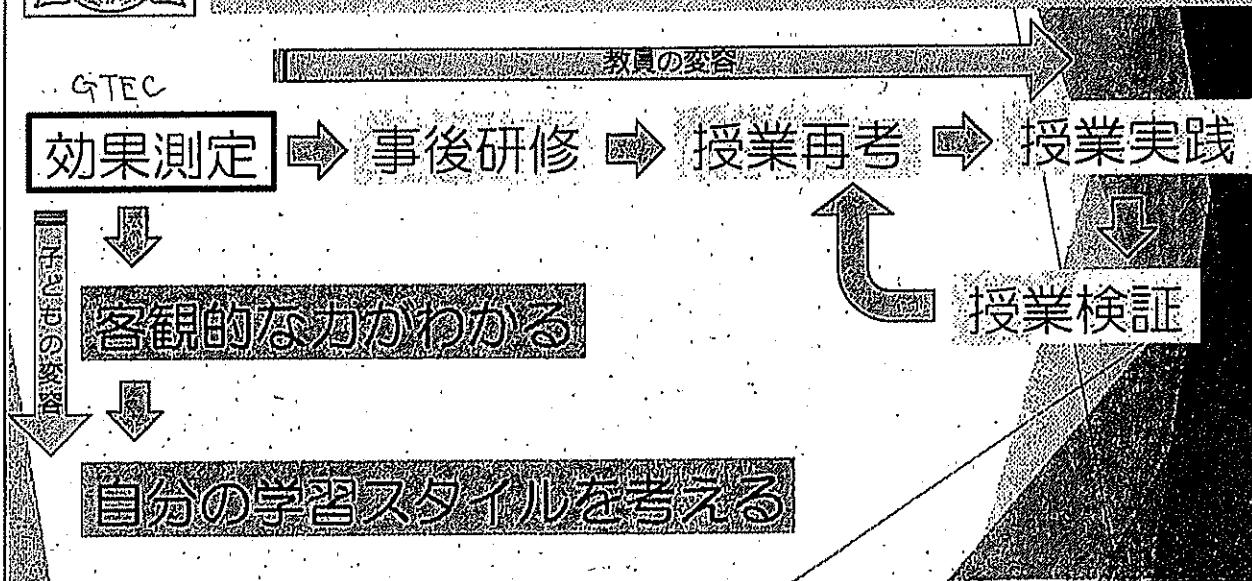
令和6年度実施の効果測定

効果測定にて客観的に成果を分析

- 英検ESG 小学校 6年生
- 英検IBA 中・中等教育学校 1・2・3年生
- GTEC 中・中等教育学校 2年生
@ 5,000円



9 効果測定②



視察・調査活動 実施計画書 政務活動費 《事前》審査書		整理番号	0606007-1		
		会派名	富山市議会自由民主党		
		議員名	松井 邦人		
■	調 査 研 究 費	会 派 承 認 欄			
□	研 修 費	起 案 日	代 表 者	経 理 責 任 者	申 請 者 (議 員)
□	広 報 広 聴 費	R6.12.13			
□	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	承 認 日			
□	会 議 費	R 6 . 1 2 . 1 6			
□	資 料 作 成 費	特 記 事 項			
□	資 料 購 入 費				
□	人 件 費	松井邦人 0606007 豊岡達郎 0605014 高原譲 0603014			
□	事 務 費				
項 目		内 容			留 意 点
1	実施者	高原譲、豊岡達郎、松井邦人(以上3名)			
2	実施日程	令和7年1月28日(火)～29日(水)			政務活動のための合理的な経路か。 政務活動以外の行儀が含まれていないか。 宿泊が必要か。
3	行程	行程表の通り ※別途添付			
4	視察 1	視察・調査先	宇都宮市		目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先 面談予定者	宇都宮市役所(宇都宮市旭1-1-5 028-632-2222) 未定		
		視察・調査の 目的、内容	【内容】子育て応援事業について 【目的】子育て応援事業における取組の先進事例を学び反映させていく		
	視察 2	視察・調査先	宇都宮市		
		視察・調査先 面談予定者	宇都宮市教育センター(宇都宮市天神1-1-24 028-639-4383) 未定		
		視察・調査の 目的、内容	【内容】メタバースでの不登校支援について 【目的】メタバースでの不登校支援について先行事例を学び反映させていく		
	視察 3	視察・調査先			
		視察・調査先 面談予定者			
		視察・調査の 目的、内容			
5	実施経費 及び 政務活動費の 支出予定額 (振込手数料含まない)	交通費	31,260円		対象費用及び単価見積が適切か。 政務活動費支出方法は適切か。 按分率適用の分母は適切か。(混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)
		日当	3,000円/日×2日=6,000円		
		宿泊費	11,200円		
		その他			
		合計額	48,460円		
		按分率(充当率)	100% ・ 50%		
		支出額(合計額×按分率)	48,460円		
6	取引規定	■抵触なし			取引制限の確認

No 0606007

御 旅 程 表

JAなのほな 生活課 観光事業

富山市豊田本町3-18-21

TEL 076-438-2214

FAX 076-438-3670

令和6年12月12日

担当

富山市議会自由民主党 松井邦人			様	旅行先		宇都宮 行政視察							
旅行日			令和7年1月28日 令和7年1月29日		人数	大人		小人	計	1泊 2日		車船中	泊
						男	女					旅館	1泊
					3				3				
日程	月日	曜日	行程表										
1.	1月28日	火	11:21 13:27 13:37 14:04 富山駅==はくたか560号==大宮駅==なすの259号==宇都宮駅==タクシー10分 15:00~16:30 ===宇都宮市役所(視察)===タクシー10分===ホテル TEL 028-610-0455 チェックイン14:00 チェックアウト11:00 *ダイワロイネットホテル宇都宮(1泊朝食 シングル 禁煙)										
2	1月29日	水	9:30 ~ 11:00 ホテル===タクシー10分===宇都宮市教育センター(視察)===タクシー10分=== 12:58 13:23 13:49 15:54 ==宇都宮駅==やまびこ138号==大宮駅==はくたか565号==富山駅										

概 算 費 用 御 見 積 り					(責任人数 3名)	
J	R	富山駅~宇都宮駅	15,630	宿泊料金	1泊朝食サ税込	11,200
J	R	宇都宮駅~富山駅	15,630	食事費		
J	R			宴会費		
J	R					
J	R					
高速有料道路代						
有料駐車代				寸志・その他		
バス航送代				添乗経費		
乗船券				乗務員昼食		
入場入拝料				お一人様費用計		42,460

コースの見方

バス ・
 車 ☺
 JR □
 私鉄 ■
 飛行機 ・
 フェリー ・
 タクシー ・
 徒歩 ・

富山市議会自由民主党 視察行程表

日程 令和 7 年 1 月 28 日(火) ~ 29 日(水)

1月28日 (火)	JR新幹線はくたか560号 富山駅 11:21 発 JR新幹線なすの259号 大宮駅 13:27 着 13:37 発 タクシー 10分 宇都宮駅 14:04 着 視察 宇都宮市役所 15:00 ~ 16:30 ホテル 【視察項目】 子育て応援事業(赤ちゃんの駅、ゆうあいひろば、子育て応援タクシー) 【宿泊ホテル】
1月29日 (水)	タクシー 10分 ホテル 視察 宇都宮市教育センター 9:30 ~ 11:00 タクシー 10分 宇都宮駅 12:58 発 JR新幹線やまびこ138号 大宮駅 13:23 着 13:49 発 JR新幹線はくたか565号 富山駅 15:54 着 【視察項目】 メタパスでの不登校支援について

視察・調査活動 実績報告書 政務活動費【事後】審査書 兼 支出伝票				整理番号	0606007-2	
				会派名	富山市議会自由民主党	
				議員名	松井 邦人	
■	調 査 研 究 費	起 案 日		会 派 承 認 欄		
□	研 修 費	R7.2.12		代表者	経理責任者	申請者(議員)
□	広 報 広 聴 費	承 認 日				
□	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	R 7. 2. 14				
□	会 議 費	支払件数	/	支払日(口座振込完了日)	R 7. 2. 14	
□	資 料 作 成 費	起 案 日		支 払 完 了 報 告		
□	資 料 購 入 費	R 7. 2. 14		代表者	経理責任者	申請者(議員)
□	人 件 費	承 認 日				
□	事 務 費	R 7. 2. 25				
特 記 事 項						
松井邦人 0606007 豊岡達郎 0605014 高原譲 0603014						
項 目		内 容				留意点
1	実施者	富山市議会自由民主党会派 松井議員				
2	実施日程	令和7年1月28日(火)～29日(水)				政務活動のための合理的な経路か。 政務活動以外の行程が含まれていないか。 宿泊が必要か。
3	行程	行程表の通り ※別途添付				
4	視察 1	視察・調査先	宇都宮市役所			目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、事前調査の結果等はどうか。
		視察・調査先 面談者	宇都宮市役所:安野健太、片庭哲也、廣村美優			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】子育て応援事業について 【目的】子育て応援事業における取組の先進事例を学び反映させていく			
	視察 2	視察・調査先	宇都宮市教育センター			
		視察・調査先 面談者	宇都宮市教育センター:飯田高広、飯島実			
		視察・調査の 目的、内容	【内容】メタバースでの不登校支援について 【目的】メタバースでの不登校支援について先行事例を学び反映させていく			
	視察 3	視察・調査先				
		視察・調査先 面談者				
		視察・調査の 目的、内容				

項 目	内 容	留意点
視察・調査活動の内容	(視察1)宇都宮市は、子供をより生み育てやすい社会の実現に向け、企業・行政・個人が一体となって赤ちゃんを育む優しい社会や社会全体の空気感の変容を目指す「ベビーファースト運動」を掲げ、子育て支援事業に取り組んでいた。授乳やおむつ替えができる施設の登録と周知を行う「赤ちゃんの駅」、登園前の朝と降園後の夕方に子どもを一時的に預かる「送迎保育ステーション」、子どもへの遊びの機会や子育て支援などを一体的に提供する「ゆうあいひろば」、子どもの送迎需要に対応する「子育てタクシー」など幅広い取り組みや、第2子以降の保育料無償化、病児保育における送迎も行っていた。また、これらの多くの事業が評価されて共働き子育てしやすい街ランキングで2年連続全国2位となっていた。しかし、合計特殊出生率の上昇に繋がっているとは言えない現状であった。 (視察2)宇都宮市では、学校や社会と繋がりを持たず家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒が増加傾向にあるため、その児童生徒が教育から取り残されることなく、学びの機会を保障し、オンラインでの学習支援や相談、体験活動などを通じて人との繋がりを実感しながら将来の社会的自立を目指して「U@りんくす(仮想空間を活用した支援)」を実施していた。支援内容はオンラインでホームルームや仮想空間でのアバターを使った交流、学習支援、相談、体験活動(農業体験、自然とのふれあい、公共施設の見学)などで、児童生徒の利用状況を踏まえて適宜見直しを行っていた。また、「U@りんくす」の利用については学校長の判断で指導要録上の出席扱いになるよう、児童生徒の活動状況を学校と共有していた。利用している児童生徒においては学校復帰に繋がっている事例もある上に、保護者にとっても子どもが不登校になっていることで抱えている不安感の軽減にも繋がっていた。	目的と市政、行政課題等の関連性、調査内容等の具体性、調査方法の妥当性、会派内での報告・情報共有等の対応等。
5 市政への影響、反映、成果等	(視察1)本市はこれまでも子育て支援に関しては富山市まちなか総合ケアセンターを拠点に病児保育室や産後ケア応援室など全国に先駆けた施策や、不妊治療助成事業、こども医療費助成(R7年度から高校生まで対象を拡大)など多くの支援を行ってきた。令和5年6月に「こどもまんなか応援サポーター宣言」をしたことで「こどもまんなか社会」の実現に向けてさらにどのような施策を実施していくかが課題である。また、本市の民間や公共施設には授乳やおむつ替えができるスペースを独自に設けている所があるが、赤ちゃんをもつ親に伝わっていないのが現状であるため、宇都宮市のように行政が体系的にまとめて広く伝える必要があると思う。宇都宮市も同様であったが、予算をかける事業が必ずしも合計特殊出生率の上昇に繋がらないことを考えると、子育て支援事業と出生率との関係性についても検討する必要があると思う。本市の子育て支援にはハード面も大事だが、ソフト面での充実を図り、子育てしやすい環境であるという意識を醸成していくことが必要だと思う。 (視察2)本市では令和5年度に不登校児童生徒として報告があった人数が1,120人で、その内457人が学校内外のいずれにおいても相談や指導などを受けていない状況にある。本市として不登校児童生徒対策は喫緊の課題であり、学びの多様化学校(不登校特例校)の開校に向けて調査研究をしている。それに加え、学校内外のいずれにおいても接点を持っていない児童生徒が一定数いることを考えると、メタバースを活用した支援も取り入れていく必要があると思う。 社会との繋がりが途切れそうになった児童生徒が多いため、メタバース上において安心できる心の居場所を作ることが求められる。また、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援が求められると思う。そのためには教員側の人材確保と育成には特に力を入れて取り組んでいく必要があると思う。	政務活動のみの内容か。 政務活動以外の政党活動、選挙活動、後援会活動等とみなされる表現、構成になっていないか。 政務活動費を支出できる内容か。 (全額、1/2、支出不可)
その他及び 政務活動以外で 取り扱った内容		

項 目		内 容			留意点	
実施経費 及び 政務活動費支出額	旅費	支出金額	42,460円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)	対象費用及び単価見積が適切か。 按分率適用の分母は適切か。 政務活動費充当方法は適切か。 (混在不明確な部分が対象。明確な部分は当初除外してあるか。)
		支出先	松井議員【立替え支払い先】なのはな農協			
		支出内容及び積算根拠	JR代 31,260円(富山駅-宇都宮駅:往復) 宿泊費 11,200円 別紙領収書のとおり			
	日当	支出金額	6,000円	支出方法	☐ 債権者口座 ☒ 議員口座 (立替)	
		支出先	松井議員			
		支出内容及び積算根拠	1月28日(火)~29日(水) 2日 3,000円/日×2日			
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座 (立替)	
		支出先				
		支出内容及び積算根拠				
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座 (立替)	
		支出先				
		支出内容及び積算根拠				
		支出金額		支出方法	☐ 債権者口座 ☐ 議員口座 (立替)	
		支出先				
		支出内容及び積算根拠				
取引規定		☒ 抵触なし				
経費総額		48,460円	按分率 (充当率)	100%・50%		
按分率適用対象経費 及び 按分理由						
政務活動費 支出(充当)額		48,460円				

貼付用紙

No. 257753

領 収 書

富田 謙久

自由民主党

松井 邦人 様

令和 7 年 (月 22 日

千	百	拾	万	千	百	拾	円
2	4	4	2	4	6	0	

但 宇都宮 行を JR・ホテル代金として

上記正に領収いたしました



なの はな 農業 協同 組合

〈ご注意〉 組合の領収年月日および取扱者印のないものは無効です。また、訂正した場合、訂正印のないものは無効です。
領収いたしました小切手・手形等が万一決済されなかったときは、本書と引換えに小切手・手形等をお返しいたします。

収入印紙

取扱者印



振 替 証 明 書

会派名 富山市議会自由民主党

金 額	48,460	円
-----	--------	---

上記金額を次の者の口座へ振替したことを証明します。

令和7年2月14日

経理責任者

豊岡 達郎



氏 名	松井 邦人	受領印	
-----	-------	-----	--



№ 0606007

10

年 月 日	摘 要	お 支 払 い 金 額 (円)	お 預 かり 金 額 (円)	差 し 引 き 残 高 (円)
1 07-02-03		*3,880	トヤマシフツ	*17,546,106
2 07-02-03*		*46,220	普通預金田辺誠	*17,499,886
3 07-02-05*		*3,880	普通預金高田真里	*17,496,006
4 07-02-05*		*3,880	普通預金豊岡誠	*17,492,126
5 07-02-05*		*3,380	普通預金高越誠	*17,488,746
6 07-02-07	振込資金	*2,715	インターネット代	*17,486,031
7 07-02-10*		*13,497	コピー用紙代	*17,472,534
8 07-02-14*		*3,880	普通預金成田誠	*17,468,654
9 07-02-14*		*48,460	普通預金松井誠	*17,420,194
10 07-02-14*		*3,880	普通預金高慶誠	*17,416,314
11				
12				

13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

(お知らせ)

1. 通帳のご提出のあるお振替のときは年月日欄に*と表示します。
2. 振替預金をお振り入れの上で、お支払い金額欄に次のとおり表示します。

タケシ

トリタチ

お支払いできる日

お支払できる時間は、所定の
不遇日・時間外となります。

(原簿差し引き残高を新通帳へ繰り延しました。)

13

普通預金通帳

店番号

口座番号

富山市議会自由民主党様



北陸銀行



宇都宮市 子ども部

子ども政策課 企画調整グループ

係長 安野 健太

〒320-8540

'24 1 28

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL: 028(632)2694 FAX: 028(638)8941

E-mail: u1806@city.utsunomiya.tochigi.jp (線共通)



宇都宮市 子ども部

子ども政策課 健全育成グループ

係長 片庭 哲也

'24 1 28

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL: 028-632-2344 FAX: 028-638-8941 【部共用】

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>

E-mail: u1806@city.utsunomiya.tochigi.jp 【部共用】

kodomomirai@city.utsunomiya.tochigi.jp 【係共用】



宇都宮市 子ども部

子ども政策課 企画調整グループ

主事 廣村 美優

'24 1 28

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL: 028-632-2342 FAX: 028-638-8941 【部共用】

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>

E-mail: u1806@city.utsunomiya.tochigi.jp 【部共用】



宇都宮市教育センター

'24 1 29

所長 飯田 高広

〒320-0816 栃木県宇都宮市天神1-1-24

TEL: 028-639-4388

FAX: 028-639-4393

URL: <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

E-mail: u47150000@city.utsunomiya.lg.jp



宇都宮市教育センター

デジタル適応支援教室

「U@りんくす」担当

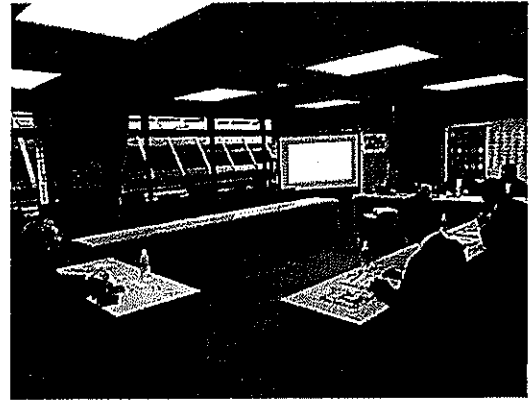
指導主事 飯島 実

'24 1 29

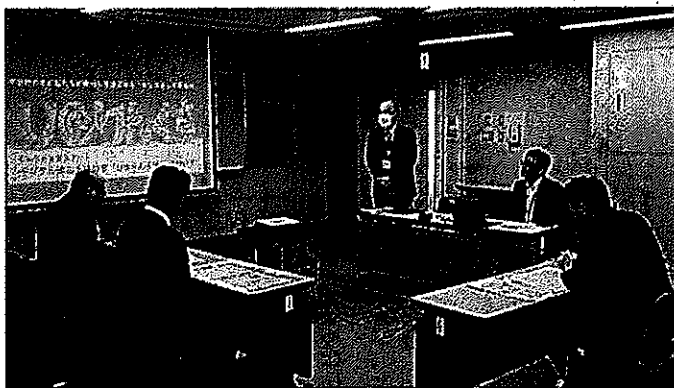
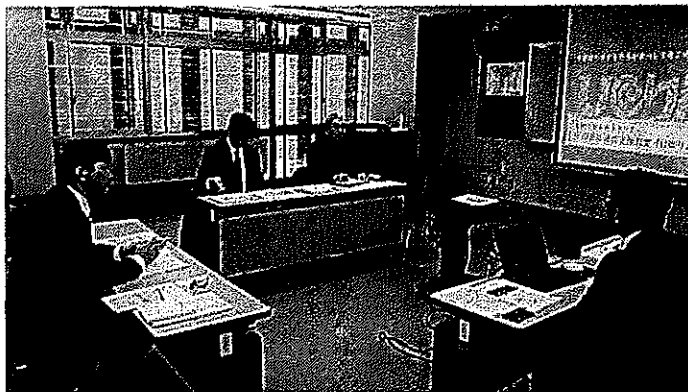
〒320-0816 栃木県宇都宮市天神1-1-24

TEL: 028-639-4380 (教育相談室)

e-mail: utlinks@ueis.ed.jp



宇都宮市 子ども部 子ども政策課



宇都宮市教育センター「U@りんくす」

富山市議会自由民主党 視察行程表

日程 令和 7 年 1 月 28 日 (火) ～ 29 日 (水)

1月28日 (火)	JR新幹線はくたか560号 JR新幹線なすの259号 タクシー 10分 視察 富山駅 大宮駅 宇都宮駅 宇都宮市役所 11:21 発 13:27 着 13:37 発 14:04 着 15:00 ～ 16:30 ホテル 【視察項目】 子育て応援事業(赤ちゃんの駅、ゆうあいひろば、子育て応援タクシー) 【宿泊ホテル】
1月29日 (水)	タクシー 10分 視察 タクシー 10分 JR新幹線やまびこ138号 ホテル 宇都宮市教育センター 宇都宮駅 大宮駅 9:30 ～ 11:00 12:58 発 13:23 着 13:49 発 JR新幹線はくたか565号 富山駅 15:54 着 【視察項目】 メタバースでの不登校支援について



赤ちゃんの駅事業について

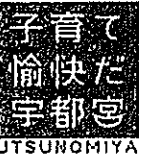


【背景】

- ・ 出生数が横ばい（本市）
- ・ 他都市の取組を参考
- ・ 子育てしやすいまちづくりの一環として開始（H21～）

【目的】

子育て家庭の外出しやすい環境づくりや利用者の利便性の向上を図るとともに、官民協働の取組とすることで、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図る。



赤ちゃんの駅事業について



【登録要件】

授乳の場、おむつ替えの場の両方、又はいずれかのスペースを提供できる施設

授乳の場

- ・ 母親が人目を気にせず授乳できるよう、パーテーション、カーテンなどの仕切りが設けられていること。
- ・ ミルク用のお湯を提供できること（対応可能な場合のみ）



おむつ替えの場

- ・ 容易にオムツ替えができるよう、ベビーシート、ベビーベッドなどが設けられていること。

UTSUNOMIYA CITY

子育て
愉快な
宇都宮

UTSUNOMIYA

赤ちゃんの駅事業について




【利用者の声】

清潔感があって、
安心して利用できた

場所を分かりやすくしてほしい

外出先でも安心して
授乳ができて良かった

父親が使えるような場所を
増やして欲しい

ミルク用のお湯が使えて嬉しい

ベビーカーが入れるように、
もっと広くしてほしい



出典：赤ちゃんの駅アンケート調査（市民向け）

8

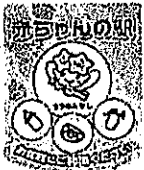
UTSUNOMIYA CITY

UTSUNOMIYA CITY

子育て
愉快な
宇都宮

UTSUNOMIYA

赤ちゃんの駅事業について



【今後の課題】

- ・ 登録施設のエリアの偏りへの対応（登録施設の拡大）
 - 民間施設への協力依頼の強化

9

UTSUNOMIYA CITY

UTSUNOMIYA CITY

子育て
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA

子育てタクシーとは

1 概要

(一社) 全国子育てタクシー協会主催の子育てタクシードライバー養成講座課程を修了したドライバーが専門に乗務する、子どもやその保護者、また妊婦にも優しいタクシーのこと。

※ 「子育てタクシー」 運行事業者は
(一社) 全国子育てタクシー協会への入会が必須



24

UTSUNOMIYA CITY

UTSUNOMIYA CITY

子育て
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA

子育てタクシーとは

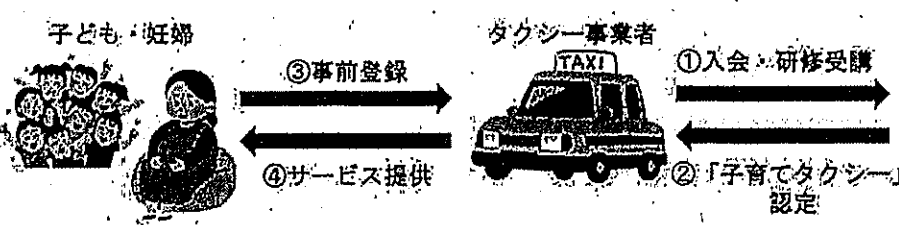
2 利用対象者

- 0～1.5歳の子ども及びその保護者（子どものみの利用も可能）
- 妊婦

3 会員数(2024.3.31時点)
27都道府県 117社 認定ドライバー1,611名

富士市は未実施



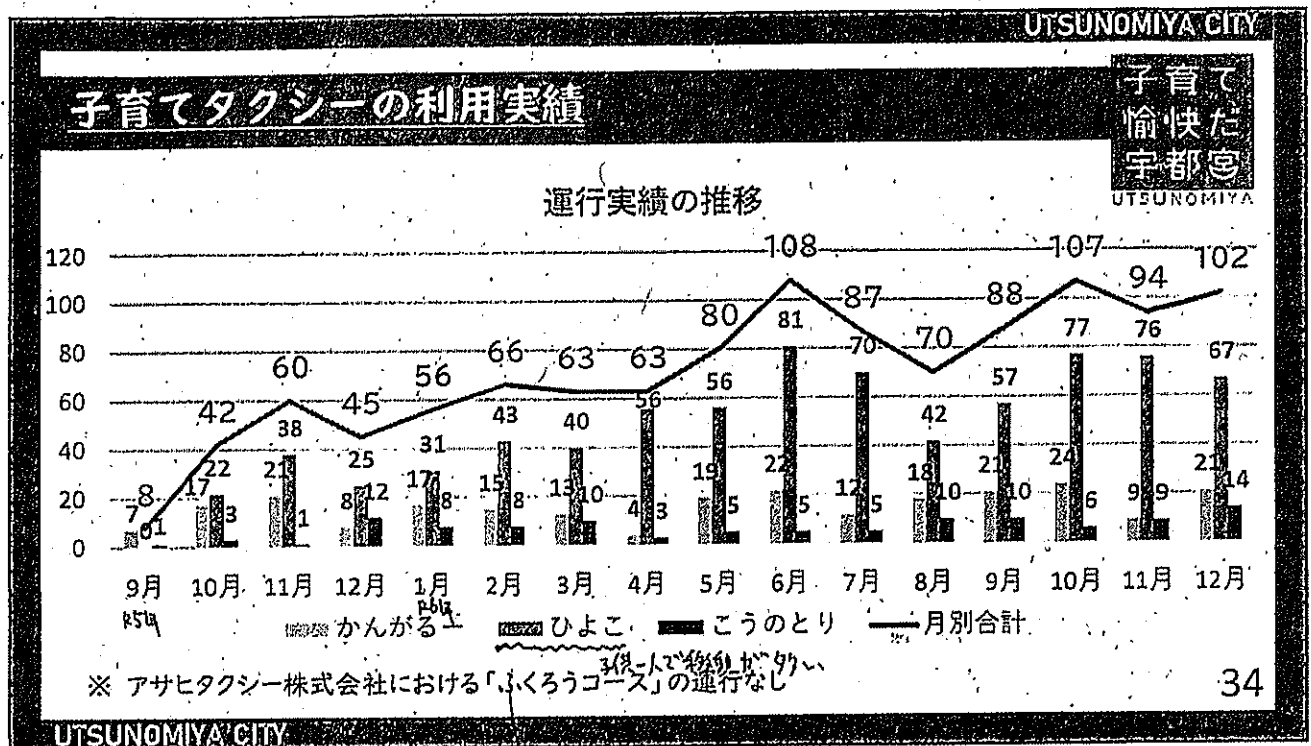


```

graph LR
    A[子ども・妊婦] -- ③事前登録 --> B[タクシー事業者]
    B -- ④サービス提供 --> A
    B -- ①入会・研修受講 --> C[全国子育てタクシー協会]
    C -- ②「子育てタクシー」認定 --> B
    
```

25

UTSUNOMIYA CITY



2~300円

UTSUNOMIYA CITY

子育て
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA

課題

子育てタクシーの登録者数や運行数が増加しており、子育てタクシーへの市民ニーズが増す中、導入事業者は1者のみであることから、対応が難しくなっている。

市民ニーズに的確に対応し、市内全域で、いつでも子育てタクシーが利用しやすい状況となるよう、複数のタクシー事業者の事業への参入が必要となっている。

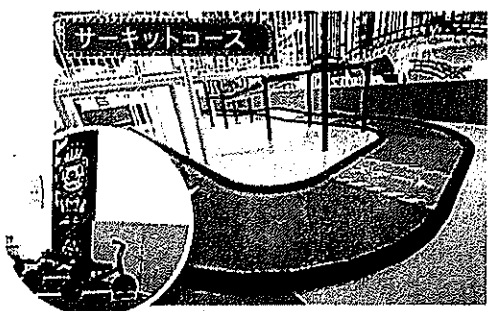
35

UTSUNOMIYA CITY

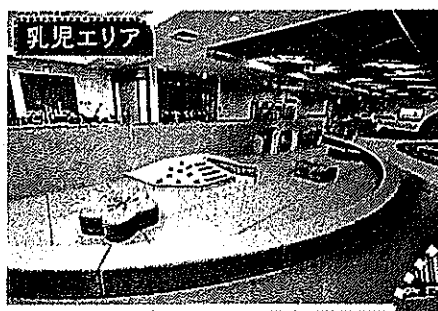
宇都宮市

ゆうあいひろば

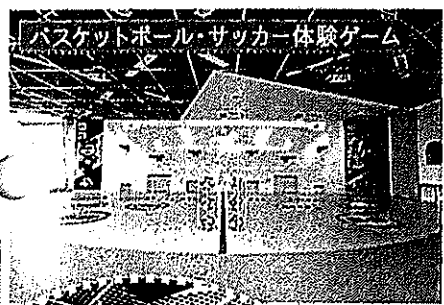
子どもたちの
あそび広場



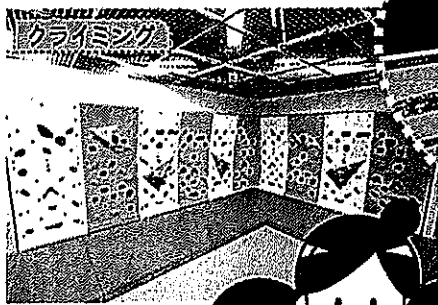
サーキットコース



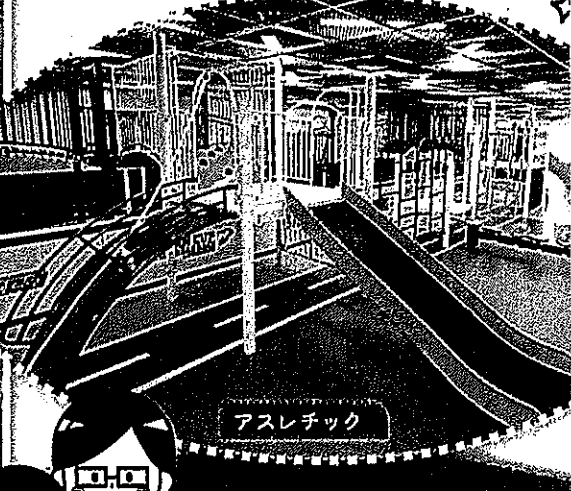
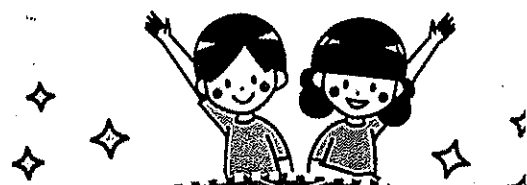
乳児エリア



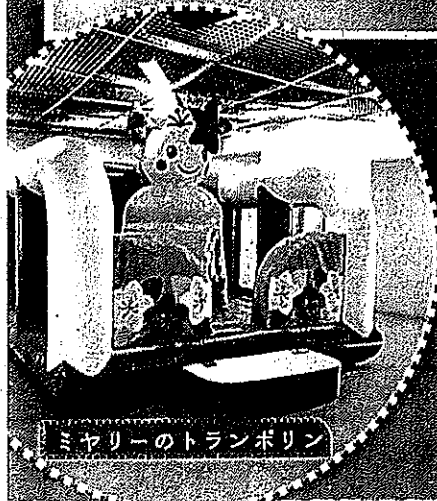
バスケットボール・サッカー体験ゲーム



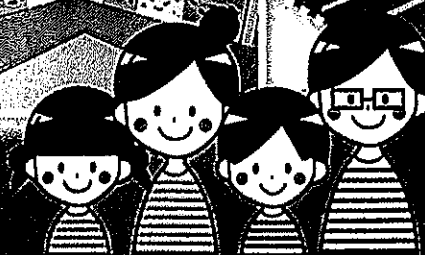
カラオケ



アスレチック



ミヤリーのトランポリン



営業時間

子どもたちのあそび広場／詳細は市HPをご確認ください
青少年エリア／午前9時～午後7時
一時預かり保育／午前9時～午後6時
ファミリーサポートセンター／午前9時～午後6時

休館日

12月29日～1月3日※遊具点検等により臨時休館する場合があります



お問合せ先

TEL.028-616-1570

▶WEB

ゆうあいひろば

▶スマートフォンで



ゆうあいひろば

320-0028

宇都宮市馬場通り4丁目1-1(3つのみや郵便局スクエア8階)

※ U@りんくす（ゆーあっとりんくす）…「U」宇都宮、あなた・君（You）と「@」アットホーム（自宅で、くつろいで）、「links」つながる、輪、絆などを合わせて、「あなたとつながるアットホームな場」として考えた造語。

1 開設の目的

- ・ 学校や社会とつながりがもてずに家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒が、教育から取り残されてしまうことがないように、「学びの機会」を保障し、オンラインでの学習支援や相談、体験活動等を通して、人とのつながりを実感しながら、将来の「社会的自立」に向けた力を育む。

2 主な対象

- ・ 市内在住の小・中学生のうち、学校に登校していない人
- ※ 市立の小・中学校以外に、市内にある私立・国立の小・中学校に在籍を含む

3 担当職員 5名（指導主事1名、県費教員2名、SCT名、ICT支援員1名）

4 支援内容

- ・ オンラインで以下のような支援を行う。
ホームルーム、メタバース（仮想空間）でのアバターを使った交流、学習支援、相談、体験活動（農業体験、自然とのふれあい、公共施設の見学）など
- ※ 今後の児童生徒の利用状況等を踏まえて、適宜活動の見直しを行う。

5 予算

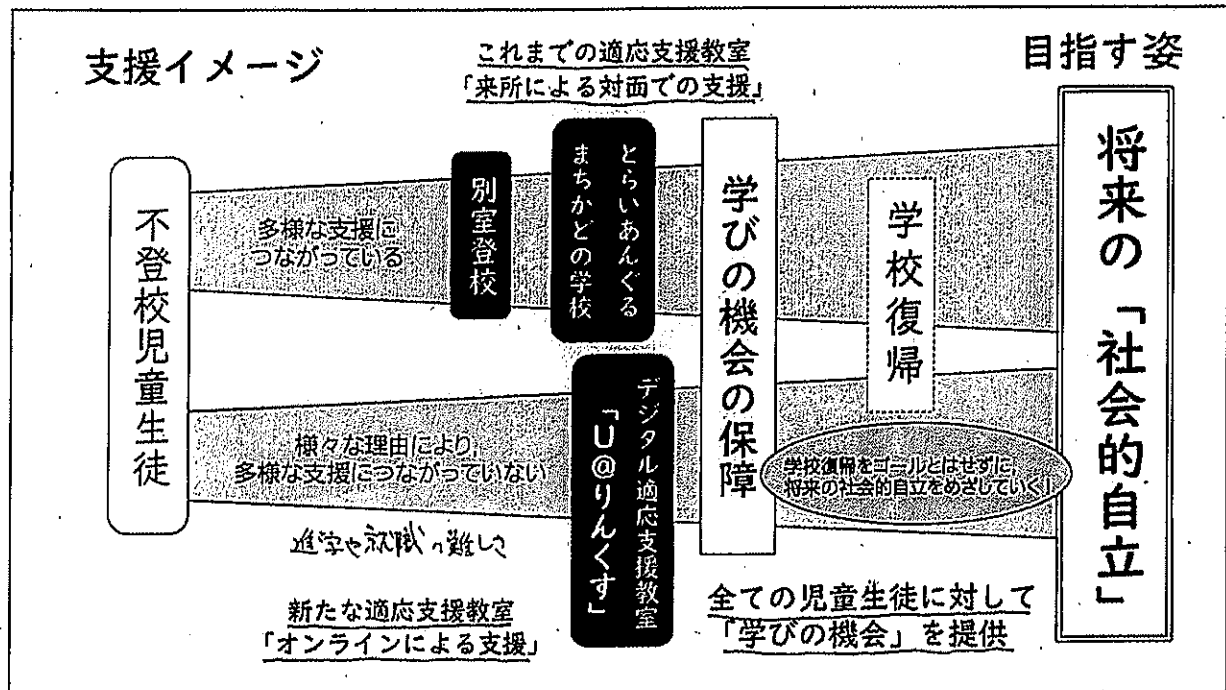
- ・ R5～ SC謝金 1040 千円、メタバース使用料 950 千円

6 指導要録上の出席扱い

- ・ 「U@りんくす」の利用については、学校長の判断で「指導要録上の出席扱い」になるよう、児童生徒の活動状況を学校と共有していく。
- ※ 「スプレッドシート」で共有することにより、管理職及び学級担任が、児童生徒の活動状況を常時把握できるようにする。

7 利用までの流れ

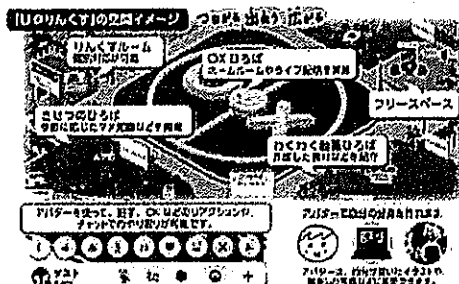
- (1) 児童生徒及び保護者が、説明会動画を視聴する。
 - (2) 保護者が正式に申込を行い、ウエルカムセッションを予約する。
 - (3) ウエルカムセッションに参加後、利用が可能。
- ※ 教育センターでの相談は不要、利用開始時には、教育センターから学校に連絡する。
- ※ ウエルカムセッションでは、職員との顔合わせや、操作説明等をオンラインで行う。



オンラインから対面につながる

「U@りんくす」ってどんな場所なの？

子どもたちが安心して過ごせるように、インターネット上に作った
オンラインで支援を行っている **仮想空間（メタバース空間）** です。



子どもたちは、自分の分身であるアバター
（キャラクター）を使って活動に参加し、
オンラインでの学習支援や相談、体験活動
などを通して、人とのつながりを実感しながら、
将来の「社会的自立」に向けた力を育んでいます。

○ 「U@りんくす」を利用する子どもたちの感想

- ・ みんなと話すのが一番楽しい♪
- ・ 色々な企画を考えてくれて毎日楽しんでいます。
- ・ 生活習慣も改善され始めて、朝に起きて夜に寝る生活に戻れました。
- ・ 人とコミュニケーションをとることが思いのほか楽しく、学校でも今までは先生に会釈する程度しかできなかったのが「おはようございます」「さようなら」を言葉にして言うことができるくらいにまで立ち直れました。
- ・ ここのお陰でちょっとずつ人と話せるようになったかも。

○ 「U@りんくす」を利用する保護者の感想

- ・ 活動がある事に感謝です。いつも受け入れてくれて、本人も楽しそうです。
- ・ 参加する前は、とにかく「暇をどう潰すか」を本人は考えていました。活動に参加するようになって、本人の体に負担のない「やること」「できること」ができたことで生活のリズムを整えられました。
- ・ 何より体調の優れない状態で、社会との繋がりが途切れそうになっていた所、こんなにも毎日の励みになるくらい、先生方やお友達との信頼関係がネット上で築けて、笑顔が戻ってきています。
- ・ U@りんくすの活動があることで、繋がりがより楽しくしている様です。親にとっても心の支えになっている気がします。

保護者支援にもつながっている。

デジタル適応支援教室

ゆー あっと

「U@りんくす」

ID 1006433

「U@りんくす」では、不登校の子どもたちの「学びの機会」を保障し、オンラインでの学習支援や相談、体験活動などを通して、人とのつながりを実感しながら、将来の「社会的自立」に向けた力を育んでいます。

市教育センター ☎ (639) 4380

■「U@りんくす」で交流しよう

「U@りんくす」では、インターネット上に、不登校の子どもたちが安心して過ごせる仮想空間(メタバース空間)を作り、自分の分身であるアバター(キャラクター)を使って、活動に参加できます。1日2回のホームルームや、日替わりのライブ配信の他、宇都宮動物園や宇都宮城址公園など、屋外からのライブ配信、社会人への職業インタビューなどのオリジナル動画コンテンツの作成など、さまざまな活動プログラムを提供しています。

▼対象 市内在住の小・中学生のうち、学校に登校していない人。

▼その他 申込方法や説明会動画など、詳しくは、市教育センターURLをご覧ください。市立の小・中学校以外に、市内にある私立・国立・県立の小・中学校に在籍している人も利用が可能です。



市教育センターURL



「U@りんくす」の利用イメージ

自分のペースで、自分の興味関心を基に進められます。

- ▼生活のリズムが整うように、決められた時間にホームルームやライブ配信に参加。
- ▼音声や文字のやり取りにより、仲間と自由に交流。
- ▼自分で描いた絵や制作した作品を紹介。
- ▼オリジナル動画コンテンツ視聴やプログラミング体験など、自分のペースで活動。
- ▼季節に合わせたイベントや、他の適応支援教室との合同行事など、現実世界(リアル)での交流。
- ▼オンラインによる個別面談や保護者面談(希望制)。



学びの機会の活用



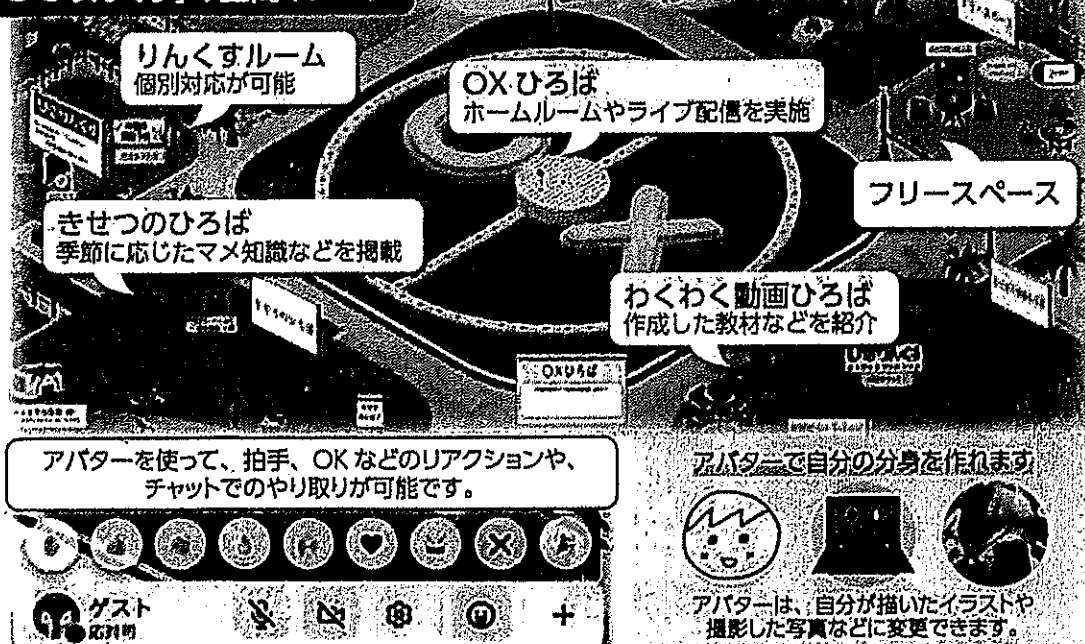
現実の社会的自立を促した活動



心とつながるサポート

「U@りんくす」の空間イメージ

つながる 出会う 広がる



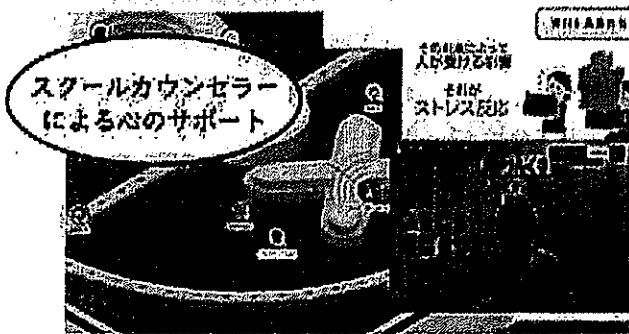
ゆーあっと

「U@りんくす」

すべての活動は、子どもたちの「自己決定」を大切にして、
自分のペース、自分の興味関心をもとに進めていきます。

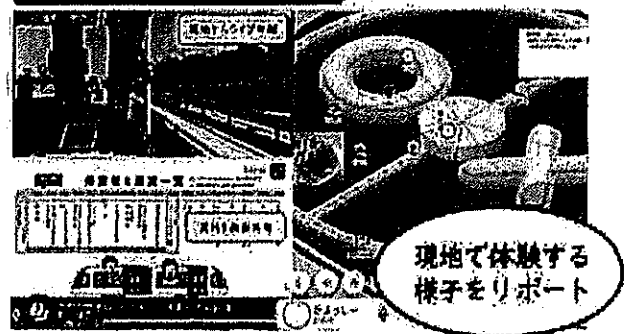
「U@りんくす」の活動の様子

日替わりのライブ配信



5.10 たろきーのほっとひとときタイム

屋外からのライブ配信



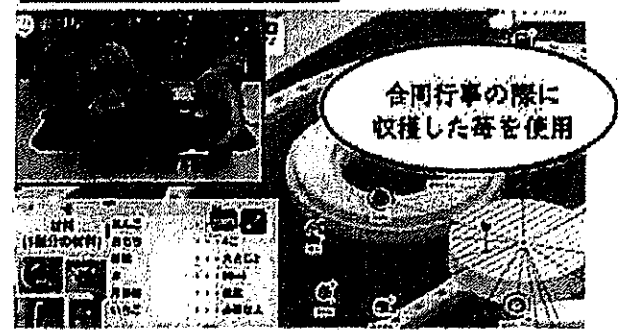
トレジャータイム「ライトラインに決乗」

オリジナル動画コンテンツ



「野菜の苗を育てよう」シリーズ

季節に応じたイベント



りんくすクッキング「切り餅を使った莓大福づくり」

「U@りんくす」で公開している動画コンテンツの一部

お仕事図鑑「株式会社うさぎや商店」

